

木簡研究

第二五号

木簡研究

第二五号



木
簡
学
会

題字
藤枝
晃刻

目次

巻頭言——木簡を観る……………平川 南…………… 1

目次…………… iii

凡例…………… vii

二〇〇二年出土の木簡…………… 1

概 要	渡 辺 晃 宏	1
奈良・平城宮跡	馬場 基・渡辺 晃宏	7
奈良・平城京跡右京二条三坊三坪	久保 清子	15
奈良・西大寺旧境内	池田 富貴子	16
奈良・興福寺一乗院跡	山本 崇	17
奈良・藤原京跡左京七条一坊	竹内 亮	19
奈良・藤原京跡右京一条一坊	市 大樹	21
奈良・藤原京跡右京一条一坊	露口 真広・竹内 亮	35
奈良・藤原京跡右京六条四坊・七条四坊	齊藤 明彦・市 大樹	37
奈良・飛鳥京跡瓦池遺構	卜部 行弘・鶴見 泰寿	40
奈良・酒船石遺跡	西光 慎治・市 大樹	51
奈良・坂田寺跡	相原 嘉之・竹内 亮	57
京都・長岡京跡	園下多美樹・佐藤 直子	59
京都・平安京跡右京三条一坊六町	山口 真	63
京都・東寺(教王護国寺)旧境内	吉崎 伸	65
大阪・中之島六丁目所在遺跡	小倉 徹也・鳥居 信子	67
大阪・長原遺跡	宮本 康治・鳥居 信子	68
大阪・西ノ辻遺跡	菅原 章太	69
大阪・鬼虎川遺跡	菅原 章太	71

大阪・中野遺跡
 大阪・讀良郡糸里遺跡
 兵庫・三原石田遺跡
 三重・中林・中道遺跡
 愛知・貞養院遺跡
 愛知・上橋下遺跡
 静岡・中村遺跡
 静岡・箱根田遺跡
 神奈川・五合榎遺跡(仏法寺跡)
 東京・下宅部遺跡
 埼玉・騎西城跡
 埼玉・騎西城武家屋敷跡
 千葉・大慈恩寺遺跡
 茨城・羽黒遺跡
 滋賀・野路岡田遺跡
 滋賀・西河原遺跡
 滋賀・西河原宮ノ内遺跡
 滋賀・三堂遺跡
 岐阜・弥勒寺西遺跡
 長野・松本城下町跡中町
 群馬・薬師遺跡

東

村上 始	73
黒須 亞希子	75
金津 匡伸	77
78	
敬義・瀬野弥知世	
水野 裕之	79
池本 正明	82
鈴木 敏則	83
鈴木 敏中	85
福田 誠	88
91	
千葉 敏朗	
嶋村 英之	93
嶋村 英之	96
黒沢 哲郎	99
駒澤 悦朗	101
同 田 雅人	102
徳 綱 克己	104
106	
辻 広 志	
108	
岡本 広義	
111	
田中 弘志	
114	
太田 万喜子	
116	
志村 哲	

栃木・佐野城(春日岡城)跡	山口 明良	118
福島・泉庵寺跡	荒 淑人	119
宮城・仙台城跡(一の九北方武家屋敷地区)		
佐竹 輝昭・兼平	賢治・大藤 修	
藤沢 敦・京野 恵子・高木 暢亮		
宮城・大古町遺跡	伊 藤 博道	126
宮城・市川橋遺跡	千葉 孝弥・廣瀬真理子	128
岩手・志羅山遺跡	菅 原 計二	132
岩手・中尊寺境内大池跡	及 川 司	135
秋田・藩校明德館跡	伊 藤 武士	137
青森・新城平岡(四)遺跡	木 村 淳一	139
福井・石盛遺跡	大 川 進	144
石川・畷田・寺中遺跡	金 山 哲哉	145
石川・中屋サワ遺跡	向 井 裕知	147
石川・南新保北遺跡	庄 田 知光・平川 南	150
新潟・下沖北遺跡	田 中 一 穂	153
新潟・浦廻遺跡	田 中 一 穂	155
新潟・草野遺跡	水 澤 幸 一	163
新潟・屋敷遺跡	水 澤 幸 一	165
高根・青木遺跡	今 岡 一 三	167
広島・黄幡一号遺跡	岡 野 克 巳	169

山口・延行奈良遺跡	濱崎 真二	170	愛媛・別府遺跡	三好 裕之	182
香川・浜ノ町遺跡	乗松 真也	172	福岡・朽網南塚遺跡	谷口 俊治	184
徳島・新蔵町三丁目遺跡	藤川 智之	175	福岡・下月隈C遺跡群	荒牧 宏行	186
徳島・常三島遺跡	中村 豊	177	福岡・高畑遺跡	大庭 康時	189
徳島・守護町勝瑞遺跡	重見 高博	179	福岡・元岡・桑原遺跡群	吉留 秀敏	191
愛媛・南江戸園目遺跡	中野 良一	181			
一九七七年以前出土の木簡(二五)		193			
奈良・坂田寺跡	竹内 亮	193			
釈文の訂正と追加(六)		197			
愛知・志賀公園遺跡(第二四号)	永井 宏幸	197	福岡・元岡・桑原遺跡群(第三号)	菅波 正人	198
中世木札文書研究の現状と課題		203	田良島 哲		203
長登銅山遺跡出土の銅付札木簡に関する一試論		213	畑 中 彩子		213
古代荷札木簡の平面形態に関する考察		239	友田 那々美		239
——平城宮・平城京跡出土資料を中心に——					
書評 富谷至編『辺境出土木簡の研究』		269	高村 武幸		269

叢 報……………渡辺 晃 宏……………

「木簡研究」第二一―二五号総目次……………

編集後記……………土橋 誠……………

英文目次……………

コラム

新潟・下剗遺跡出土の果樹の絵を描いた曲物……………(田中 一徳)……………

平城宮木簡の重要文化財指定……………(渡辺 晃 宏)……………

告 白……………

「大和北道路の平城宮跡直下トンネル案の即時撤回を求める要望書」について……………

凡 例

一、以下の木簡出土事例報告は、各木簡出土地の発掘機関・担当者に依頼して執筆していただいたものであるが、体裁及び釈文の記載形式などについては、編集担当の責任において調整した。執筆者の所屬が発掘機関と異なる場合には、執筆者名に註記を加えた。

一、報告は「二〇〇二年出土の木簡」、「一九七七年以前出土の木簡」、及び「釈文の訂正と追加」の三欄に分けて掲載した。

一、各欄ごとの遺跡の排列は、それぞれは奈良時代の五畿七道の順序に準じた。

一、各遺跡の記載は、所在地、調査期間、発掘機関、調査担当者、遺跡の種類、遺跡の年代、遺跡及び木簡出土遺構の概要、木簡の釈文・内容、関係文献（当該木簡掲載の報告書など）の順とし、国土地理院発行の五万分の一地形図を使用して、木簡出土地点を▼で示した。（ ）内は図幅名である。

凡 例

一、紹介する木簡には遺跡ごとに木簡番号を付し、()で示した。数

なお、「釈文の訂正と追加」の欄では、当該報告が掲載された本誌の号数を遺跡名の下に()で明記し、地図は原則として割愛した。また、「遺跡及び木簡出土遺構の概要」は省略し、必要な場合は「木簡の釈文・内容」において最少限の言及を行なった。

次の調査の木簡を一括して紹介する場合は、原則として調査ごとの通し番号とした。なお、「釈文の訂正と追加」では、既報告木簡の訂正、新出木簡の追加の順とし、一括して通し番号を付した。

一、木簡の釈文は、木目方向を縦として組むのを原則とした。但し、曲物の底板などについては必ずしもこの限りではない。

一、釈文の漢字は概ね現行常用字体に改めたが、「賈」「賈」「賈」「龍」「廣」「盡」「應」などについては正字体を使用し、異体字は「マ」「卅」「卅」「季」「林」などについてのみ用いた。

一、釈文下段のアラビア数字は木簡の長さ（文字の方向）・幅・厚さを示す（単位はmm）。欠損している場合は括弧つきで示した。その下の三桁の数字は型式番号を示す。なお、円形の木製品の法量は、径と厚さを示し（単位mm）、欠損している場合は復原径を示した場合がある。また、それぞれの発掘機関における木簡番号がある場合には最下段に示した。「釈文の訂正と追加」の欄において釈文を訂正する木簡については、型式番号の次に既掲載号数と木簡番号を17(2)のごとく付した。

一、釈文に加えた符号は次の通りである（は頁第一回参照）。

「」 木簡の上端ならびに下端が原形をとどめていることを示す（端とは木目方向の上下両端をいう）。

< 木簡の上端・下端などに切り込みのあることを示す。
ミミ 抹消された文字であるが、字面の明らかな場合に限

り原字の左傍に付した。

穿孔のあることを示す。但し、釘孔など別の用途の穿孔は省略した。

抹消により判読困難なもの。

欠損文字のうち字数の確認できるもの。

欠損文字のうち字数が推定できるもの。

欠損文字のうち字数の数えられないもの。

前後に文字の続くことが内容上推定されるが、折損などにより文字が失われているもの。

異筆、追筆。

合点。

木目と直交する方向の刻線を示す。

木簡の表裏に文字がある場合、その区別を示す。

校訂に関する註で、本文に置き換わるべき文字を含むもの。原則として文字の右傍に付す。

右以外の校訂註、及び説明註。

文字の上に重書して原字を訂正している場合、訂正箇所の左傍に・を付し原字を上的重要で右傍に示す。

編者に加えた註で、疑問が残るもの。

文字に疑問はないが、意味の通じ難いもの。

同一木簡と推定されるが、折損などにより直接つな

がらず、中間の文字が不明なもの。

組版の関係で一行のものを二行以上に組まなければならなかった場合、行末・行頭に付けたもの。

巻頭図版に写真の掲載されているもの。

一、釈文の最下段に三桁で示した型式番号は、木簡の形態を示し、

次の一八型式からなる（区長第2回調査）。

○1型式 短冊型。

○2型式 短冊型で、側面に孔を穿ったもの。

○3型式 一端が方頭で他端は折損・腐蝕で原形が失われたもの。

○4型式 小形矩形のもの。

○5型式 小形矩形の材の一端を圭頭にしたもの。

○6型式 長方形の材の両端の左右に切り込みをいれたもの。方頭・圭頭など種々の作り方がある。

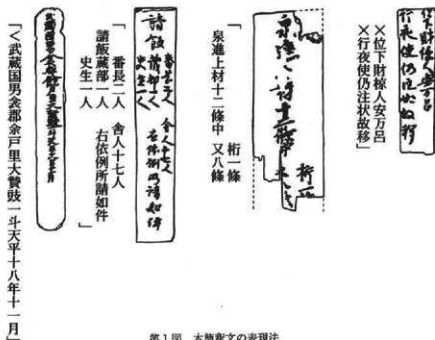
○7型式 長方形の材の一端の左右に切り込みをいれたもの。

○8型式 長方形の材の一端の左右に切り込みをいれ、他端を尖らせたもの。

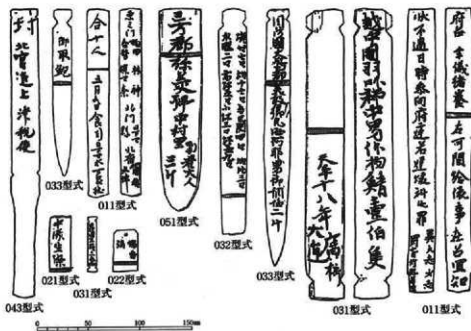
○9型式 長方形の材の一端の左右に切り込みがあるが、他端は折損あるいは腐蝕して不明のもの。

○10型式 長方形の材の一端の左右を削り、羽子板の柄状に作ったもの。

○11型式 長方形の材の一端を羽子板の柄状に作り、残りの部分



第1図 木簡表文の表現法



第2図 木簡の形態分類

の左右に切り込みを入れたもの。

〇〇〇型式 長方形の材の一端を羽子板の柄状にしているが、他端

は折損・腐蝕などによって原形の失われたもの。

〇〇二型式 長方形の材の一端を尖らせたもの。

〇〇〇型式 長方形の材の一端を尖らせているが、他端は折損。

〇〇二型式 用途の明瞭な木製品に墨書のあるもの。

〇〇〇型式 用途未詳の木製品に墨書のあるもの。

〇〇二型式 折損、腐蝕その他によって原形の判明しないもの。

〇〇二型式 削屑。

なお、中世・近世の木簡については、以上の型式番号に適合しないものが多いので、註記を省略する場合がある。

一、この凡例は木簡出土事例報告に関するものであり、論文などにおいては、必ずしもこれを用いるものではない。

一、英文目次は天理大学のW・エドワーズ氏にお願いした。

木簡学会役員（二〇〇三・二〇〇四年度）

会長	佐藤 宗諱								
副会長	鎌田 元一	田辺 征夫							
委員	石上 英一	今泉 隆雄	小林 昌二						
	坂上 康俊	佐藤 信	田熊 清彦						
	館野 和巳	寺崎 保広	土橋 誠						
	西山 良平	櫻山 明	山中 章						
	山中 敏史	吉川 聡	吉川 真司						
	和田 幸	渡辺 晃宏							
監事	綾村 宏	東野 治之							
幹事	市 大樹	岩宮 隆司	鷲森 浩幸						
	鈴木 景二	竹内 亮	鶴見 泰寿						
	西村さとみ	野尻 忠	馬場 基						
	古尾谷知浩	増湖 徹	山本 崇						
	横内 裕人	吉江 崇							

奈良・平城宮跡

- 1 所在地 奈良市佐紀町
- 2 調査期間 第三三七次調査 二〇〇一年(平13) 一〇月―二〇〇二年八月
- 3 発掘機関 奈良文化財研究所平城宮跡発掘調査部
- 4 調査担当者 代表 金子裕之
- 5 遺跡の種類 宮殿跡
- 6 遺跡の年代 奈良時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

第一次大極殿院南辺では、一九七二年度の第七七次調査で、第一次大極殿院南面築地回廊SC七六〇〇・七八二〇、その中央に開く南門SB七八〇一、南門東側に取り付く東楼SB七八〇二などが確認された(平城宮跡調査報告Ⅻ)。以下学報と略称。東楼の柱抜取穴からは計二四二点(うち前層一五五点)の木簡が出土している(本誌第三号)。今回の調査は、南門を挟んで東楼と対称の位置に想定される楼閣建物(西窓)の存在・位置・規模を確認するためのもので、東楼同様木簡の出土も期待された。調査面積は二二七八㎡である。

主な検出遺構は、南面築地回廊SC七八二〇・西楼SB一八五〇〇、これらの解体に伴う遺構、及び築地回廊に囲まれた大極殿院内

広場SH六六一三などである。遺構の時期は大きくA-Eの五時期に大別でき、これは学報の時期区分のI-1-4及びII期以降に対応する。

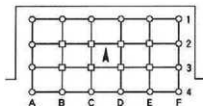
木簡は、平城宮造営時の整地土から一四四点、西楼SB一八五〇〇掘立柱抜取穴から一四七一点(うち前層一三〇四点)が出土した。

平城宮造営時の整地土は厚さ三〇cm程度で、地上上に広く敷かれる。南面築地回廊は、この整地土の上に基壇を造成して造られる。

第一次大極殿はこの整地土の分布しない場所に位置するが、第一次大極殿院の広場や南面築地回廊はこの整地土が積まれた後に構築されたものである。木簡は整地土に元々含まれていたのではなく、整地の過程で投棄されたものであろう。完形に近いものが多く、削屑は含まれていない。

西楼SB一八五〇〇は五間×三間の柱東西棟建物。B期に南面築地回廊七間分を解体し、基壇を北側に巻き足して増築される。東楼とは同構造で、外側の一六本の柱は掘立柱で、建物内部の八本の柱は礎石建ち。便宜上、南北柱列を西から順にA-F、東西柱列を北から順に1-4とした。確認できた掘立柱柱穴の深さは、遺構検出面から二・四-三・〇mを測る。柱掘形は一辺二・五-三・〇mの長方形を呈し、東西に長いもの(A3など)と南北に長いもの(F4など)がある。柱径は、柱根の残っていた東楼同様、七五cm程度であらう。解体時に、礎石・掘立柱は全て抜き取られ、基壇は

広場の上層階敷の高さまで削平される。柱抜取穴は底に近づくにつれて漏斗状に狭くなり、底では幅七〇〜九〇程度になる。底から約一・五m前後までは埋土の単位が厚く、一度に埋められた可能性が高い。その上は層が細かくなり、この中に木製品や木簡を多量に含んだ層がレンズ状に混じる。この層は、いずれの柱抜取穴にも存在した。柱抜取穴がある期間この深さで放置され、遺物を廃棄できる状況にあったと考えられ、出土遺物の一括性は極めて高い。抜取穴からは、二次被熱の痕跡がある瓶、大量の舞木、隅木蓋瓦などの瓦、朱の残る柱補修部材、回廊のものと思われる礎石などが出土した。解体はD期で、出土木簡から考えて天平勝宝五年頃であろう。



西樓SB18500柱穴番付図
(○は掘立柱、□は礎石建ち)

柱名	出土点数(うち割調)	D4	4 (3)
		E1	10 (2)
A1	2	E4	9 (6)
A2	5 (1)	F1	1318 (1207)
A3	1	F2	71 (56)
B4	21 (8)	F3	1
C1	2	F4	1
C4	21 (21)		
D1	5	計	1471 (1304)

西樓SB18500柱穴別木簡出土点数一覧



平城宮本簡出土地点図

- 木簡出土地
- ▼ 本号掲載木簡出土地

整地土

- (1) 「^{〔入カ〕}癸卯年太宝三年正月宮内省□四年□□
年慶雲三年丁未年慶雲肆年孝服^{〔考〕}」
(305)×30×4 081
- (2) 「伊勢国安農郡阿^{〔刀カ〕}里阿斗マ身」
・「和銅三年^{〔三カ〕}□月」
200×24×4 051・
- (3) ・「伊勢国安農郡県」
・「^{〔リカ〕}里人飛鳥戸椅万呂五斗」
132×18×4 032
- (4) ・「五百原□」
・「五斗」
(36)×15×4 019
- (5) 「^{〔物カ〕}長田上郡大□里□×」
(115)×21×3 059
- (6) ・「大井里委文マ鳥□」
・「^{〔米カ〕}米五斗」
153×17×4 022
- (7) 「^{〔白カ〕}酒四斗」
(109)×22×3 019

西樓SB一八五〇〇A2柱抜取穴

(8) ・「^{〔崎カ〕}江里守マ」
・「^{〔白カ〕}白米五斗」

(126)×24×5 039

西樓SB一八五〇〇A3柱抜取穴

(9) ・「^{〔栗カ〕}栗原マ里羽栗臣」
・「^{〔依カ〕}依」

(115)×20×2 019

西樓SB一八五〇〇B4柱抜取穴

(10) ・「^{〔衛カ〕}衛門府進鴨九翼 風速小月 大石小山 大豆人成
・「^{〔麻カ〕}麻呂 大市乎麻呂」

202×22×3 032

(11) ・「^{〔東カ〕}東市司進上」
・「^{〔天カ〕}天平勝宝四」

(98)×24×2 009

(12) 「^{〔東カ〕}東梨原 梨百九十五果□」
(334)×21×4 019

03 〓備中国哲多郡〓^{〔乃カ〕}郷白米五斗

・〓〓人白猪マ身万呂

(253)×20×4 033

04 〓安芸国賀茂郡白米五斗〓

〓〓

170×30×7 031*

05 〓納片児

96×20×4 033

西標SB一八五〇〇C一柱採取穴

06 〓安〓^{〔奥カ〕}〓〓部里

・一人阿斗マ〓五斗

121×16×4 011

西標SB一八五〇〇E一柱採取穴

07 〓人給不者有

・大〓^{〔奥カ〕}〓〓

(123)×25×4 031

08

・北〓^{〔門カ〕}〓^{〔津カ〕}秦^{〔部カ〕}

・下瀧申

(80)×(24)×4 031

09 〓隠伎国役道郡余戸郷大私部目代調短鯨六升〓

〓天〓^{〔平カ〕}勝宝四年〓

290×23×6 031

20 「此所不得小便」

203×25×6 011

西標SB一八五〇〇E4柱採取穴

20 〓〓^{〔多カ〕}〓〓〓〓

・諸公 〓〓 右六人

(116)×19×2 031

22 〓額田〓

(82)×20×2 039

西標SB一八五〇〇F一柱採取穴

23 〓北門〓^{〔日下〕}川原 高市 阿刀 合七人

・教查付此使

中嶋所

218×28×3 011

24 〓〓〓令史大夫宣者

126×20×2 011

25 〓隠伎国役道郡河内郷磯部里〓

(94)×22×4 039

26 〓大嶋村調果塩〓

138×19×3 031

2002年出土の木簡

- | | | | | | | | | | |
|-------------|-----------------------------|---------------------------|---------------|--------------------|--|---------------------|----------------------|--|---|
| 85 | 84 | 83 | 82 | 81 | 80 | 79 | 78 | 77 | 76 |
| …一人
御田作所 | …散…冊七人
□□□六十一人□番
(他カ) | 月監□
(物カ) | 廿一日宿□
(南カ) | □□
(枚カ)
受生史□ | 飯二升許乞
更下□白□
(食業カ)□器カ)
(鉢カ)
(外カ)
常食業甚悪
(23)×(22)×1 081* | 右先日乞□
従□
(乞カ) | 〔天平十九年(羅漢銭)
□右兵庫〕 | 〔<戸口同姓男調三斗勝宝四
□□□□馬郷□□
(津名カ)
(貢カ)
(196)×85×7 039
(98)×19×5 061
56×13×6 011 | 〔淡路国
□□□□馬郷□□
(津名カ)
(貢カ)
(196)×85×7 039
(98)×19×5 061
56×13×6 011 |
| 89 | 87 | 86 | 85 | 84 | 83 | 82 | 81 | 80 | 79 |
| 水取立麻呂 | …大神大虫 | …大伴部牛麻呂
(別線部分ニ異筆ノ墨痕アリ) | …位凡高
贊兄人 | 大初位上凡河内益国 | 少初位下敷十等伊福 | …少…初位□ | 番長 | 中宮 | 右八十九 |
| 091 | 091 | 091 | 091 | 091 | 091 | 091 | 091 | 091 | 091 |
| 88 | 87 | 86 | 85 | 84 | 83 | 82 | 81 | 80 | 79 |
| 人当番 | 中衛八十五□
(人カ) | 四人臥□
(南カ) | 右八十九 | 中宮 | 番長 | …少…初位□ | 少初位下敷十等伊福 | 大初位上凡河内益国 | …位凡高
贊兄人 |
| 091 | 091* | 091 | 091 | 091 | 091 | 091 | 091 | 091 | 091 |

- 69 日父母 091
- 58 天平勝宝五年十一月 091
- 57 丹後国 091
- 56 (成力) 賀 091
- 55 九子人君 091
- 54 物部伯耆 授 (刀力) 091
- 53 從八位下額田嶋守
少初位上羽佐林比等 091
- 52 位下高田荒海 091
- 51 許曾倍大魚 091
- 50 白髮部
葛原 091*
- 49 日下部麻呂 091

- 60 (母力) 身 091
- 西禮SB一八五〇〇F2 柱技取穴
- 61 (馬力) 司解 (申力) 091
- 62 (子力) 人成 合五人 請 091
- 63 (腰力) 播 那 X
・ 養錢 X (六力) 091
- 64 阿波国那賀 (部力) 091
- 65 「式部位子少初位下糸君 人」 (益力) 150×8×4 051*
- 66 (官力) 中務栗官 150×14×6 033
- 67 兵 省 (部力) 154×50×2 081
- 68 左衛士府 事 091*
- 69 天平勝宝五年 091

(1)~(7)は大極殿院南面築地回廊造営以前の整地土から出土した木簡。

(1)は官人の履歴書風の木簡。年を干支と年号を併記して記す。慶雲四年(七〇七)の父の死による解官によって記載を終える。(2)(3)は伊勢国安農郡、(4)は駿河国藤原郡、(5)は遠江国長田郡(和銅二年正月に長田郡を上下二郡に分割して成立)からの荷札。柱抜取穴出土の(8)(9)も、里表記を用いるなど古相を呈し、整地土中の木簡が柱を抜き取る際に紛れ込んだものか。(8)は但馬国城崎郡の白米荷札。(9)は尾張国栗東郡の白米荷札であろう。(6)は(2)(3)と同じ伊勢国安農郡の白米荷札。いずれも米の荷札で、これらは本来一連の資料であろう。

(2)の和銅三年三月の年紀を有する木簡が、この整地層から出土したことのもつ意義は大きい。これまでにも平城宮造営当初の整地土から和銅二、三年を中心とする一括性の高い木簡が出土した事例は知られていた(第九一次調査、本誌第二四号)。しかし、今回これらの木簡が出土したのは、大極殿院回廊の基壇直下の整地層である。この部分の築地回廊は、少なくとも平城遷都時にはその基盤の整地さえ行なわれていなかったことになる。和銅八年の元日朝賀まで平城宮大極殿の存在を示す史料がないこと、平城宮大極殿が和銅三年正月まで藤原宮にあった大極殿を移築したものである可能性が指摘されていることと相俟って、大極殿そのものが遷都時には未完成であ

った可能性が極めて高くなった。

(8)~(9)は西樓の掘立柱抜取穴から出土した木簡。

(8)は南門府からの鴨の進上に伴う付札状の進上状。材はごく薄い。裏面の年紀は天平勝宝四年四月を誤ったか。貫進先、あるいは差し出しに戻って廃棄されたとみるより、誤記のため捨てられたと考えの方が妥当か。(9)は西宮兵衛木簡と類似する記載をもつ。門の警備に関わる木簡か。(8)は意図的に折られて廃棄される。裏面の「中嶋所」は、天平勝宝という時期からも注目される。(9)は現在日本最古の小便禁止看板。裏は大型の工具で割ったまま。上下は荒いキリオリ加工で、表面の調整も雑。(8)は氏名だけを記した付札。同様の特徴を持つ付札が第七七次調査で多く出土しているが、今回はこの一点のみ。(9)の大嶋村は、周防国大嶋郡か。果塩は固形塩であろう。(8)は食事に関する苦情を書き上げた文書風の木簡。推蔽の跡があり、下書きとして書かれたものであろう。

(8)~(9)は極目の削屑。筆跡は細かく端正。木目の状況や筆跡からみて、同一簡もしくは一連の木簡の削屑であろう。元の木簡は次のように復原される。上部に二本の刻線を引く(84a~84b)。何段かに分けて記載できるよう、その下にも刻線を引く(86)。下段の刻線は一本。そこに人名や、配置先(84c)、勤務状況(84d)、などを列挙する。人名は、位階を記す際には二段の刻線の上段から書き始めることもあるが(84e)、氏名からの場合は下段から書き始める

(6476)。大型の歴名木簡の削屑と考えられよう。このような形態の完形の木簡の例は知られていない。

63は武蔵国播磨郡の養錢付札。63の糸君益人は約五年後の天平宝字二年(七五八)には従八位上・仁部省史生の写経生として写経所に出仕している。63の中務掣官は、中務卿掣栖土か。

年紀を有する木簡の時期は天平勝宝五年前後に集中する。第七七次調査で東楼の解体を天平勝宝五年の前半に想定した。今回の調査で天平勝宝五年一月(68)の削屑が出土しており、東西楼は天平勝宝五年頃にあいついで解体されたと考えられる。今回西楼から出土の木簡は内容的には雑多であるが、全体として一連の解体工事に伴って廃棄された木簡群とみることができよう。なお、衛門府関係の木簡がみられる状況は東西楼出土木簡で共通するが、いずれにも門部とみられる者がみあたらない点には注意を要する。

9 関係文献

奈良文化財研究所『平城宮発掘調査出土木簡概報』三七(1)〇〇三年

同『奈良文化財研究所紀要』一〇〇三(1)〇〇〇三年

奈良文化財研究所「平城宮出土墨書土器集成」Ⅲの刊行

平城宮の発掘調査で出土した墨書土器について、一九八六年の二冊目の刊行以来待望久しいシリーズの第三冊が刊行された。今回は一九八六年の第一七二次から、二〇〇〇年の第三一六次までの調査で出土した墨書土器一〇一七点の釈文を掲げ、主要なもの鮮明な写真や実測図を収録する。ここ一五年間の平城宮の墨書土器の全貌を把握できる資料集である。

墨書土器も、木簡と同様出土した遺跡・遺構が重要な意味をもつが、出土遺構の簡潔な紹介が付され便利である。また、土器の器種や器形の凡例図が新たに付され、文字を記す媒体としての土器そのものについての理解を助けてくれる。さらに、今回紹介される墨書土器の多くが出土した内裏東大溝S.D.二七〇〇について、主な墨書土器の出土地点図を掲載するなど、細かな配慮の行き届いた資料集となっている。

A四版五六頁、図版七二葉、二〇〇三年三月刊行

定価五〇〇〇円(税別)(平城宮出土墨書土器集成Ⅱも在庫あり)
市販分のお問い合わせ・お申し込みは左記へ。

真陽社 電話 〇七五―三五―一六〇三四

FAX 〇七五―三五―一六一四六

奈良・平城京跡右京二条三坊三坪



(奈良)

路南側溝・坪内道路・堀立
柱建物・堀・井戸・土坑・
溝である。これらの遺構の

たものである。調査地は右
京二条三坊三坪の北西隅で、
二条条間路に面した位置に
あたる。調査面積は一〇六
〇㎡である。

検出した遺構は二条条間

1 所在地 奈良市菅原町

2 調査期間 一九九九年(平11)八月～一月

3 発掘機関 奈良市教育委員会

4 調査担当者 立石堅志・久保清子

5 遺跡の種類 都城跡

6 遺跡の年代 奈良時代(平安時代)

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

本調査は、一九八八年度から継続して実施している区画整理事業に伴う発掘調査の一つで、平城京第四三二―三三三調査として実施したものである。調査地は右

時期は、奈良時代から平安時代前半と、平安時代後半以降とに大別できる。

木簡は、井戸SE五二八の枠材抜取穴から一点出土した。共存遺物には、八世紀中頃から九世紀初頭の土師器・須恵器・緑釉陶器・製塩土器、軒平瓦六七三C、人形がある。その他、墨書土器には、SE五二五から出土した「家」(須恵器ⅡB底部外面)、SE五三〇から出土した「家」(須恵器ⅡB底部外面)などがある。

8 木簡の釈文・内容

(1) 「召日置得麻呂

(2.0×2.8×0.10)

下部は欠損する。木簡に書かれている人物を召喚する召文の断簡と考える。なお、釈読にあたっては、奈良文化財研究所史料調査室の方々のご教示を得た。

9 関係文献

奈良市教育委員会「奈良市埋蔵文化財調査概要報告書 平成十一年度」(二〇〇一年)

(久保清子)



奈良・西大寺旧境内

- 1 所在地 奈良市西大寺南町
- 2 調査期間 第一四次調査 二〇〇二年(平14) 九月―十二月
- 3 発掘機関 奈良市教育委員会
- 4 調査担当者 松浦五輪美・宮崎正裕・池田富貴子
- 5 遺跡の種類 都城跡・寺院跡
- 6 遺跡の年代 奈良時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(奈良)

調査地は平城京右京一条三坊四坪の北東隅にあたり、奈良時代後半には西大寺の境内地となる。北西から南東へ傾斜する緩斜面上に位置し、旧境内の東を限る西二坊大路、及び三・四坪坪境小路に面する。調査区は南北四〇m東西二五mの一〇〇m²である。

検出した遺構には、奈良時代から平安時代の掘立柱扉九条、建物一七棟、井戸八基、溝、土坑がある。重

複間係から三時期以上の変遷が考えられる。発掘区北端で検出した東西方向の溝は、溝心の位置と重複関係から、三・四坪坪境小路南側溝、または築地雨落溝の可能性がある。

木簡は発掘区南西部の井戸SE〇二の枠内から一点出土した。SE〇二は井戸枠が残る三基の井戸の一つで、掘形の平面は東西一・九五m南北一・七五mの隅丸方形、枠の構造は方形縦板組隔柱横棧留で、横棧が三段分残る。枠の内法は〇・八m×〇・七五m、検出面からの深さは二・四mである。

共存遺物には土師器・須恵器がある。食器類・甕などの他、須恵器には完形の横瓶・壺がある。時期は奈良時代後半頃と思われるが、詳細は整理・検討中である。墨書土器も数点出土した。墨書土器はSE〇二以外の井戸からも数点出土している。

8 木簡の釈文・内容

(1) □□□

三文字確認できるが判読できない。なお、釈読・写真撮影にあたっては、奈良文化財研究所史料調査室のご教示とご協力を得た。

(池田富貴子)





(奈良)

奈良・興福寺一乗院跡

（こうふくじいちじょういん）

- 1 所在地 奈良市登大路町
- 2 調査期間 平成第三五〇次調査 二〇〇二年（平14）九月
一二月
- 3 発掘機関 奈良文化財研究所平城宮跡発掘調査部
- 4 調査担当者 代表 金子裕之
- 5 遺跡の種類 寺院跡
- 6 遺跡の年代 古代・現代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要
調査地は、平城京左京三条七坊、興福寺旧境内にあり、天禄元年（九七〇）頃に創建された同寺の院家一乗院の故地にあたる。一乗院は、康平五年（一〇六六）、治承四年（一一八〇）、仁治二年（一一四二）、寛永十九年（一六四二）に焼亡したことが知られている。これまでの調査で、建長二年（一一五〇）

〇）再建の痕跡と慶安三年（一六五〇）再建の宸殿をはじめ数時期の遺構を確認している。今回の調査は、奈良地方・家庭・簡易裁判所庁舎建て替えに伴うもので、調査面積は約九〇〇㎡である。

調査の結果、古代以降現代までの遺構を検出した。建長年間以前の遺構は少ないが、注目される遺構としては、興福寺創建瓦を含む溝状土坑SK八四八五、上層の埋土に一〇世紀後半の遺物を含む南北溝SD八四六八、一世紀後半頃の土器と大量の炭を含み、康平年間の焼亡に伴う可能性が高い土坑SK八二四八がある。また、寛永年間の焼亡に伴い廃棄された大量の遺物からは、江戸時代初頭における、法親王入寺に伴う一乗院の隆盛の様がうかがわれる。

今回の調査では、池SG八二三〇の遺水と考えられてきた南東から北西に蛇行しながら続く流路遺構SD七八〇〇が、池の手前で閉塞することが判明した。その一方、水の供給に関わる遺構として泉水SE八四六五を新たに検出した。泉水の埋土には一三世紀頃の土師器が多く含まれていたが、近世の遺物も含まれているので、この遺構は慶安年間再建の宸殿に伴う池と関わるもので、元治元年（一八六四）の「元一乗院橋御殿絵図面」（興福寺所蔵）にみられる泉水の一部と理解できる。木簡はいずれも中世後期のもので、井戸SE八四九〇から一点、井戸SE八四四五から一点、計三点出土した。井戸SE八四九〇は、中世後期の掘削りの井戸で、前述の流路遺構SD七八〇〇の中央に穿たれている。検出面の径一・五m深さ

二・八m以上で、出土した土器の年代は流路遺構SD七八〇〇の埋没時期に近い。なお、この井戸から天秤を担ぐ人物を描いた墨画土器（下図）が出土している。

井戸SE八四四五は、径二・一m深さ三・一mの素掘りの井戸である。井戸底に近い埋土に大量の木質遺物が含まれ、木簡はこの層から出土した。上層の埋土には一六世紀前半頃の土師器風が投棄されており、井戸の廃絶時期を示すものと思われる。また、内外面に墨痕があり内面には怖い形相の人間が描かれた土器、外面に「御」などと記した墨書土器が数点出土している。なお、井戸SE八四四五が埋められた後、西南に接して新しい井戸SE八四四二が掘られており、この井戸は前述の絵図にも見えている。

8 木簡の釈文・内容

井戸SE八四九〇

(1) ・春日大明神

・春 □ 速

(33)×7×2 081

井戸SE八四四五

(2) □

(103)×(36)×3 081

(3) □

(51)×(7)×3 081

(1)は、上下端折れ、左右は削りで面取り加工が施されている。

同一材と思しき木片がもう一点出土しているが、墨痕は認められず接続しない。木簡の用途は不詳。(2)(3)はともに断片。墨痕は確認できるものの釈読できない。

9 関係文献

奈良文化財研究所「平城宮発掘調査出土木簡概報」三七（二〇〇三年）

同『奈良文化財研究所紀要1003』(1003年)

(山本 崇)



土器に描かれた天秤を担ぐ人物



(1)

奈良・藤原宮跡

ふじわらきょう

- 1 所在地 一・二 奈良県橿原市高殿町
- 2 調査期間 一 二〇〇一年(平成13) 一〇月―二〇〇二年二月
二 二〇〇二年一〇月―十二月
- 3 発掘機関 奈良文化財研究所飛鳥藤原宮跡発掘調査部
- 4 調査担当者 代表 田辺征夫
- 5 遺跡の種類 宮殿跡・都城跡
- 6 遺跡の年代 古墳時代―藤原宮期
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要
今回の調査は、藤原宮南東隅に所在する近世の溜池、高所寺池の堤防改修工事に伴うものである。二〇〇一年度に池の東岸北半分・北岸・西岸北部の一八三〇㎡を(飛鳥藤原第一一八次調査、二〇〇二年度に西岸南部の一〇〇㎡を(飛鳥藤原第二二次調査)それぞれ調査した。

調査の結果、五世紀後半から藤原宮期の遺構を検出した。ここでは藤原宮直前期及び藤原宮期の遺構の概略を以下一括して記す。

藤原宮直前期。藤原宮内先行条坊道路として、第一一八次調査で東二坊坊間路・六条条間路とそれらの側溝を検出した。この他、溝・土坑・井戸などを検出した。

藤原宮期。藤原宮南面大垣・内濠・外濠を検出した。南面中門(推定朱雀門)以東で初めて藤原宮南限施設を確認できたこととなる。大垣と内濠はともに先行条坊道路である東二坊坊間路の東側溝SD六〇三を一を埋め立てた後に造営されていたが、外濠は同東側溝と併存していた時期があることが判明した。この他、大垣内で藤原宮東南官街に関係する溝・塀・建物などを検出した。また、第二二次調査区南端で六条大路北側溝を確認した。

木簡は、第一一八次調査で藤原宮南面内濠SD五〇二の堆積土から三点(全て削屑)、第二二次調査で藤原宮直前期の土坑SK九七四〇から一点(全て削屑)が出土した。

南面内濠SD五〇二は大垣の北一・七m(四〇c)にある素掘り溝で、幅二・二・七m深さ一・一―一・三m。下層に砂やシルトなどの流水堆積層があり、上層は埋め戻した土層であった。

土坑SK九七四〇は、藤原宮南面外濠と六条大路北側溝のほぼ中間、高所寺池西岸の調査区を西に拡張した部分で検出した。土坑の東半分は攪乱により削平されており、検出できたのは全体の四分の一である。直径約三mの円形とみられ、残存する深さは約〇・九m。埋土に炭・木屑・籾羽口などを含む。藤原宮造営にともなう廃棄土坑であろう。

- 8 木簡の釈文・内容
一 第一一八次調査

(1) □□(男カ)

二 第二二次調査

(1) □□三〇

(2) □人下寸主□

(3) □十カ
□四□

091

091

091

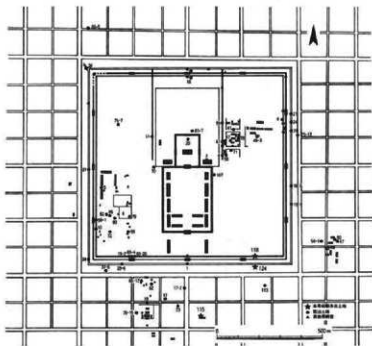
(2)の「寸主」はカバネのスグリであろう。「村」の偏を省略した形である。藤原宮跡・平城京跡出土木簡に類例がある。なお、本木簡に記される「主」の字体は、藤原京左京七条一坊西南坪より出土した「逐陳(龍)」「掃忌」などの暦注を記す木簡(本号2頁89)の裏面にもみられる。(3)の三文字目は単位ともみられるが訳読できない。

9 関係文献

奈良文化財研究所「奈良文化財研究所紀要二〇〇三」(二〇〇三年)

同「飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報」一七(二〇〇三年)

(竹内亮)



藤原宮及び周辺木簡出土地



(吉野山)

奈良・藤原京跡左京七条一坊

ふじわらきょう

- 1 所在地 奈良県橿原市上飛驒町
- 2 調査期間 飛鳥藤原第一一五次調査 二〇〇一年(平13)四月一〇月
- 3 発掘機関 奈良文化財研究所飛鳥藤原宮跡発掘調査部
- 4 調査担当者 代表 田辺征夫
- 5 遺跡の種類 都城跡・官衙跡
- 6 遺跡の年代 七世紀中頃～中世
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

今回の調査は、橿原市市営住宅の建て替え工事に伴うもので、発掘面積は約三〇〇〇㎡である。調査地は、左京七条一坊西南坪内の中央部にあり、朱雀門の南東約三〇〇mに位置する。東隣の左京七条一坊東南坪では、一九九四年度の橿原市教育委員会による調査で「遺構内祿連國人」「皇子宮奉入

」などと書かれた木簡が出土している(本誌第一七号)。また、同調査は六条条間路と東一坊坊間路の交差点付近を含んでいたにもかかわらず、条坊側溝が検出されておらず、左京七条一坊は四町占地であった可能性も指摘されていた(橿原市教育委員会の露口真広氏のご教示による)。このため今回の調査では、東南坪と関連する遺構・遺物の発見が期待された。

検出した主な遺構は、掘立柱建物九棟、溝五条、池状遺構一、土坑二基、炉一基、立木列などであり、A～Dの四期に分類できる。ここでは藤原宮期に相当するB期・C期の概要を述べる。

B期は藤原宮期前半である。調査区の南側に、北欄柱筋をほぼそろえる形で東西棟建物S B五二〇・五二一、東西塀S A五二二が建てられ、また、S A五二二に取り付く南北塀S A五二三や、南北棟建物S B五二四が造営される。調査区の北東部では、南北石組溝S D五一八と東西素掘り溝(S D五一七・S D五一六と変遷)からなるL字の溝が掘られ、その北東には南北棟建物S B五二五が建てられる。調査区中央には池状遺構S G五〇一が存在し、その南岸に当該期もしくはC期に棧敷状遺構S X五〇七が設けられる。

C期は藤原宮期後半である。調査区の西南部に、桁行八間(二〇・七m)梁間二間(五・六m)の大型東西棟建物S B五〇〇が造営され、その北に目隠し塀S A五〇六が設けられる。S B五〇〇の建物は坪の南北中軸線上に位置し、坪内を区画する施設も認められ

ないため、この坪は少なくとも一町占地であったと考えられる。池状遺構SG501は埋め立てられ、北東隅に築石遺構SX501二が造られる。調査区北東部ではL字の素掘り溝SD504・505が掘削され、SB500の東側には楕円形土坑SK503が掘られる。

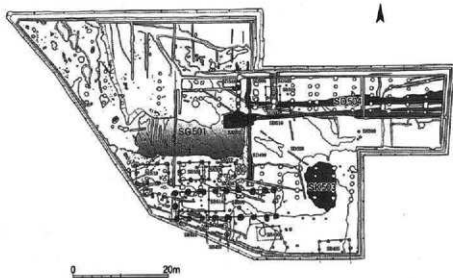
木簡は、SG501から二三四一点(うち副層二五七七点)、SK503から一五一点(うち副層七〇点)、SD504から一点、中世以降の沼沢地から二三三一点(うち副層六四四点)が出土した。合計すると一三四八〇点(うち副層二六五一点)にも達し、藤原宮・京跡で出土した木簡群としては最多である。

SG501は、東西二三m南北一〇m以上の浅い池状の遺構で、坪の中心近くに南岸をそろえる。C期には木簡を含む大量の木屑によつて埋め立てられる。その厚さは五〜一〇cmで、木簡は中央部の約六m四方の範囲に特に集中する。

SK503は、南北一〇m東西六mの浅い土坑である。

SD504は、東方向に幅を広げる素掘り溝で、東端部では幅約二m深さ約一〇cmである。木簡はその上層から出土しているが、わずかな墨痕しかなく、釈読できない。

中世以降の沼沢地は、調査区の北東から北部を中心に広がっており、部分的に窪み状となっている。これら中世堆積層のなかにも木簡が含まれていたが、内容などから古代のものとみられる。SG501・SK503から流されたものが多数含まれているよう。



第115次調査遺構図

8 木簡の釈文・内容

池袋遺構8G五〇一

- (1) ・「御名部内親王宮
 ・「太寶
 (142)×(26)×5 081*
- (2) ・「葵宿祢遺代給」五
 ・「太寶」元年十一月□□
 126×21×5 065
- (3) ・「石川宮出椽一石糸一斤
 ・「大寶」二年八月十三日 書吏進大初位下
 (280)×34×3 019*
- (4) ・「石川
 ・「太寶」
 (260)×24×4 019
- (5) ・「石川」宮カ
 □□□□□□
 (82)×24×2 019
- (6) 衣縫王□□□□□□
 □□□□□□
 (220)×(29)×3 081
- (7) 「海カ」
 □□語宮門
 (125)×29×4 081
- (8) 「矢作宮門円一枚」
 116×28×4 032
- (9) ・「道守御門」
 ・「方カ」
 「マ」麻呂
 128×29×4 033
- 00 宮入奉
 (75)×24×1 081
- 01 マ皇子宮遣□
 901
- 02 ・「皇太妃宮職解」□
 「持人兼万呂カ」
 「門」□□□□□□
 「中務省出」太寶
 (174)×29×4 019*
- 03 ・「太妃宮職解カ」
 ・「X」□□□□□□□□
 □□□□□□□□□□
 □□□□□□□□□□
 「太寶」一年
 (200)×(17)×5 081
- 04 ・「西工司解今加画師十人分布七端」□□四兩三品
 由布三東井三品
 ・「受志太連五百羅」佐伯門
 「中務省出」今持退人使部和尔積木方呂
 (295)×29×5 011

05 「内蔵寮解 門傍 紵」□ □ □ □ 銀五兩二文布三尋分
布十一端

・「羅二匹直 銀十一兩分糸廿二」□ □ □ □ 蕨忌寸相茂。佐伯門
〔中務省移〕〔直耳〕 (155+102)×21×5 011*

06 「。内蔵寮解 門」×

・「五斤出猪」×〔使カ〕

130×36×2 051

07 「宮内省移 備糸四」□

・「太寶二年八月五日少」×

〔中務省移〕〔直耳〕

270×55×3 051

08 「白錦殿作司」□

・「屋部門持」日□ □ □ □

(130)×24×3 019*

09 「使」□ □ □ □ 請

・「觀カ」〔中務省移〕

(145)×21×7 019

09 練道籠二匹 出人榎本連安比止。

・「日」□ □ □ □ 位下大庭造男掾

(212)×33×5 019(015)

20 「」□ □ □ □ 門 持出人草原首廣末呂

・「十二日カ」□ □ □ □ 〔直カ〕
〔中務省移如令勘〕〔直耳〕 (317)×26×2 019

23 「三月四日」時□ □ □ □ 〔甲カ〕 159×12×6 011

23 「本位進大卷 今追從八位下 冠山マ宿林手夜」 215×28×6 011

24 「海犬甘」□ □ □ □ 〔175〕×23×11 015

24 「。但波少初位佐伯連法師 桑田」

・「。但波」 □ □ □ □ (205)×23×4 011

25 「十一月カ」□ □ □ □ 廿三日 大伴使日廿一 官四日

〔波多カ〕 八〇使廿一日 并廿六日
□ □ 官六日 并廿七日 (180)×24×3 011

27 「八月一日 佐伯造正月山」

・「山マ造方呂」同 (161)×21×2 019

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------------|--|--|-----------------------|------------------------|--------------------------------------|--|---|--|--|--|-------------------|----------------------|--------------------|---|-------------------|---|--|--|---|-------------------------------|
| <p>67) □ 迷四病 □ (六カ) 091</p> | <p>68) 「上毛五月迄」十三
下総三月□ (三カ)「十三」
247×19×4 011</p> | <p>69) 「上尺依 物」千三 □ 千丹
大里 行真 拾
物宮 大宅与
「
」</p> | <p>70) 累大甘小宮門 091</p> | <p>71) 「山マ宮門五」 091</p> | <p>72) 「山部門三」
(137)×28×3 019</p> | <p>73) 「五百木マ連方曾」
(228)×(7)×5 061</p> | <p>74) 「海大甘連」人
(147)×(12)×3 061</p> | <p>75) 「進少初位上佐伯」
(68)×(16)×2 061</p> | <p>76) 「山マ」方呂
(333)×(17)×5 061</p> | <p>77) 「白上マ連安方呂」方
(333)×(17)×5 061</p> | <p>78) 衛士 091</p> | <p>79) □ 京鞋坊 091</p> | <p>80) 尾治園 091</p> | <p>81) □ □ 物
□ □ 波
□ □ 於
「本」
「子」年
「六」</p> | <p>82) 少属 091</p> | <p>83) 振「真」
「紀宮」
(40)×(176)×3 061</p> | <p>84) 大國以 少
「大」
(42)×(68)×5 061</p> | <p>85) □ □ 鏡
□ □ 天王 (四カ)
□ □ 日分
□ □ 佐伯
□ □</p> | <p>86) 「下荒人 色男 无忍 千二」
守佐 又秋荒人 大子 神
「
」 318×47×5 011
嶋年 千二</p> | <p>87) (45)×(89)×4 061 93</p> |
|-----------------------------|--|--|-----------------------|------------------------|--------------------------------------|--|---|--|--|--|-------------------|----------------------|--------------------|---|-------------------|---|--|--|---|-------------------------------|

- 44 「米高」
 紙子 罽 王
 「罽 進 王」
 (25)×(100)×2 081
- 45 櫛一具甲^{〔林カ〕}一具斧一具櫛
 (189)×(29)×2 081
- 46 「日向久揚評人^{〔刺差〕}
 漆マ佐伴支治奉生冊
 又別平群マ美文^{〔〕}」
 ・「故是以昔者亡賜而偲」
 (161)×56×6 019*
- 47 四月廿六日記^{〔〕}
 ・^{〔〕}
 (213)×(115)×4 081
- 48 「丙申年九月廿五日尾治国尔^{〔波カ〕}評^{〔〕}」
 ・^{〔〕}
 (247)×24×6 039
- 49 「尾治国羽栗評^{〔〕}」
 ・^{〔〕}櫛マ刀良^{〔標カ〕}^{〔〕}
 (164)×27×4 039
- 50 「×国安套^{〔〕}」
 ・「椛椅マ賀良人庸三斗」
 164×26×5 032

- 51 「大加マ嶋二斤」
 105×29×6 039
- 52 「里人大伴マ^{〔〕}万呂塩二斗」
 207×26×5 032
- 53 「杖^{〔吾カ〕}五十」
 115×13×2 032
- 54 「杖廿 杖廿」
 229×52×11 065
- 55 「道衛衛門府衛衛門府」
 「衛衛衛門府 府府」
 191×23×6 011
- 56 「奈尔皮ツ尔佐久矢^{〔矢カ〕}己乃皮奈泊由^{〔皮奈カ〕}母利伊真皮々留マ止^{〔大太夫〕}」
 佐久^{〔〕}^{〔〕}^{〔〕}職職^{〔〕}
 与^{〔〕}
 「^{〔〕}皮皮職職馬来田評」
 267×34×4 011*
- 57 勅勒令令 来 散 散 駢
 ・豆 懼^{〔鉛カ〕}
 (150)×(59)×1 081
- 58 「九坎療病^{〔重〕}瘥^{〔書〕}」
 ・「 異 露 」
 195×34×11 011

- 69 月_(陳)遂_(陳)增_(忌)
主主
主寸
〔 主寸〕
(128)×(19)×3 081
- 68 謹 白 白
・乃使万_(地カ)
(118)×(22)×4 081
- 土坑SK五〇三
- 61 府_(物カ)
出_(物カ)
(116)×36×4 019
- 62
二斗米二斗
〔 榘手粟物米三斗干粟一古_(榘カ)〕
〔 榘_(榘カ)〕
(191)×(23)×3 081
- 63 呂 久米末呂_(呂カ)
(144)×20×5 019
- 64 字治マ忍
(160)×15×5 081
- 65 阿麻卅一
(88)×(23)×3 081
- 66 龍三ツ良_(龍)
〔 三ツ良〕
(120)×22×4 019
- 67 部_(物カ)甘横_(部)
〔 部_(物カ) 甘横_(部) 呂_(呂カ)〕
(128)×20×3 039
- 68 弓矢〕
48×16×2 022
- 69 白白 次 児 光 光
・〔 〕
(154)×9×4 019
- 中世前期層
- 70 忍_(忍)
・安曇牛 六月廿八日
(290)×23×5 081
- 71 木_(木カ) 猪使_(木カ) 門〕
大伴マ_(鳥カ)
右十
(167)×(18)×3 081
- 72 猪使_(木カ) 門〕
大伴マ_(鳥カ)
右十
(167)×(18)×3 081
- 73 伯宿祿黑麻呂_(呂カ) 呂_(呂カ)〕
(163)×19×3 019
- 74 四尺三寸 味八間王〕
141×12×4 033
- 75 常陸_(呂カ) 呂_(呂カ)〕
〔 新呂_(呂カ) 呂_(呂カ)〕
(564)×14×3 039
- 76 而時習
091

池状遺構SG五〇一出土の木簡は、衛門府に関わるものが大半を占める。年紀も、④の「X子年」(庚子年か。文武四年(七〇〇))、⑧の「丙申年」(持統一〇年(六九六))、⑨⑩のような評制下の木簡など、七世紀末のものもわずかながら含まれるが、大宝元年(七〇二)・二年に集中しており、きわめて一括性の高い資料群である。

(1)①②は、皇族や貴族の名前を記した木簡である。(1)は一片からなるが、下片は倒層状を呈するという珍しい事例。「御名部内親王」は天智天皇の皇女。高市皇子の妃、長屋王の母である。(2)の「道代」は果大養三千代。藤原不比等の妻となり、大宝元年には安宿媛(後の光明皇后)を出産している。「三千代給」と書かれた木簡は、藤原宮の東大溝SD一〇五からも出土している(奈良県教育委員会編『藤原宮』一九六九年)。(3)⑤の「石川(宮)」は、飛鳥池遺跡の南地区から出土した木簡・墨書土器にもみられる(本誌第一四号)。(3)⑥にみえる書吏に大少の区別がないので、三品・四品の親王・内親王、もしくは三位の諸王に関わるものと想定できるが、特定には至っていない。「准大初位下」は、天武一四年(六八五)冠位制から大宝令官位制へ切り替える際、新旧の対応関係を示すためのもので、大宝初年に特有の位階表記方法である。同様の表記をとる木簡が多数出土しており(⑧⑨など)、木簡群の年代を考える重要な手がかりとなる。(6)の「衣織王」は持統七年に藤原京の造京司であった人物(『日本書紀』同年二月己未)。(7)⑨の「宮門」「御門」は、

尊称表現とみるのが妥当であろう。(8)⑨は切り込みをもつ付札の形状をとる。「矢作宮門」「道守御門」は物資の送り先と考えられる。

⑩は「皇子宮」とあるから七世紀の木簡であろう。⑩⑪には、「宮入奉」「遣」「皇子宮」など、左京七条・坊東南坪で出土した木簡と共通する文言がみえる点も注意される。(1)①②の性格は後述する。

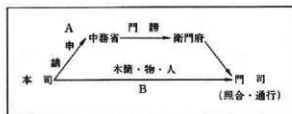
⑫⑬は門勝木簡である。⑭は「門勝」と表記するが、「門勝」の意とみて間違いない。⑫⑬の皇太妃は、文武天皇の母である阿閉皇女を指す。草壁皇子の妃で、後の元明天皇である。⑭の「和尔積」氏は、『日本書紀』天武五年四月辛丑条にみえる「爾積」のことであろう。⑮は直接接統はしないが、木簡の形状や書体・内容などから同一簡と判断した。大宝初年頃、銀が貨幣的に使用されたことを示す重要な史料である。⑯の「白錦殿作司」は、『日本書紀』天武一四年一月戊申条にみえる「白錦後苑」との関連が注目される。「屋部門」は、桓武天皇(山部親王)の即位を期待した童歌に「野倍能佐賀」(屋部の返)がみえる(『日本後紀』大同元年(八〇六)四月庚午条)ことなどを参考にすれば、藤原宮の東面北門にあたる「山部門」と考えるべきであろう。白錦後苑については、近年発掘された飛鳥京跡苑池遺構に該当するとする説が有力である。だが藤原宮と苑池遺構との往来には、位置関係から藤原宮南面の諸門もしくは東面南門を通過する方が相応しいだけに、検討の余地を残す。⑫は〇一五型式の木簡を天地逆にして門勝木簡に転用している。

門勝が必要とされたのは、十事以上の兵器を宮城門を越えて搬入・搬出する際(宮内令儀仗軍器卷)と、物資一般を宮外へ搬出する際(同詔門出物卷)である。今回出土した木簡は後者と関係が深い。今泉隆雄「門勝制・門勝制と木簡」(古代木簡の研究)吉川弘文館、一九九八年)に従って、その仕組みを述べれば次のとおりである。

まず物資を運搬する官司は中務省に門勝を請う。すると中務省は門勝を衛門府に対して発給する。そして門勝は通行を指定された門の門司に付される。一方、物資の運搬にあたる官司は、門司宛の木簡を作成する。運搬者は物資とともにこの木簡を携帯して指定された門に赴き、木簡を門司に渡す。門司は門勝とその人の携帯してきた木簡・物資を照合し、誤りがなければ通行を許可する(下図)。

①②は、本来は物資の搬出にあたる官司から中務省に宛てられた申請文書であり、宮外へ搬出する物資とその数量、通過する宮城門号、運搬にあたる者の名前などが記されている。別筆で「中務省移出」といった文言が書き加えられているが、これは物資の搬出にあたる官司からの申請に対して、中務省が行なった決裁の文言であろう。中務省による決裁を経た上で、衛門府に転送され、門司に付されたと理解できる。換言すれば、本司からの申請文書それ自体が、中務省の決裁を経ることによって、門勝に転化したわけである(以下、A木簡)。

こうして門司にもたらされたA木簡は、運搬者の持参してきた別



門勝制の仕組み

の木簡(左図のBの流れに関わる木簡。以下、B木簡)と照合された。照合後のA木簡の行方であるが、今回出土した木簡には種々の門号が書かれているため、特定の門司によって廃棄されたとは考えがたい。A木簡は各門から衛門府本司に回収されたこととみるのが妥当であろう。A木簡がSG五〇一から一括して出土したことは、この近辺に衛門府の本司が置かれていた可能性を示唆している。

ところで、今回出土した木簡群のなかに、B木簡は含まれていない。たとえば、市で糸を売却するために

窺王門・猪使門を通過することを求めた木簡(「藤原宮木簡」一、一号)が、北面中門の東一五mにある土坑から出土したように、B木簡は宮城門の近辺で出土するという特徴がある。おそらく、宮城門での照合が終了した後、その場でB木簡は廃棄されたのであろう。一方、A木簡は今のところ宮城門の周辺では出土していない。A木簡がその場で廃棄されなかったのは、後日の計会などに備えて、門司から衛門府本司に持ち帰ったためだと推測できる。

以上の点を踏まえた上で、改めて(1)！

①の性格を考えたい。前述のように、宮内から物資を外に搬出する際には、厳正な管理を行なうために門勝制が適用されたが、この別動賜物に限ってはその適用外であった。(1)①の多くは物資の賜物に関わる内容を持ち、また皇族の事例が多いことから、別動賜物の送り状として機能した可能性が考えられよう。(2)⑥には「給」とあり、物品を賜与する旨を記しているが、これが二次的に送り状として機能することは十分にあり得る。(3)は書吏が署名しているため「石川宮出す」と説めるが、石川宮が藤原宮内で賜わった別動賜物(おそらく自身の邸宅に)搬出する際の送り状ではなからうか。この種の木簡は送り先で廃棄されるのが通常であるが、今回の場合は、さまざまな宛先のもので一括出土しているの、そのようには理解できない。

②①②の門勝木簡と異なり、(1)①②には宮城門の名前が記されており、中務省による法載文書もみられない。この点については、対象となる物資が別動賜物であったため、門勝制が適用されなかったことによると理解できる。これらが衛門府にもたらされたのは、門勝制の適用外であったため、A木簡に該当する文書が作成されなかったことと関係するのではなからうか。

(1)②のなかには、上端もしくは下端に穿孔が施されたものがあり、一定期間整理して保管されていたことがわかる。また、大半は廃棄に伴う二次的処理がなされ、原形をとどめていない。釈文に掲

げたもの以外にも、各種門号や「皇太妃」「門傍」「持出」「中務省出」「大宝元年」「大宝二年」などと記す小断片や削屑が出土しており、この種の木簡に由来する可能性が高いといえる。

②②には「申時」という時刻が記されている。よく似た記載のある木簡が、藤原宮北面中門(猪使門)前の外濠SD一四五(藤原宮木簡)一、二四号、同東面北門(山部門)前の外濠SD一七〇から出土している(飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報 五)。これらの木簡は、出土位置から宮城の出入に關係することが指摘されているが、②②も同様に解釈できよう。

②③④は官人の勤務に関わるものである。いわゆる門号氏族が大半を占めており、衛門府の門部である可能性が高い。

このうち②③④は考遺木簡である。②③は「山マ宿柙平夜マ」が「進大老」から「追従八位下」に昇進したことを示す。公式令の位記式に類似した書式である。上半部は表裏が裂けてささくれているため現状では確認できないが、この部分の側面に穿孔があった可能性がある。②④も考遺木簡に特徴的な〇一五型式。〇一五型式の木簡としては、最古の事例とならう。②④の下端は二次的に切断され、下半部はその際に表面が剝離している。四文字目は「マ」の可能性がある。②④の「桑田」は丹波国桑田郡のことで、「佐伯連法師」の本貫地であろう。考遺木簡の一種と考えられるが、こちらは側面ではなく、上端に小孔が穿たれている。

㉞㉟は、衛門府官人の勤務管理に関わる木簡である。㉞の「官」は衛門府もしくは宮城門などで勤務にあたった日数、「使」は使者として派遣された日数を意味しよう。㉟は「八月一日」に「佐伯造正月」が山部門で、「山マ造万呂」も同門に勤務することを通じていると考えられる。佐伯氏が山部門を警備しており、宮城門号と門号氏族名が常に対応したわけではないことを示す。㉟㉟は官人（門部）の名前を記したものであり、人名の右上にはカギ状の合点が付されている（㉟にはもうひとつ合点が施されている。㉟㉟は木簡の徹底的な廃棄処分により、大部分はわずかな記載しかとどめないが、㉞のような匿名名様の木簡に由来する可能性が高い。㉞の「白上マ」は「白髪マ」のことと考えられる。

なお、この他にも人名を記した木簡は削屑を中心に大量に出土している。官人の勤務を掌る事務作業が日常的に行なわれていたことを示すものであろう。とくに門号氏族名は藤だち、大伴・佐伯・丹治比・壬生・山部・五百木部（伊福部）・海犬甘・県犬甘・若犬甘・玉手・的・建部などを現時点で確認している。

㉞㉟は門号を記す木簡多数のうち、若干注意を要するものを掲げた。㉞㉟は門号の下に数字を記したものの、宮城門に勤務する門部の数としては少ないため、勤務交替があった際などにその数を記したものとみるのが無難か。㉞の「山部官門」は「山部門」のことであり、宮城門呼称の一端を示す。㉞の「県」は正字の「縣」である。

偏の「県」は削り取りの際に墨が失われているが、傍の「糸」は明瞭であり、「縣」とみて間違いない。平城宮では県大甘（兼）門の存在が確認されており、その起源については、藤原不比等による妻果大養三千代の顕彰として平城遷都時に求める見解や、横諸兄による母果大養三千代の顕彰として巷仁遷都時に求める見解がある。しかし、㉞によつて県大養（甘）門という門号が藤原宮に存在した可能性がでてきた。ただし「小宮門」とあるから、いわゆる宮城十二門には含まれない可能性が考えられる。平城宮でも、東院地区の南門付近の溝SD一六〇四〇Bから「私門」というこれまで知られていなかった門号が書かれた木簡が出土している（本誌第二三三号）。藤原宮から平安宮にかけて宮城門号は複雑な変遷をたどるが、今後は、宮城門以外にも門号がつけられている点を念頭において、検討を行なう必要性があろう。

㉞㉟は仕丁・衛士の活動を示す木簡である。㉞は大型の材を用いている。「上」「下」は上番・下番、すなわち月の前半・後半を意味しよう。「干」は天平一七年（七四五）大根申請文書にもみえ、カシハデ（斯丁）のことを意味する。石神遺跡から出土した七世紀の木簡に、カシハデのことを「干食」と表記したものがあり（奈良文化財研究所紀要二〇〇三、以下「奈良研二〇〇三」）、藤夫人のことを「干食王后」と表記した法隆寺釈迦三尊光背銘も知られる。「干」は「干食」の省略形と考えられよう。㉞はカシハデの通じ者などを

因別に記したもので、合点が付されている。⑧は逃亡・病気になった仕丁・衛士などの人数を記す。仕丁は各官司で雑役に従事したが、⑨にみえる「衛士」は、左右衛士府以外に衛門府にも勤務することになっていた（職員令衛門府条）。『続日本紀』大宝元年（七〇一）八月丙寅条には、衛士を増員し衛門府に配した記事がみえる。

⑨⑩は地名の書かれた簡牘で、このほかにも多数出土している。

考遺木簡に記された官人の本貫地、あるいは仕丁・衛士などの出身園を記したものが、⑪の「輕坊」は新たに知られた藤原京の固有坊名であり、「林坊」「左京小治町」に次ぐ三例目。下ツ道と阿倍山田道が交差する付近の坊と考えられ、藤原京の範囲を示す史料としても重要である。「輕坊」の上の文字は「右」の可能性があり、その際には京が左右に分離した大宝元年以降の年代が与えられる。

⑫⑬は横材木簡。横材の削屑木簡も多い。完形のものがないため詳細は不明であるが、日付、物資の搬出にあたる官司名、物資とその数量、通過する門号などが書かれていたようである。門階制の運用に関わる記録簡であろう。

⑭は武器の名前と数量を記した木簡。上端は折れ、左辺も割れている。先述のとおり、兵器十事以上を宮城門を越えて搬出入する際には、門階制を適用することになっていた点が想起される。

⑮の「日向久湯評」は、日向国児湯郡に相当する。「久」(ク)と「見」(ミ)の通用は、石神遺跡・平城宮跡から出土した難波津の

歌を記す習書木簡からも確かめられる（『奈文研』二〇〇三、本誌第二三号）。本木簡は下端を二次的に切断する。表裏は同筆とみてよいが、内容的に関連するかどうかは不明。「牛」は牛皮であろう。日向国には牛・馬の官牧が多く存在した。『日本書紀』持統三年正月壬戌条には、筑紫大宰は牛一七四頭・布五〇常・鹿皮五〇枚とともに牛皮六枚を献上したとあり、平城宮東院の東南隅部では日向国から牛皮四枚を貢進した際の荷札木簡二点が出土している（平城宮発掘調査出土木簡概観一六）。牛皮三〇枚が宮城四隅役神祭で幣帛として利用された可能性を含めて、多くの検討を要する。なお「平群マ」姓は、児湯郡に平群郷が存在することと関係しよう。

⑯は「某月某日記」と書き出す。同様の書式は、七世紀の石神遺跡出土木簡に多数あり、埼玉稲荷山鉄剣銘をはじめとする金石文でも認めることができ（『奈文研』二〇〇三）、古い表現方法といえる。

⑰⑱は荷札木簡であるが、全体に占める割合は比較的低い。⑱は「杖首」の付札であるが、衛門府には物部が所属し、罪人の法罰にあたったことと関係するかもしれない。

⑲⑳は習書木簡など。㉑は⑳と関連するか。㉒は「衛門府」という語句を繰り返して記し、遺跡の性格を暗示する。「奴負」(ユゲ)と記した削屑も出土している。㉓は難波津の歌の全文を記す。

左辺が二次的に削られている。「フユコモリ」とあるべき箇所が「泊由己母利」と記されている。「フユ」を「ハル」と戯れて「泊

留」とした可能性も指摘されていたが、木簡をみるかぎり「由」を「留」と釈読するのは困難。「馬來田評」は後の上総国望陀郡。67の表面は「千字文」の冒頭部分を習書する。68は「九坎」「療病」「禁忌」「迷陣」など、唐注の語句を記し、具注歴普及の一端を示す。69は裏面は削りのままの仕上げの荒い材を用いており、呪術的な用途に使用された可能性もある。69の「主」字は「王」「生」のようにもみえるが、「主寸」(スグリ)と判断した。69は前白木簡の習書。削りのなかにも前白木簡が含まれている。

69は土坑SK五〇三出土。69は下端折れ。「府」を衛門府と結びつけてよいかどうかは検討を要する。69は左辺が原形をとどめるのみである。「養物」は仕丁・衛士などに出身地から送られてきた資養物。「干桑」は干した鱈(ハタ。魚のヒレ)のことか。単位「古」は「籠」と同じである。69は細長い材に人名を列挙する。

69は上端折れ。69は上端・下端ともに折れである。69の「字治」の上は「・」となっており、合点もしくは単なる墨付きか。69は上端・下端を二次的に折っている。「阿麻」は人名の一部であろう。69は下端折れのアワビの荷札木簡。表面の墨痕は極めて薄く判読しがたいが、一文字目は「戊」の可能性がある。「戊戌」(文武二年(六八九))となろう。「ツ良」は「連(ツラ)でアワビの単位。69は下端折れの荷札。「円」は円座を意味するか。69は上端の両端がやや丸みを帯びた小型の木簡。69は細長い材に小さな文字で書かれ

た習書木簡。上端に焼痕があるが、削り面がはつきりしており、原形は保たれていると思われる。下端は折れ。

このようにSK五〇三出土の木簡には、SG五〇一に大量に含まれていた衛門府に関わる木簡は明瞭な形で確認できない。廃棄主体の違いを反映している可能性があるかも知れない。

70は中世堆積層の木簡。70は下端が折損し、左右辺は一部欠損する。上申の文書木簡であろう。70は上端折れ。門号と数字を記しており、69と同類と思われる。70は上端・下端ともに折れ、右辺は二次的整形を被っている。歴名簡であろう。70は上端折れ。門号氏族である佐伯氏に関するものである。70の「味八間王」は、「統日本紀」養老三年正月乙巳条に、正四位下で卒したことがみえる。別勅賜物の送り状であろうか。70は下端折れの荷札木簡。70は「論語」学而篇の一節である。

以上のように、主としてSG五〇一出土木簡から、大宝初年頃の左京七条一坊西南坪の近辺に衛門府が存在した可能性が高いことが読みとれる。木簡以外の遺物としても、SG五〇一から三点、中世堆積層から六点出土した的状木製品が目目される。不整な円形板の片側に墨で同心円を描いたもので、直径は1.0〜1.6cm前後、厚さは約1mm。矢が刺さった痕がある。いずれも割れており、完形品はない。衛門府の官人が武芸に勤んでいた様子を彷彿とさせる。

前述のように、今回SG五〇一から出土した木簡には、左京七条

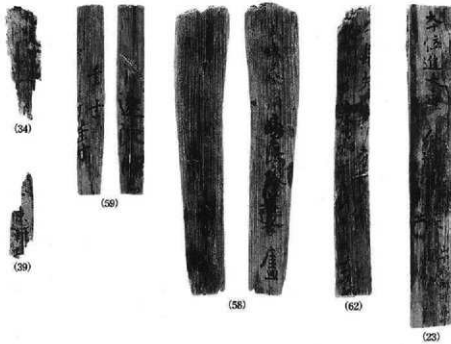
一坊東南坪で出土した木簡と類似するものが含まれている。同坊は四町占地の可能性が指摘されており、藤原宮期の宮外官司の実態を探る上でも、同坊の本格的な調査を期待したい。

9 関係文献

奈良文化財研究所「奈良文化財研究所紀要二〇〇二」(二〇〇二年)

同「飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報」一六、一七(二〇〇二年、二〇〇三年)

(市 大樹)





(桜井・吉野山)

奈良・藤原京跡右京六条四坊・七条四坊

ふじわらきょう

- 1 所在地 奈良県橿原市四分町
- 2 調査期間 一九九五年(平7)一月～一九九六年三月
- 3 発掘機関 橿原市教育委員会
- 4 調査担当者 齊藤明彦・平岩欣太・萩原義彦
- 5 遺跡の種類 都城跡
- 6 遺跡の年代 弥生時代、七世紀末～八世紀初頭
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

この調査は、大型店舗建設に伴う事前調査である。調査地は藤原京跡右京六・七条四坊に相当し、古代の幹線道路である下ツ道の東側に隣接する地域であり、下ツ道と六条大路の交差点部分の検出が予想された。一九九二年に行なった右京五条四坊における下ツ道と五条桑間路の交差点部分の発掘調査では、下ツ道東側溝などから多量の土器や祭祀遺物が出土した。このた

め、今回も下ツ道関係の重要な遺構・遺物の出土が予想された。

調査は、西側の第一トレンチ(面積二〇〇〇㎡)、東側の第二トレンチ(二〇〇〇㎡)、六条大路南側溝を遡るための第三トレンチ(約五〇㎡)の三カ所について実施した。主な検出遺構は、六条大路、下ツ道、西四坊間路、掘立柱建物八棟、井戸六基、弥生時代中期の方形周溝墓三基などである。

六条大路は北・南の両側溝を検出した。北側溝は幅約一・五m深さ〇・二m、南側溝は幅約四m深さ一・三m、道路幅は溝心々間距離で約二二m(路面幅約一六m)を測る。南側溝内の土層堆積状態は、下層部分で砂の堆積が著しく、かなりの水量が下ツ道東側溝に流れ込んでいたようである。

下ツ道東側溝は、幅約八～一二m深さ約〇・八mを測り、北へ向かって流れる。路面幅は調査区外の西へ続いたため不明である。土層の堆積状態は砂と粘土層の互層で、六条大路南側溝と同様にかんがりの水量があったようである。そのため西側には数カ所で護岸が施されていた。また、六条大路と下ツ道とを接続する橋を検出した。橋脚として柱状の角材・丸材を南北方向に二列配置し、これを固定するために両側に杭を打ち込み、さらに二m前後の横材をその隙間に入れ補強し、橋脚内部の幅約一mの間には、流出を防ぐための傘大の石を敷き結んでいた。遺物としては、木簡二点、七世紀後半の土器、帯金具・金屬製人形・鏡・刀子・釘・鉄鏝・錢貨(和同開珎、

陸平木式、萬年通宝、貞觀木式、神功開宝、耳環などの金属製品、着申・人形・横櫓・漆器(盤)・曲物などの木製品、仏面を墨書した板(挿圖参照)、夾杉片、磁石、獣骨、土馬があげられる。

第二トレンチの東側で西四坊間路の西側溝を検出した。幅約一・二m深さ約〇・五mを測る。この溝から木簡一点が出土した。

掘立柱建物は、ほとんどが二間×四間の東西・南北棟である。井戸は、藤原京期と平安時代の二時期に分かれる。藤原京期は四本柱と横板の組合せによるもので、平安時代のものは大・小の曲物を数段重ねたものと、縦板組みのものとが出土した。

8 木簡の釈文・内容

下ッ道東側溝

(1) ・「く謹上 請米伍升口

・「く岩懸天古口

(1.6)×(3.7)×6 088

(2) 〔波多カ〕

・口口口

(3.0)×(1.3)×2 081

西四坊間路西側溝

(3) 「く白米五升」

9.8×1.4×3 082

(1)は下端が折損し、左辺は割れている。切り込みは上端から約七cm下に浅く施されている。楕円なやや大ぶりの書体で書かれ、表裏で天地が逆になっている。書状形式の文書で使用される「謹上」「謹状」という語句が認められる。個人(某古丸)が差し出したとあって、米五升を請求した際の文書木簡であろう。(2)は上端・下端ともに二次的に切断した痕跡があり、廃棄処分に伴うものである可能性がある。右辺は原形を保つが、左辺は割損する。(3)は切り込みの左上が欠損するが、ほぼ完形の荷札木簡である。白米の荷札は「五斗」単位が一般的であるが、この木簡は「五升」とみて間違いない。出土地点は異なるが、米五升を請求した(1)との関連が注目される。(1)は請求文書であるが、米五升とともに差し出しに戻されたことは十分にありえよう。

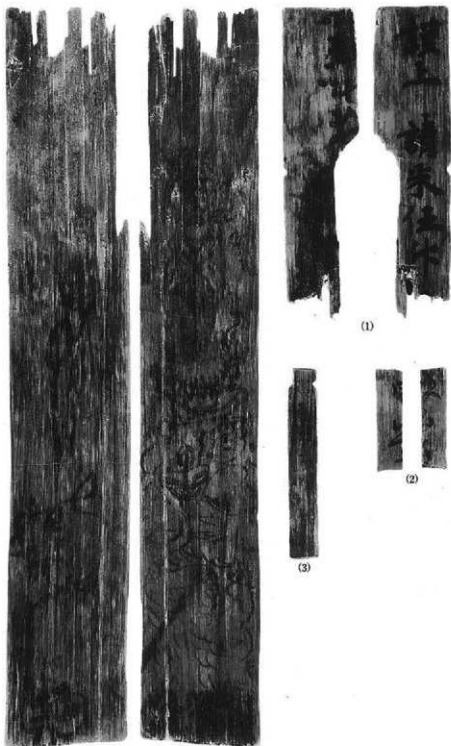
9 関係文献

榎原市千塚資料館「かしはらの歴史をさぐる」四(一九九六年)

榎原市教育委員会「藤原京右京六・七条四坊の調査」(平成八年)

奈良県市町村埋蔵文化財発掘調査報告会資料、一九九七年

(117・9 齊藤明彦、8 市 大樹(奈良文化財研究所))



(参考) 仮圖を墨書した板

奈良・飛鳥京跡苑池遺構

1 所在地 奈良県高市郡明日香村岡小字ゴミ田・出水・林・井手ノ上・西フケ

2 調査期間 第二次調査 二〇〇〇年(平成12) 十一月～二〇〇一年四月
第三次調査 二〇〇一年五月～八月
第四次調査 二〇〇一年十一月～二〇〇二年二月

3 発掘機関 奈良県立橿原考古学研究所

4 調査担当者 卜部行弘・山田隆文

5 遺跡の種類 庭園跡



(吉野山)

6 遺跡の年代 飛鳥時代
7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

飛鳥京跡苑池遺構は、飛鳥京跡に付随する庭園遺跡で、飛鳥川の右岸低位段丘面に立地する。飛鳥京跡上層遺構とは、内郭の北西に隣接する位置関係にあり、

遺跡からは飛鳥川を挟んだ南西対岸の川原寺や橋寺を直接望むことができる。

一九九八年の第一次調査において、一九一六年に石造物が二点出土した場所を再発掘したところ、苑池であることが判明した。この調査では池の南岸付近を検出したが、苑池が北方に広がる実になったので、次年度以降、苑池の範囲と形態の確認を目的として、第二次(飛鳥京跡第一四三次)調査・第三次(飛鳥京跡第一四五次)調査・第四次(飛鳥京跡第一四七次)調査を引き続き実施した。以下、検出遺構の概要を一括して記すこととする。

苑池に関わる遺構には、南池SG九八〇一と北池SG〇〇〇一、その間の渡堤SX〇〇〇二、北池から派生する水路SD〇〇一三、および掘立柱列、石組溝などの周辺施設がある。

南池SG九八〇一は周囲に石積み護岸をめぐらせ、底に平らな石を敷き詰めている。護岸は渡堤が兼ねる北岸のほか、西岸の一部長さ三二m分を検出した。西岸は出入りのない直線であるが、南端は緩やかに東に曲がりこんで南岸に至る。石積みは現状で高さ八〇cm、四段が遺存する。敷石は一〇×三〇cm大で一重に敷かれ、勾配は全く付けられておらず水平である。ただし西岸際のみ四m幅で上面にさらに一層の敷石が施されており、改修による造作と思われる。

池中では中島SX九八〇五、島状石積み、流水施設などを検出した。これらは南北にはほぼ等間隔に配されている。中島SX九八〇五

の平面形は不整曲線からなり、東西両端は丸く収め、北辺と南辺に二カ所の半島状の張り出しを有する。東西長約三二m南北最小幅約四・五mで、東西軸は渡堤SX〇〇二とはほぼ並行している。周囲は石積み護岸を備え、現状で三段、高さ一mが遺存する。

島状石積みは、敷石上に六m×一mの範囲で、石敷きよりもやや大きめの石を高さ六〇cmに積み上げたもの。平面形は不整楕円形で、南辺と西辺の二カ所に小さな張り出しがあるが、明確に輪郭をなす石は置いていない。上面は比較的平らであるが、面を揃えて敷き詰めていない。

南岸付近では、一九一六年に石造物を抜き取った坑を検出し、その先端から一・五m離れた地点で新たに石造物一点を、採取坑の東に接して別の石造物を一点検出した。前者は池底より樹立した状態を出土した。花崗岩の石塊を成形し、上部には横方向に孔を貫通させている。高さ一六五cm、裾部幅一二五cm、裾部厚さ七二cm、孔径九cm、重さ約二・五t。採取坑の長軸と石造物の孔の方向が一致しており、池外の南側から水を石造物伝いに流し、最後に噴水のようには水面に放水していたのであろう。後者は、平らな石塊の内側を槽状に削り抜いたもので、水を溜める施設と考えられる。底面近くには水を抜くための孔が穿たれている。長さ約二七〇cm、幅約二〇〇cm、厚さ六〇cm、重さ約三・六t。石造物への導水経路については不明である。

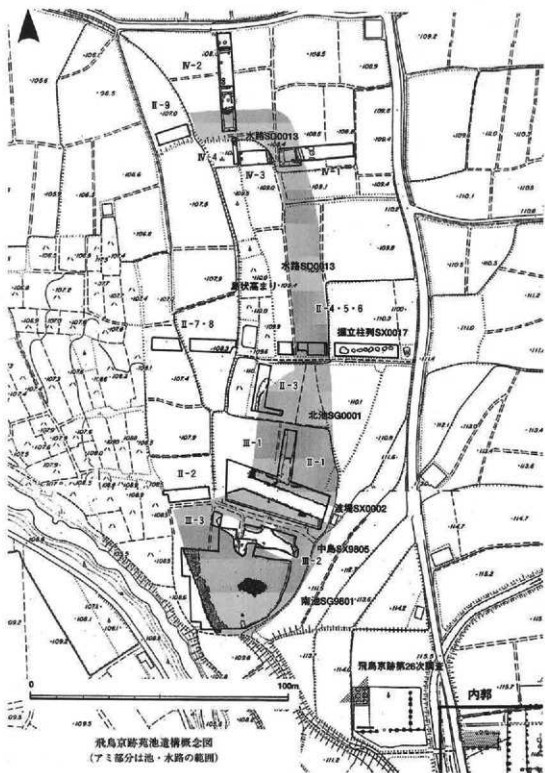
南池SG九八〇一の範囲と形態についてはまだ確定していない。しかしながら、東岸は自然地形の段丘崖を利用していた可能性が高く、そうした場合、平面形は南岸から東岸を段丘面の形状に合わせた不整四角形で、流水施設を南端に据えて扇形に開く形態であったと考えられる。その平面規模は、南北長約六〇m東西長約六五mに復元できる。

北池SG〇〇一は、南池と同じく周囲に石積み護岸をめぐるし、底に敷石を敷設している。ただし池底には傾斜がついて掃鉢状に窄まり、約二mの高差がある。敷石は面的には敷き詰められておらず、上下の重なりがみられる。大小不揃いの上、相互の噛み合わせも不十分で安定感に乏しい。

北池の護岸は渡堤で兼ねる南岸のほか、西岸を二カ所で検出した。西岸は高さ約一m長さ約三三mの直線であるが、渡堤に取り付く部分では階段状になっているなど、構造に差異が認められる。

北池南端の渡堤護岸際では、盛土と縁石からなる大走り状の平坦面を二面検出した。両者には時期差があり、築造当初のものを改修時に埋め立てている。

渡堤SX〇〇二の検出規模は幅五m長さ三三m。同幅・直線で続き、方位は西で約一八度北に振れる。南北両側に石積み護岸を備える。東端は未検出で、西端は北側護岸が直角に屈曲して北池の西岸を形成し、南側護岸は同じ位置で一四二度に屈曲してさらに西方



へ直線で続く。護岸の石積みは南北で差異がみられ、北池側は用石が小振りで積み方も粗い。

渡堤S X O O O二の基底には南池と北池の通水を図るための木簡が二本敷設されている。両者には時期差があり、築造当初のものが改修時に平坦面の造成で埋め立てられたため、新たに平坦面上に設置し直している。

水路S D O O一三は三方所のトレンチで確認した。北池より北に派生し、南北に長い島状の高まりを取り巻いて西方(飛鳥川)に抜ける一連の遺構と想定している。基本的な構造は、ベース土を大きく、L形に掘削して両側に石積み護岸を備えたもので、底面は平らに掘削した地山のままで、石は敷かれていない。検出場所によって寸法・護岸の形状が異なる。水路幅は10～12m、護岸の高さは0.9～1.2m。改修によって新たに護岸を内側に敷設している部分もある。注目すべき点として、底面には勾配はつけられておらず、水平を保っていること、水路S D O O一三が取り巻く内側の護岸の高さが外側よりも高いことがあげられる。これらのことから北池から一連で湧き出し、水路の内側にある高まりが築造当初のものであることがわかる。

水路内の堆積土は三方所ともほぼ同じ状況にある。基本層序は厚薄があるものの、上から順に耕作土、暗褐色粘質土(中・近世)、有機質土(平安・鎌倉時代)、暗青灰色粘土(飛鳥時代)、となっている。

木簡は、南池S G九八〇一から一七点(第二次調査のⅡ一トレンチから七点、第三次調査のⅢ一トレンチから一〇点)、北池S G O O O一から一点(第二次調査のⅡ一トレンチ)、水路S D O O一三から一五四点(第二次調査のⅡ一五トレンチから六四点、第四次調査のⅣ一トレンチから六四点、同Ⅳ一トレンチから二五点、同Ⅳ一四トレンチから一点、計一七二点出土した)。

南池S G九八〇一の木簡はいずれも渡堤際からの出土で、南池の大半にあたる第一次調査地からは出土していない。出土層位は一点が敷石の直上に堆積した平安時代から鎌倉時代にかけての有機質層中、残りが敷石直上である。

北池S G O O O一の木簡は、敷石と有機質土層の間に部分的に堆積している粗砂層から出土した。

水路S D O O一三の木簡は四カ所のトレンチから出土しているが、出土状況がほぼ同じであることから、木簡は水路内の全範囲にわたって包含されているとみられる。以下、水路内の主なトレンチの木簡の出土状況について述べる。

Ⅱ一五トレンチは水路S D O O一三の最も南よりの調査区である。出土位置を確認できた木簡は一点で、いずれも暗青灰色粘土より出土している。平面分布は特に集中している箇所はなく散在的である。また垂直分布についても上層から最下層まで偏在することなく出土した。

IV—トレンチはII—五トレンチより八〇m北側に設定した。出土位置を確認できた木簡は一六点で、いずれも暗青灰色粘土より出土している。平面分布は、三点が護岸に五〇cmの距離で近接している他は、特に集中している箇所はなく、散在的である。垂直分布については、二点が一〇六・七m前後の最上層より出土した以外、残る一四点はすべて一〇六・一—一〇六・五mの間より出土しており、最上層の二点が流入・堆積した時期は他のものよりも下ると思われる。木簡個々については、水路方向と四五度以内の振れにあるものは一六点のうち七点で、水路方向に対する規則性は見出しがたい。また、木簡堆積時の接地勾配は、半数以上が二cm以内に収まる。

IV—トレンチはIV—トレンチから水路が直角に屈曲して西へ二五mのところに設定した。出土位置を確認できた木簡は一五点で、いずれも暗青灰色粘土から出土しており、最下層の青灰色砂礫混粘土に木簡が含まれるかについては未確認である。平面分布はトレンチ南東隅において木簡三点と木製品二点が南北に連なって集中する一帯がある。これらの遺物は、層位的にも青灰色砂礫混粘土の上面に堆積しており、一括性が高い。この他は特に集中する箇所がなく、三m方眼による単位面積あたりの出土数もほぼ同じである。垂直分布は前述したトレンチ南東隅の一帯以外は二〇六・一九—二〇六・五〇mの暗青灰色粘土の全範囲より出土しており、層位的な偏在は認められない。木簡個々については、水路方向と四五度以内の振れ

にあるものは、七点でIV—トレンチと同様、水路方向とは無関係である。また、木簡堆積時の接地勾配は、最小〇・一cmから最大六・九cmまで幅があるが、半数以上が二cm以内に収まる。

これらの水路SD〇〇二三から出土した木簡は、分布が一カ所に集中することなく、埋立土とは見受けられない自然堆積層に包含されていたことからみて、直近の護岸より一時に投棄されたものでないことは明らかである。

8 木簡の釈文・内容

南池SG九八〇一(II—トレンチ)

(1)  多支五十戸 伊久

伊久

(裏面には「大」「知々」など多くの習書あり) 173×47×3 065

(2) 「長」  (29)×25×10 015

南池SG九八〇一(II—トレンチ)

(3) ・大山下

・  「木」

(55)×(12)×2 081

- (4) 佐留陀首□夫
 (123)×62×4 019
- (5) □□_{〔俵カ〕}
 (47)×38×6 019
- (6) □利_{〔須カ〕}
 (40)×13×3 081
- (7) □□□□_{〔葉カ〕}
 □□□□
 (120)×12×4 081
- 北池S0001(エートレンチ)
 (8) ・「奉
 □□□□
 (244)×25×5 019
- 水踏S0003(エートレンチ)
 (9) ・「大夫前恐方段頓首白_{〔俵カ〕} □真乎今日國_{〔俵カ〕}
 ・「下行故道間米无親命坐登賜
 」 293×31×6 011
- 00 ・ □病齊下甚寒
 ・ 薬師等薬酒食教販酒
 (244)×12×4 081*
- 01 丙寅年 廿一日 □□□□
 ・「十八日子古駒一列勳人牽
 十九日寅古駒三井上□□□□_{〔女カ〕}
 」
 162×55×5 011
- 02 加ツ麻 十 波々支道花六
 加庵四 草二知々
 □□三 五百木□四_{〔マカ〕}
 (165)×39×5 081
- 03 都_{〔油カ〕}加 石□□
 ・「史□□□□_{〔入〕}
 □□□□□□_{〔割香東香〕}
 」
 162×23×4 011
- 04 主寸大分
 ・「▽坂田評歌里人錦織
 」
 (151)×18×3 035
- 05 佐評椽椅マ▽
 (102)×4×4 031
- 06 五十戸
 ・「▽五十戸
 」
 ・「秦_{〔表面刻劃〕}…□俵」
 (157)×19×3 033
- 07 丈マ小山□□□□
 ・「▽
 」
 (121)×23×4 039

- 08 「 \setminus 高屋郎女」
 ・「 \setminus 嬬女 \square 王」
 (非カ)
 106 \times 14 \times 4 032
- 09 「 \setminus 委佐俤三升 \setminus 」
 81 \times 14 \times 3 031*
- 00 「 \setminus 五石八斗」
 133 \times 21 \times 4 032
- 01 「 \setminus 中衣 \square 」
 (四カ)
 100 \times 10 \times 3 032
- 02 「 \setminus 月」
 51 \times 13 \times 3 032
- 03 「 \setminus 三」(刻書)
 ・「 \setminus 」(下カ)
 (刻書)
 (36) \times (11) \times 3 039
- 04 ・「子官」 子 \square 官 \square
 波 \square ソ \square (閉カ)
 (187) \times 21 \times 3 019
- 05 日下マ \square 真 \square (火カ)
 大 \square 伯 \square マ \square (人カ)
 (多初カ)
 (161) \times (36) \times 3 081
- 06 「山田肆 \square 」 (東カ)
 (71) \times (22) \times 4 081
- 07 百七束」
 (136) \times 25 \times 4 019
- 08 井十一」
 (200) \times 18 \times 5 019
- 09 「伯女」
 35 \times 12 \times 4 021
- 00 「有 \square 」
 鶴官 \square
 (142) \times 60 \times 7 065
- 01 宿祿三留末呂
 (103) \times (10) \times 4 081
- 02 ・「 \square \square \square 」
 ・「 \square NN \square 此 \square 」
 110 \times (21) \times 2 081
- 03 北一言知 \square \square
 091
- 水路SDOO三(ワートレンテ)
- 04 「造酒司解伴造廿六人」
 (141) \times 19 \times 5 019
- 05 ・「 \square \square 三分」
 冑三分 \square
 (松カ)
 (178) \times 28 \times 2 019
- 06 ・「十取 廿取 卅取」 \square
 ・「五 \square 六 \square 七 \square 十一 \square 十二 \square 」
 (142) \times 25 \times 3 019

- 67 ・「猪名マ評宮」
 「政人野甘マ」
 (61)×21×6 019
- 68 ・「安怒評片果里人田辺」
 「汗沙之「又宮守」
 「物マ」
 「一人知」
 151×25×4 011*
- 69 「戊子年四月三野国加毛評」
 「度里石マ加奈見六斗」
 181×22×5 011
- 60 「井手五十戸刑マ赤井白米」
 160×18×5 011
- 61 「V」評丹生
 「V」
 (88)×21×5 039
- 62 ・「V」丙^(戌カ)年六
 「V」
 (76)×(24)×4 039
- 63 ・「許刃主寸可」^(布知カ)
 「倭」
 114×38×6 061
- 64 「V生海松」
 84×17×4 032
- 65 「V阿支奈勢」
 112×9×4 032
- 66 「V佐」王
 116×16×4 032
- 67 ・「春春春春春春」(他に習書あり)
 「」(他に習書あり)
 222×47×5 011
- 68 ^(座カ)
 德^手德^下天^下之^下
 「」
 (124)×(49)×(3) 081
- 69 ・「登」天^人
 「委」
 (166)×(13)×4 081
- 60 ・「高侍連千足」三^処
 「」
 (176)×22×4 081
- 水路S D O O I I I (M一トレンチ)
- 61 ・「西州続命湯方」麻^(六カ)黄^{石膏}
 「」
 (他に石・命方の刻書あり)
 ・「当層」二^阿杏人冊枚
 「乾薑」三^阿其^{水九}
 (215)×40×3 019*

- 62 〔戊寅年十二月尾張海評津嶋五十戸〕
 ・〔韓人マ田根春赤米斗加支各田マ金〕 234×25×6 011★
- 63 〔尾治国春マ評池田里〕
 ・〔三人マ□□米六斗人〕 172×25×4 011
 ・〔四沼五十戸カ〕〔五斗カ〕
 ・□□□□□□□□□□□□□□□□
- 64 〔遠水海国長田評五十戸〕
 ・□□□□□□□□□□□□□□□□ 180×22×4 031★
- 65 〔▽三野国安八麻評〕
 126×23×4 032
- 66 〔高志国利浪評〕
 ・〔ツ非野五十戸速鳥〕 114×(18)×6 031★
- 67 〔播磨国明伊川里五戸海直恵万呂〕
 ・〔俄一斛 行司春米玉丑〕 156×21×6 031★
- 68 〔△大伯郡土師里土師〕
 ・〔▽寅米一石〕 111×28×3 032
- 69 〔▽山田評□□〕
 137×21×3 033
- 60 〔▽前軍布▽〕
 81×21×6 031★

60 〔大棟費直伊多

・〔大棟費直伊多

(126)×23×3 032

(1)は二次的加工を受けている。表は五十戸名を列記する。多支五十戸(タキノサト)は、「和名抄」では大和国宇陀郡、伊勢国多気郡、備中国賀夜郡、出雲国神門郡にみえる。

(9)は完形の文書木簡。「工夫の前に恐み万段頓首して白す。俣真乎、今日国に下り行く故、道の間の米なし。龍命に坐せ整え賜え」と読む。(10)は表に病気の症状を、裏に薬師らの指導内容を記す。(11)の丙寅年は天智五年(六六六)。(14)は近江国坂田郡にあたるが歌里は「和名抄」にみえない。(19)はワサビの付札。(30)は容器の底板などの材に記されたもの。嶋官(シマノツカサ)は他に例がない。七世紀特有の官司名であるが、「嶋」の名称から推して、苑池を管理するために設置されたものと考えられる。

(34)は「造酒司」「斛」とあることから大宝令施行後の木簡と考えられ、藤原運宮後の飛鳥の利用を考える上で重要な史料となる。伴造は酒部のごとく、酒・酢の醸造や酌、献酒などを職業とした。(35)の亡消・松羅はいずれも薬物の名称。(37)は伊勢国員牟都美那郷。(38)は伊勢国安濃郡片原郷。(39)の戊子年は持統二年(六八八)。「和名抄」の美濃国賀茂郡日理郷にあたる。(40)は「和名抄」には伊勢国飯野郷、出羽国飽海郡、越前国足羽郡、加賀国石川郡に井手郷がみえ

る。⁶³は丙戌年としてよければ朱鳥元年(六八六)。

⁶⁴は西州統命湯の成分を記載したものの。西州統命湯は医学書を集成した「外台秘要方」(王焜著、七五二年成立)や同時代の医学書

「千金要方」(孫思邈著、六五〇年代成立)にもみられる中風(卒中)の薬である。記載されている成分やその記載順序を比較すると、

「千金要方」が最も近い。⁶⁵の戊寅年は天武八年(六七八)。尾張海評は尾張国海部郡だが「和名抄」に津嶋五十戸はみえない。津嶋神社が所在する愛知県津島市付近であろう。赤米の貢進物付札。斗加支とは併で、計量する際に均すための棒のことであるが、ここではその作業を指すと考えられる。⁶⁶も尾張国の木簡で、尾張国春日郡池田郷にあたる。⁶⁷は遠江国を「遠水海国」と表記する。「令集

解」戸令戸橋条古記に、近江を「水海」と表記する例がある。石神遺跡出土木簡にも「近水海」の国名表記がみえる(奈良文化財研究所紀要二〇〇三、第三〇号木簡)。「和名抄」の遠江国長上郡塘沼郷にあたる。⁶⁸は美濃国安八郡。⁶⁹は分割前の越国からの荷札木簡。越中国橋波郡にあたるがツ非野五十戸は不明。「遠」は、筆順や縦面が下までのびていることから、「造」ではなく「迷」とした。

⁷⁰は評(または郡)字が欠落しており、播磨国明石郡のこと。伊川里は「和名抄」にはみえないが、神戸市西区に地名が残る。裏の「行司」は担当者を示すのであろうか。⁷¹は備前国邑久郡土師郷。大宝令施行後の木簡である。⁷²の「前」は木簡の形態や物品名から

考えて隠岐国海部郡佐吉郷(平城宮木簡。藤原宮木簡では海評前里)のことか。⁷³の二文字目は、筆跡は明瞭であるがよくわからない。姓のアタヒを「賈直」と記す点が注目される。人物画像鏡銘文や元興寺塔露盤銘などの古い金石文や「百濟本紀」(日本書紀)欽明二年七月条所引)に賈直の例がみられ、「続日本紀」神護景雲元年三月乙丑条にも庚午年轉作成時に誤って直を賈と記載されたことがみえる。なお、表裏とも「賈」「直」の中間あたりの位置に穿孔がある。

木簡評の年代については、最も古いもので丙寅年(六六六年)、最も新しいものは大宝令施行後であり、三五年以上の幅がある。一度に投棄された状況にはないことから、右のように長い年月の間に少しずつ埋没していったものと考えられる。

苑池遺構から出土した木簡は、苑池の性格や利用状況をそのまま反映しているわけではないが、出土状況などからもわかるように、苑池を含む周辺一帯の性格を何らかの形で表わしているともみてよいだろう。苑池は内郭のすぐ北西に隣接しており、苑池自体も内郭の付属施設と考えられるので、木簡の廃棄主体としては内郭と密接に関わる役所、例えば大宝令制の宮内省のような官司が想定される。木簡の内容を概観すると、おおよそ米・酒・医療・苑池に関するものに区分できる。米に関しては、米の貢進物付札、米の請求を行なった文書木簡などがそれぞれあり、多量の米を管理する役所が存在したらしい。後の大炊寮的な性格がうかがわれるほか、多量の米を

消費する役所として造酒司も存在したと考えられる。尾張国からの赤米は酒の原料と考えられ、造酒司解の文書木簡や（備前国）大伯郡からの米の荷札がみられることから、藤原に遷宮した後もなおこの地で造酒作業などが続けられていたと推測できる。医療に関する木簡が多い点は、後の興業寮のような役所からの廃棄が想定できる。

この木簡群を廃棄したのは内郭を支えた役所と考えられるが、右のように、大炊寮・興業寮・造酒司・園池司など大至令制の宮内省に付属する諸官司の職掌と一致するものが多い。七世紀の「宮内官」の具体的な組織は明らかでなく、大宝令制のように宮内省の下部組織として統合されていたかどうか不明であるが、実態を知る上では重要な史料といえるだろう。個々の木簡に立ち入ってみれば、例えば米の荷札には短冊形が多いなど興味深い点も多数あるが、ここでは全体的な性格をまとめるにとどめておく。

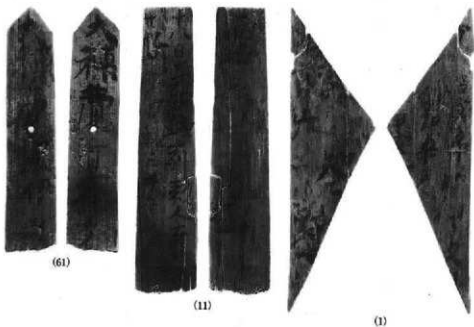
なお、木簡の釈読は、京都教育大学の和田萃氏、奈良大学の東野治之氏と轉見があった。釈読作業の段階では多数の方々から貴重なご教示をいただいた。

9 関係文献

奈良県立橿原考古学研究所「飛鳥京跡発掘調査概報」（奈良県遺跡調査概報1001年度、1002年）

同「飛鳥京跡苑池遺構調査概報」（学生社、2002年）

（117・9 卜部行弘、8 船見春寿）





(吉野山)

奈良・坂田寺跡

さかたでら

- 1 所在地 奈良県高市郡明日香村祝戸
- 2 調査期間 二〇〇二年(平14)一〇月―二月
- 3 発掘機関 明日香村教育委員会
- 4 調査担当者 相原喜之
- 5 遺跡の種類 寺院跡
- 6 遺跡の年代 飛鳥時代―平安時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

坂田寺跡は、稲淵宮殿跡と飛鳥川を隔てた対岸(右岸)に位置する。創建年代については諸説があるが、鞍作氏の氏寺として七世紀

前半に創建され、飛鳥寺と並ぶ最古級の古代寺院と考えられている。朱鳥元年(六八〇)には宮大寺と名らんで天武天皇のために無遮大会が催されるなど、七世紀を通じて有力な寺院であった。七世紀の伽藍跡は未発見であるが、出土土器

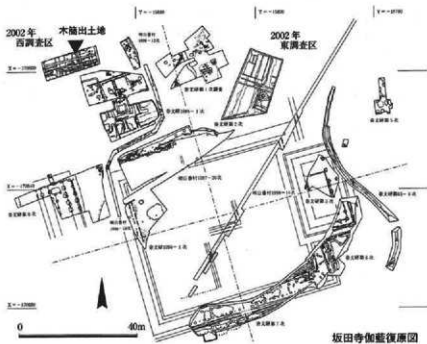
や瓦からその存在は確実視されている。

一九七二年以降奈良国立文化財研究所・明日香村教育委員会によって実施された発掘調査によって、八世紀の伽藍配置が判明している。伽藍は飛鳥川に向かう傾斜地を擁護状に造成した平坦面に立地する。一辺六〇m四方を回廊で囲み、その東辺に金堂が取り付く。回廊の内側にも基壇建物が建ち、中門は北面回廊に開く。回廊の北側には井戸や石組溝があり、木簡や墨書土器が出土している(第一・二次調査。図頁参照)。この伽藍は一〇世紀後半に倒壊、埋没した。

今回の調査地は寺域の北辺近くにあたり、第一・二次調査地に隣接する場所である。調査の結果、奈良時代の伽藍造成土上面で、掘立柱建物・塀・石組溝・素掘り溝などの遺構を検出した。建物や石組溝は伽藍方位と一致しており、一連の造営であったことがわかる。また、造成途上に掘られた溝一条を検出した。この溝は伽藍造成完了時点には既に埋まっており、造成工事に伴って一時的に機能した溝とみられる。堀土には炭が大量に入っており、伽藍の造営中に炭化物の投棄が行なわれていたことが判明した。

出土遺物には、奈良時代から平安時代の瓦、和同開珎一点や、仏具と考えられる球形中空の銅製品などがある。墨書土器が造成土直上から四点(全て八世紀前半)出土しており、碗・皿の底部に「金」「知」「知識」「知識養」と記される。

木簡は伽藍造成中に掘られた溝よりも古い堆積土から一点出土し



坂田寺伽藍復原図

た。この堆積土が造営直前の土層であるのか、造成土であるのかは今後の検討が必要である。

今回、及び第一・二次調査の結果から、この付近には厨に相当する施設があったと推測できる。

8 木簡の釈文・内容

- (1) 「醬五升 不乃理五升 □

(105)×(27)×(9.0)19

上端は方形、左右側面も原形をとどめる。下端は折損。食料品とその数量を一定の間隔をおいて記す。「不乃理」は海藻のフノリで、平城宮・京跡出土木簡には「布乃理」「布乃利」と記す例がある。正倉院文書では「不乃利」「布乃理」などと記され、計量単位は重量(斤兩)と体積(斗升)の両方の例がある。小振りの楷好な筆跡で、調整も丁寧であることから、帳簿などではなく食料品請求文書の類とみられる。裏面は平滑に削って仕上げているが文字は確認できない。

9 関係文献

- 明日香村教育委員会「明日香村遺跡調査概報 平成一四年度」
(二〇〇四年刊行予定)

(117・9 相原墓之, 8 竹内 亮(奈良文化財研究所))





(京都西南部)

調査地は、左京二条条間大路・東二坊大路交差点の北部を含む二条一坊十五町南東隅、二条三坊二町南西部と推定される。

検出した遺構には、二条条間大路北側溝、東二坊大路東西側溝とその路面上の礎を伴う路盤工事跡のほか、十五町においては二時期の変遷がある掘立柱建

京都・長岡京跡

ながおかきょう

- 1 所在地 京都府向日市鶏冠井町馬司
- 2 調査期間 左京第四七三次調査 二〇〇二年(平14)六月
一二月
- 3 発掘機関 向日市埋蔵文化財センター
- 4 調査担当者 國下多美樹・松崎俊郎
- 5 遺跡の種類 都城跡
- 6 遺跡の年代 長岡京期(七八四年~七九四年)
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

物・井戸・溝・溝、二町においては二時期の変遷をもつ掘立柱建物・井戸・凹地・溝がある。調査の結果、同大路の交差状況が明らかになり、交差点に面する宅地の性格を判断できる多量の遺物(遺物整理用コンテナ二六〇箱)が得られた。

木簡は計一〇点出土した。内訳は、東二坊大路西側溝SD四七三〇から六点、同東側溝SD四七三三〇から一点、二条条間大路北側溝SD四七三三六から一点、東二坊大路路盤から一点、十五町内の溝SD四七三三二から一点である。

このうち、東二坊大路路盤から出土した木簡は、二片に分割され、約3m離れた地点から出土した。西側溝は路盤工事と併行して改修されており、部分的に護岸施設も設けられる。西側溝の木簡は大量の長岡京期土器類、緑釉陶器、木製品とともに、十五町側から一括的に投棄されたと考えられる。墨書土器(「六」は約七〇点)や線刻土器も多数出土し、十五町が京内に設けられた現業部門の官司であった可能性を示唆する。

一方、東側溝は一部に掘り直しがあるが、大きな改修は受けていない。東側溝の木簡は多量の土器類とともに、機能を終えた段階で二町側から投棄されたとみられる。共伴して墨書土器(「土家」一「家」は約八〇点)が出土し、過去の調査成果も合わせて二町も官司とみられる。

東二坊大跡路盤

(1) ・「繩紀」調縮錢釘飯餅道有大舍人右十人正正口 (第二面)

・「右大臣錢延曆」年七月十三日右釘廿五口 近江國蒲生郡 (第二面)

・「口」行道今「〔年カ〕」有「〔魚〕」成「〔塊カ〕」

(第三面)

・「口」繩

(第四面)

東二坊大跡西側溝S D四七三〇

(2) ・若人調進鯉魚志籠

・延曆「〔七カ〕」年「〔十カ〕」月 (114)×(30)×3 081(3) ・「栗田錢」・「」 (119.5×30×6 032)(4) 「竹〔子〕」 (85)×(12)×4 039(5) 「水〔斗〕」 (136)×(13)×3 031

(6) ・「祝祝」

(480)×35×30 065

・「菜」 114×16×7 065(7) 「」 (32)×(6)×2.5 081

溝S D四七三三I

(8) ・「」 (85)×(25)×4 081

二条寺間大跡北側溝S D四七三三六

(9) ・「丹〔生カ〕」 (97)×18×5 039・「庄庭成五斗

東二坊大路東側溝SD四七三三〇

00・米 魚魚

・ 菌  (左側面)

(28) × (12) × 8

(1)は部材の四面に習書したものの、少なくとも二人以上の筆による。糸備・魚備・金備の文字を二〜四文字書いたものや、典籍の一部と思われるものと、記録風の習書が書かれている。年紀は残面からみて延暦八年(七八九)または延暦一〇年で、東二坊大路の路盤改良が行なわれた時期が推定できる。延暦八年七月二三日の時点で右大臣は藤原是公であるが、同年九月に薨じた後、翌九年一月に藤原継繩が就任している。なお、第三面の「成」の次は「成」または「成」。



第4面

第3面

第2面

第1面

(1)

(國下多美樹・佐藤恵子)

(2)と(8)は左京二条二坊十五町に関連する。すべて板目。(2)は調の荷札。年紀は残面からみて延暦七年(七八八)か。(3)は「人名+銭」の付札。「銭」の下には数量・単位などの文字が続くことが予想されるが、割離しているため不明である。(4)は竹の子の付札。(5)は米の付札。(6)は呪術的な木簡か。

(9)00は左京二条二坊二町に関連する。(9)は米の荷札か。板目。00は部材に習書したものの。柱目。

なお、釈説は京都大学の鎌田元一氏の指導のもとで佐藤直子が行い、奈良文化財研究所史料調査室・歴史研究室の方々のご教示を得た。



(京都西北部・京都東北部)

京都・平安京跡右京二条一坊六町

- 1 所在地 京都市中京区西ノ京小倉町
- 2 調査期間 二〇〇二年(平14)一月～二月
- 3 発掘機関 助京都市埋蔵文化財研究所
- 4 調査担当者 山口 真
- 5 遺跡の種類 都城跡
- 6 遺跡の年代 平安時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

今回の調査は丁R二条駅周辺の区画整理事業に伴うもので、一九九二年から続く調査の一七次目にあたる。調査面積は東西二〇m南北一〇mの一部を除く一六〇㎡である。調査地は平安京の右京二条一坊六町の西端部に位置し「拾芥抄」右京因では右大臣藤原良相の邸宅「西三条第」とされている場所であり、周辺の調査では建物や池などの平安時代の遺構を確認している。

調査の結果、一九九五年度の八次調査で確認された州浜の対岸となる池を検出し、九世紀初頭と九世紀後半の二時期を確認した。上層の池は下層の池の渚から池部分を埋め立て、その上面に径三～一〇cmほどの小石や瓦片を敷き詰めてなだらかな傾斜の州浜を形成している。石敷きの州浜は池部手前二m程の所から細砂敷きに変わり、汀には護岸のためと思われる柱穴が六〇cm間隔で西南から東北方向に並ぶ。陸部も同様に旧州浜と埋土の上面を整地している。陸部と池底部の標高差は七〇cmである。下層の池も地山の礫層に黒色泥土を敷き、その上に小石を密に敷き詰めた州浜が確認された。

木簡はこのうち九世紀後半の上層の池埋土中から一点出土した。斉衡四年(八五七)の年紀をもつ題籤軸である。上層の池埋土から出土した土器類の年代観は、八七〇年から九〇〇年頃に該当し、木簡の年紀より新しいが、題籤軸に巻かれた文書が一定期間保存されることを考慮すれば、この年代差は矛盾するものではない。池埋土を切って掘られた土坑から一一世紀中頃の土器が出土していることから、この時期には池は廃絶したか、縮小していたと考えられる。この他の文字資料としては、上層の池の州浜造成時の埋土から、「阿古糠」と書かれた土師器軸が一点出土している。

今回の調査では苑池の西端を確認したにすぎないが、周辺の調査と併せて考えると、池や建物の規模、出土遺物の構成などから、六町は一町占地の有力な貴族の邸宅であったことがうかがえる。

8 木簡の釈文・内容

- (1) ・「齊衡四年二条
戊戌□□

・□□正倉帳

(56) X 35 X 5 0.95

齊衡四年は二月二日に天安と改元され、改元とはほぼ同時期に西三条第の主、藤原良相が右大臣となつている。正倉については、六町に北接して穀倉院が、東隣には右京職が所在したことから、それら官衛施設との関連がうかがえる

が、この地は西三条第の推定地の一つであり、それに関係する可能性も否定できない。なお、「正倉帳」は「延喜式」にはみえず、「戊戌」は齊衡四年の干支丁丑には合致しない。

なお、釈読にあたっては、京都産業大学の井上満郎氏、京都大学の西山良平氏のご教示を得た。

9 関係文献

①京都市埋蔵文化財研究所『平安京右京三条一坊三・六・七町跡』(京都市埋蔵文化財研究所発掘調査概報二〇一―五、二〇〇二年)

(山口 真)



奈良市教育委員会

『平城京跡出土墨書土器資料』Ⅰの刊行

平城京跡の発掘調査は、現在、奈良文化財研究所・奈良県立権原考古学研究所・奈良市教育委員会・大和郡山市教育委員会が分担して実施している。本書は、奈良市教育委員会が担当した奈良市域の平城京跡の発掘調査で出土した古代の墨書土器の資料集である。一九七九年度から一九九九年度までの二一年間の調査を対象とし、平城京跡八五三点、東市跡推定地一〇九点、大安寺旧境内一三五点、元興寺旧境内八點、菅原寺旧境内一〇九点、総計一〇六六のデータの概要を収録し、主要なものの実測図と写真を掲載する。

平城宮跡の墨書土器については、奈良文化財研究所から継続的な刊行が行なわれているが、平城京跡の墨書土器の集成はこれが初めてである。これまでは個々の報告書で見られなかった資料を多数の未報告資料とともに一覧できて便利であり、宮内とは異なる都城の墨書土器の様相を概観できる貴重な資料集となっている。平城京跡の調査成果の基礎資料集として、今回の刊行の意義は大きい。

第一分冊A四版五二頁、二〇〇二年三月刊

第二分冊A四版本文二二頁・図版八頁・写真図版八頁 二〇〇二年一月刊
(非売品)



(京都西南部・京都東南部)

京都・東寺(教王護国寺) 旧境内

- 1 所在地 京都市南区壬生通八条下る東寺町
- 2 調査期間 二〇〇一年(平成13)六月―二〇〇二年三月
- 3 発掘機関 朝京都市埋蔵文化財研究所
- 4 調査担当者 吉崎 伸・高橋 潔・近藤知子
- 5 遺跡の種類 寺院跡
- 6 遺跡の年代 平安時代―江戸時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

調査地は東寺(教王護国寺)の北側隣接地で、平安京の条坊でいうと左京九条一坊十町にあたり、東寺の旧境内地でもある。調査は校舎の建て替えに伴うもので、約三八〇〇㎡について実施した。検出した遺構は、平安時代中期から後期、室町時代、江戸時代の大きく三時期に分かれる。平安時代中期から後期の遺構としては、井戸・土坑などを検出したが、数は少

ない。平安時代中期の瓦が大量に出土し、この中には焼け歪んだものや生焼けの瓦が多く含まれることから、近隣における瓦窯の存在がうかがえる。室町時代の遺構としては、東西・南北に掘られた溝(溝)を多数検出した。これらの溝によって区画された中に建物・井戸・室・土坑などを多数確認している。建物の中には仏間を備えた客殿風に復元できるものがあり、これらの遺構群は東寺の子院の可能性を指摘できる。江戸時代の遺構としては、建物・井戸・土坑・池状遺構など多数を検出したが、これらは調査区のほぼ中央を南北方向に延びる低い石垣と、それに直交して西側へ延びる溝と欄列によって三つに区分される。この状況は東寺に残された江戸時代中期の絵図(東寺院家園)とよく一致し、石垣の東側が「金勝院」、北西が「増長院」、南西が「宝泉院」という子院に相当するとみられる。木簡は「宝泉院」とみられる敷地の池状遺構から一点出土した。この池状遺構は一辺一五・〇mのほぼ正方形を呈し、その形状から園池であると考えられる。これは一七世紀末から一八世紀初頭に埋め戻されており、その埋土に大量の遺物が含まれていた。木簡以外の遺物としては、土師器、瓦器、施釉陶器(京範、瀬戸・美濃産)、焼締陶器(常滑、信楽、丹波、備前産)、磁器(肥前、中国産)などの土器類のほか、瓦類(軒丸瓦、軒平瓦)、石製品(磁石、硯)、金属製品(火箸)など多様なものがある。また、木簡以外の文字資料としては、鎌倉時代の丸瓦に和歌が線

刻されたものが一点ある。これは江戸時代の井戸に混入していたもので、焼成前の丸瓦凸面に文字をヘラ書きしたものである。文字は焼成時に生じたひび割れが重なって判読が難しいが、四行にわたって記されている。釈文は次の通りである。

「何事も華とちり行

世の中に

我よ人よとゆふぞ

は×(かなきき)

そのほか内面に「灸」と墨書のある土師器皿（江戸時代）、「東寺」の刻印のある瓦（鎌倉から室町時代）、「左寺」「日」「工」「中」の刻印のある瓦（平安時代）なども出土している。

8 木簡の釈文・内容

(1) 「善」(兵衛カ)

55×19×3 011

種目の板材を用いたもので下端の一部を欠損するものの、ほぼ原形をとどめている。表面に人名と思われる墨書がある。

なお、木簡と文字瓦の解釈にあたっては東寺のご協力を得た。

9 関係文献

（東京都埋蔵文化財研究所編）『東寺（教王護国寺）旧境内』（京都府埋蔵文化財研究所発掘調査概報二〇一七、二〇二〇年）

（吉崎 伸）



ヘラ書き瓦



(大阪東北部)

- 1 所在地 大阪府東大阪市東山町・弥生町・西石切町三丁目・南荘町・宝町
- 2 調査期間 第四三次調査 二〇〇〇年(平成)五月―一〇月
- 3 発掘機関 東大阪市教育委員会
- 4 調査担当者 才原金弘・吉田綾子
- 5 遺跡の種類 集落跡
- 6 遺跡の年代 縄文時代―江戸時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

西ノ辻遺跡は、生駒山地西麓部、標高七一・二〇mの扇状地に立地する。本遺跡は特に弥生時代中期末から後期中葉の標式遺跡として著名である。現在までの調査で、遺跡の範囲は東西約四〇〇m南北約六〇〇mと推定されている。今回報告する第四三次調査地から西方の第四次調査地にかけて、奈良時代か

ら平安時代の集落跡が確認されている。第四三次調査では、弥生時代中期から後期、古墳時代の各遺構と同一面上で、奈良時代末から平安時代初頭の井戸・土坑・ピットが検出された。

今回紹介するのは、平安時代初頭の井戸五の井戸枠に遺存していた組上げのための番付の墨書である。井戸五は先行する井戸七の規模を拡大するために造り替えたもので、掘形の平面は隅丸方形を呈し、一辺約三m深さ三・七mを測る。井戸枠は一辺一mである。

井戸枠内からは墨書土器が四点出土している。「富益」「三嶋」のほか、「乙□□」や判読不能な資料が一点ある。いずれも土師器杯・皿に書かれている。この他に、須恵器杯・皿C、製塩土器などがある。

8 木簡の釈文・内容

- | | | | |
|-----|-----|-------------|-----|
| (1) | [東] | 90×675×36 | 061 |
| (2) | [西] | 245×1010×22 | 061 |
| (3) | [西] | 180×683×43 | 061 |
| (4) | [西] | 180×567×22 | 061 |

東側の横板の基底部より二番目に(1)が、西側の横板の基底部より三・四・五番目にそれぞれ(2)(3)(4)が遺存していた。井戸の横板方向の最下段からの序数詞が墨書の数字と一致する。文字はいずれも木目と直交する方向に書かれている。これらは、現地で井戸を構築する際の順序を記した組上げ番付で、平城宮跡S E一六八Aに類似があるほか、長岡京跡にも類似がある(本誌第一八号)。

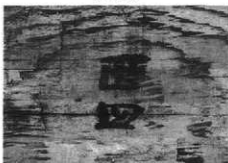
9 関係文献

東大阪市教育委員会「東大阪地下水道事業関係発掘調査概報報告」平成二二年度「(二〇〇二年)

(菅原寛太)



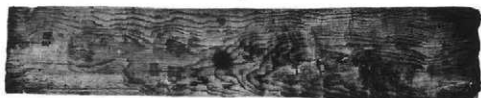
(2) (部分)



(3) (部分)



(2)



(3)



(大阪東北部)

鬼虎川遺跡は、生駒山地西麓部に発達した沖積扇状地の扇端部から河内平野の沖積低地に立地し、南北約一・一五〇m東西約六五〇mの範囲に広がる。この地域における人間活動の痕跡は後期旧石器時代に通り、弥生時代前期末から中期にかけて、河内湖の東縁辺における中河内東部の拠点集落となる。

大阪・鬼虎川遺跡

きとらがわ

1 所在地 大阪府東大阪市西石切町五丁目・同七丁目・弥生町・新町・宝町

2 調査期間 第五三次調査 二〇〇二年(平14) 四月～十二月

3 発掘機関 東大阪市教育委員会

4 調査担当者 若松博忠・吉田綾子・松田留美・福瀬哲生

5 遺跡の種類 集落跡

6 遺跡の年代 旧石器時代～江戸時代

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

近年の調査では、弥生時代の遺構面や遺物包含層の上部に、古代から中世・近世の遺構や遺物が広がることが確認されている。第五次調査では、溝状遺構から一五世紀から一六世紀と推定される板塔婆と、上端に切り込みをもつ木簡が出土した(本誌第一四号)。

今回の第五三次調査は、国道一七〇号西石切立体交差事業に伴う調査で、弥生時代中期のヒスイ製獣形勾玉が出土した第四次調査区の反対側(東側)にあたる。調査は、工事工程による工区名称に準拠し、北側を六工区、南側を七工区と呼称して進められた。

木簡(1)は、六工区南部の室町時代道路南側溝から出土した。道路は盛土工法で構築されたもので、東西方向に走り、断面は台形状を呈する。上部幅一・二m、下部幅一・五～二・五m以上を測る。道路南面は高く遺存し、溝の最下面まで〇・六mを超える。木簡は南側溝の最下部に堆積した砂層から検出された。木簡(2)は、七工区の室町時代の溝の堆積砂層から出土した。西層は不明ながら、溝は幅一・二m以上、深さ〇・一～〇・三mで、東から北へ延びる。

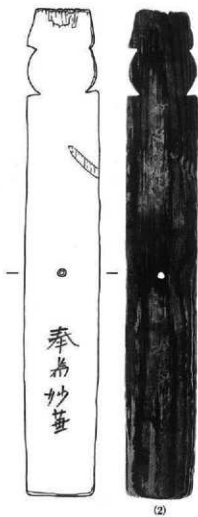
8 木簡の釈文・内容

六工区道路南側溝

(1) ・ ・ 仏

・ ・ (梵字) 南□阿□□仏

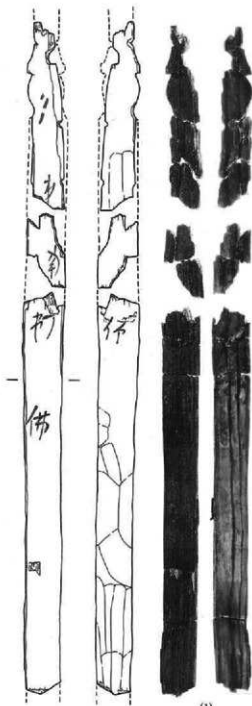
(1.75×0.8+7.4)×3.7×8 961



(2)



(2)



(1)

(1)

七工区溝

(2) 「奉為妙」

303×44×6 061

(1)は五輪塔形の頭部をもつ六〇cmを超える板塔婆である。三片に分かれ直接は接続しない。また、上端と下端は欠損する。側溝内での滞水期間が長期に及んだためか、墨痕の遺存状態は劣悪である。裏面には南無阿彌陀佛の名号が記されていたと考えられ、推定の域を出ないが「仏」字の下部には供養者名などが続いたものと考えられる。

(2)は五輪塔形の小型板塔婆である。五輪頭部の上端は欠損。板状部のほぼ中央に径四mmの円孔が穿たれる。七宝塔婆の横木ないし塔婆堂に直に打ち付けるための円孔であろう。「妙蓮の奉為に」と読め、妙蓮は被供養者の女性の法名と思われる。反対面にも名号が記されていたものと推定される。

なお、板塔婆の出土遺構とその状況については、調査担当者の若松博恵氏の教示を得た。

9 関係文献

東大阪市教育委員会『鬼虎川遺跡第五三次発掘調査報告』(二〇〇〇四年刊行予定)

(菅原章太)

大阪・中野遺跡

なかの

- 1 所在地 大阪府四條畷市中野本町
- 2 調査期間 一九九一年(平3)二月～一九九二年一月
- 3 発掘機関 四條畷市教育委員会
- 4 調査担当者 村上 始
- 5 遺跡の種類 集落跡
- 6 遺跡の年代 古墳時代～室町時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(大阪東北部)

中野遺跡は、生駒山系から西へ派生する段丘の西端から平野部にかけて所在し、東西八〇〇m南北五〇〇mの範囲が古墳時代中期から室町時代までの集落跡として周知されている。今回の調査は、四條畷市役所東別館新築工事に伴うもので、調査面積は七四八㎡である。検出した遺構は、堀立柱建物・土坑・溝・井戸二基などである。木簡は、そのうち一基の井戸内に設置され

ていた曲物である。

井戸の掘形は直径約三・三mの円形である。井戸枠の形態は、一辺約1mの正方形になるように、残存長約一・三m幅約一五〇厚さ約〇・五mの板材十枚を縦方向に立て、それらの押さえとして角材を支柱や横桱木として三段以上組んだ方形板型である。井戸底の中心には曲物が一段設置されており、その曲物に墨書が施されていた。

井戸内からは、土師器皿・瓦器柄・青白磁含子蓋・砥石・須恵器練り鉢などが出土した。いずれも一二世紀末頃から一三世紀前半頃のものと考えられる。井戸以外の遺構からの出土遺物としては、緑釉陶器・黒色土器などの土器類の他、溝から出土した銅製巡刀、長年大室・明道元室などがある。

8 木簡の釈文・内容

(1) 「如月廿日

應保二年」

E505×幅230×厚5 061

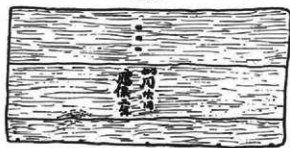
檜材の曲物で、墨書は側板の外面に書かれている。下端部に直径二mの円孔が等間隔に開けられていることから、蒸し器などを転用したものと考えられる。応保二年は一一六二年にあたり、遺物の年代から考えて、井戸枠に転用される前の墨書であろう。

なお、釈読及び赤外線写真撮影にあたっては、奈良文化財研究所

の渡辺晃安氏、中村一郎氏のご協力を得た。



(部分)



(村上 勉)

愛知・貞養院遺跡
ていよういん

- 1 所在地 愛知県名古屋市区幅下一丁目
- 2 調査期間 二〇〇一年(平13)一月—三月
- 3 発掘機関 名古屋市教育委員会・名古屋市見晴台考古資料館
- 4 調査担当者 水野裕之
- 5 遺跡の種類 近世城下町跡
- 6 遺跡の年代 江戸時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(名古屋北部)

貞養院遺跡は、台地上の名古屋城三之丸の西側にあたり、堀川を挟んだ沖積低地に立地している。名古屋城下町遺構が主体の遺跡で、当時は武家地と町地となっていたところである。遺跡のすぐ南側には、寛文三年(一六六三)尾張藩主二代光友のときに計画され、江戸時代の上水道であった「巾下水道」の遺構が検出された幅下遺跡が隣接している。

今回の調査区は、城下絵図や明治時代の地籍図などから、名古屋城下町の町人地にあたる地点と推定できる。発掘調査の結果、屋敷地境と思われる石垣、建物基礎の木杭や廃棄土坑などのほか、埋設された竹樋と継手による水道遺構も検出された。多数検出された廃棄土坑からは、一七世紀から一九世紀の陶磁器類とともに、下駄・漆器柄、箸、羽子板などの木製品も遺存し、これまで検出例の少なかった名古屋城下町の町人の暮らしを知るうえで、貴重な生活用具の考古資料となっている。

木簡は計七点出土した。いずれも廃棄土坑の遺物である。(1)は一七世紀末から一八世紀の土坑S K 一(東西三・六m南北二・〇m前後)から、(2)は一七世紀後半の土坑S K 四五(長径一・四m短径一・三mの楕円形)から、(3)~(5)は一七世紀末から一八世紀初頭の土坑S K 二一(東西一・八四m南北一・一mの不整形円形)から、(6)~(7)は一七世紀後半から一八世紀後半頃の土坑S K 二九(東西一・五二m南北一・九四mの楕円形)からそれぞれ出土した。いずれもそれぞれの時期の多量の陶磁器や木製品・木片が共存している。

8 木簡の釈文・内容

S K 一

(1) [納豆]

第72号棟4 061

S K 四五

(2) [寄カ]

(148)×9×4 019

S K 二一

(3) [西ノ友
。六月廿日代巻ツ七分]

[西ノ友
。六月 錢 六兵衛]

(120)×32×4 019

(4)

[人様カ]

[町]

(67)×(21)×3 081

(5)

[器カ]

(107)×29×5 019

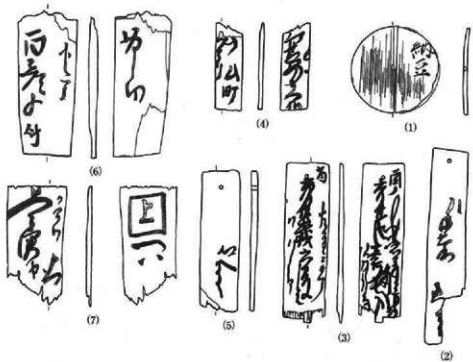
S K 二九

(6)

[いせ]

[御下町申カ]
岡田彦

(107)×42×6 019



(7)

[る買カ] [求カ]
 [る買カ] [求カ]
 上々買

(90) × 43 × 4 019

(1)のほかは、付札と思われるが、調査地点が町人の屋敷地であったこと以外、木簡の内容の詳細は現在のところ不明である。(3)は、表裏とも一行目下部は人名、最終行は日付であろう。

なお、釈読にあたっては、名古屋博物館の岡村弘子氏・山本祐子氏・鳥居和之氏からご教示をいただいた。

9 関係文献

名古屋市教育委員会『真業院遺跡』(二〇〇一年)

(本野裕之)

愛知・上橋下遺跡

- 1 所在地 愛知県安城市古井町上橋下
- 2 調査期間 二〇〇一年(平成13)10月～二〇〇二年三月
- 3 発掘機関 愛知県埋蔵文化財センター
- 4 調査担当者 竹内 睦・鈴木 裕・池本正明
- 5 遺跡の種類 遺物散布地
- 6 遺跡の年代 弥生時代～江戸時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(図 略)

上橋下遺跡は、矢作川によって形成された沖積低地の微高地上に位置する。河川改修工事に伴い、四二〇〇㎡を調査した。その結果、弥生時代、鎌倉・室町時代の遺構が検出され、前者としては方形周溝墓一〇基により構成される墓域が、後者としては湿地状の自然地形を利用した祭祀遺構が確認されている。祭祀遺構の出土遺物には、犠牲獣と考えられるウマの頭骨一点や

鏡貨二点の他、多数のはは完形の灰釉系陶器があり、この中には墨書土器も二〇点程度含まれている。

木簡は溝状を呈する不整形な落ち込み(SX〇一)から一点出土した。遺構の時期は江戸時代前期に属するが性格は不明で、周辺には同時期の遺構も確認されていない。

8 木簡の釈文・内容

(1) ・「十六」

・「」

やや平行四辺形を呈するが、二次的な整形ではなく原形を留めている。文字は右上から左下に斜めに記されている。裏面にも数行分の墨痕が確認できるが、不鮮明で釈読できない。

9 関係文献

池本正明「上橋下遺跡」(愛知県埋蔵文化財センター「年報」平成一三年度、二〇〇〇年)



表

95×95×0.11

(池本正明)

静岡・箱根田遺跡
はこねだ

- 1 所在地 静岡県三島市安久
- 2 調査期間 一九九九年(平成)二月～二〇〇〇年五月
- 3 発掘機関 三島市教育委員会
- 4 調査担当者 寺田光一郎
- 5 遺跡の種類 官衙(連)跡か
- 6 遺跡の年代 八世紀後半～一〇世紀
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(沼津)

箱根田遺跡は、伊豆半島北部に所在し、東側に箱根山、北側に富士山を望む田方平野の中央部に位置する。遺跡は、駿河湾に注ぐ狩野川の支流である大場川の右岸に所在し、二九〇〇 m^2 の範囲に広がる。調査地点の東側は同河川の溢流堆積物が形成した微高地で、北から西側には桑里水田が展開している。

今回の調査は店舗建設に伴うもので、三八八 m^2 を

調査した。その結果、自然流路とこれに伴う膨大な量の出土遺物、官衛的な掘立柱建物群が検出された。

自然流路は確認された範囲で長さ七五m幅一〇～一三m深さ約五〇cmの規模を有し、糸里方向とは異なっておりほぼ南北に流下しており、大場川に連絡する運河として機能した可能性が高い。掘立柱建物群は、調査区の北側に限定的に配置されており、調査範囲内で側柱式四棟、総柱式二棟がある。建物の規模はそれほど大きくないが、溝もしくは板敷による区画内に整然と配置されており、流路から畿内系土器、緑釉陶器、円面鏡、律令祭祀遺物など官衛関連遺物が出土していることから、この掘立柱建物は官衛の倉庫群で、伊豆国府、もしくは田方郡家に関連する津の一部と考えられる。

本簡は流路内から二点(1)(2)、包含層から一点(3)、計三点出土した。その他、人面墨書土器二点、墨書土器二点、刻書土器二八点が出土しており、墨書土器には「本」「東」「子東」「衣」「一」「二」「三」「可」「若」「奉」「久太良」「刀自女」「代」「新刀自女身代」があり、刻書土器には「金」「室」「一人」「因」「大」などがある。

8 木簡の釈文・内容

自然流路

(1) □□委文□□代

1.05 × 0.26 × 0.02

(2) 「八〇秦人□□秦人真〇万呂」

1.12 × 0.25 × 0.01

包含層

(3) 「又又六月廿日 六月
七月廿日廿日」

吾 [敬カ]

(1.02) × 0.47 × 0.18 0.01

(1)は完形。表面は刃物による調整。表面は無調整。厚さは均一でなく、中央部がやや厚くなっており、上部断面はカマボコ形を呈している。冒頭部に墨が確認できるものの、判読しがたい。但し、文字の大きさをから「一」「二」文字分であると思われる。はっきりと確認できる文字は「委文(しとり)」「代」で、その間に墨の薄い二文字があるが、この部分には人名が記されていたと考えられる。なお、当遺跡周辺に「委文」のウジ名が分布していた実例としては、正倉院の調布布墨書銘の中に、

(八四) 伊豆国田方郡依馬郷委文連大川調布狭巻巻匹(以下略)

(八六) 伊豆国都賀郡珂郷戸主生部直安万呂委文部益人調堅魚代商布卷段(以下略)

などがある(番号は松嶋順正編「正倉院宝物銘文集成」吉川弘文館(一九七八年)による)。形状からみて荷札の可能性が考えられるが、当遺

跡からはほぼ同じ形状をもつ木製品(着事か)が多量に出土している点から、木簡の性格については断定しがたい。

(2)は完形。裏面無調整。厚さは均一でなく、左側が薄い。二文字目は「マ」のように見えるが、その記載内容は明らかでない。可能性として、「八マ」の「マ」を「舞」の草書体と考え、伊豆国田方郡八邦郷の郷名を初めの一文字で簡略に示したものと考えられることを指摘しておきたい。中央部は墨が薄く、判読できないが、二名の人名が続くとみて間違いないだろう。木簡の形状および人名が記されている点で、(1)と同じ性格の木簡と思われる。また、冒頭に二文字程の記載がある点でも類似している。

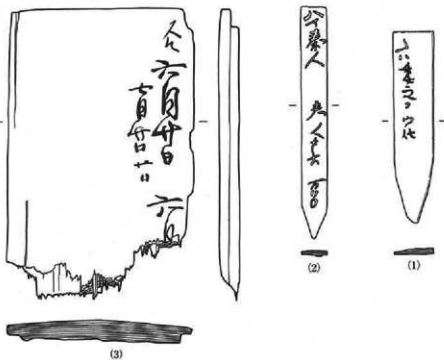
(3)は上端及び両側面は原状をとどめているが、下端は折れている。冒頭に日付が数回繰り返されるほかは、墨痕が確認できる程度で、判読は困難である。日付の記載から、箱の蓋を帳簿に転用したものかとも思われるが、品目・数量・人名などの記載がみえないこと、「廿日」が連続して記載されていることから、単なる習書の可能性もある。

なお、木簡の釈読と解釈は国立歴史民俗博物館の平川南氏による。

9 関係文献

三島市教育委員会「箱根田遺跡―店舗建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書」(二〇〇三年)

(鈴木敏中)



神奈川・五合樹遺跡ごんこうまつ
(ぶっぽうじ 仏法寺跡)

1 所在地 神奈川県鎌倉市極楽寺一丁目

2 調査期間 二〇〇二年(平成14)六月一〇日

3 発掘機関 鎌倉市教育委員会

4 調査担当者 福田 誠・原 廣志

5 遺跡の種類 城跡(寺院跡)

6 遺跡の年代 鎌倉時代―室町時代

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

今回の発掘調査は、鎌倉七口(七切通し)の一つである極楽寺坂周辺の国指定史跡の申請に向けた資料を得るためのもので、A・D



(横須賀)

地区に分けて行なった。以下、それぞれの概要を述べる。

A地区 五合樹と呼ばれる地点で海抜約七二m、眼下に極楽寺坂にある成就院を見下ろし、遠方には鎌倉大仏を望むことができる地点である。多くの塚が存在

する。鎌倉攻めの激戦地であったと考えられ、元弘三年(一二三三)以降、墓地あるいは供養所となったものか。

B地区 五合樹の上、海抜約七五―八〇m、靈山山頂の北側の縄文状の地形をなす場所である。この縄文で多数の石塔類と常滑甕、かわらけ、火葬骨が出土した。周囲に石塔が散乱し塚が存在するとみられる。この場所もまた、A地区と同様に墓地あるいは供養所と考えられよう。

C地区 靈山山頂南側の海抜約八〇m、南北約二〇m東西約一五m程の平坦地である。塚は一昨年調査され、多くの石塔、遺物が出土している。この塚の脇の平坦地は後世整地されたため、遺構・遺物は検出していない。

D地区 靈山から南に向かう尾根の東側中腹で、海抜約六〇m、江戸時代初期の「極楽寺境内絵図」に描かれている仏法寺跡と考えられる南北約七〇m東西約二五mの平坦地である。この平坦地では、礎石の間隔が三mの礎石建物、掘立柱建物・欄列・雨落溝・池跡が確認された。池跡からは薄い板に写経した多量の栴經、火葬骨、かわらけ、茶臼が出土した。

池の大きさはおよそ東西六m南北八m、東辺と北辺が比較的直線で角が隅丸に近く、南辺と西辺は調査区外にはみ出しているがハート形の様な平面形と推察される。水際の海抜は五九・七四mで池中約一mまでは洲浜のように徐々に深くなるが、池の中央部は垂直に

岩盤が掘り込まれ、底部の海拔は五七・七一m、水深は二m程である。池というより水溜といった感がある。柿経はこの岩盤を穿った池跡の、池底と堆積土中層の二地点から出土した。池底のものは共に伴したかわらけから一三世紀後半、中層のものは同じく五輪塔から一四世紀後半から一五世紀前半の年代と推察されている。

仏法寺（蓋山寺）は数多くあつた極楽寺の子院の一つで、忍性が極楽寺に入山した文永四年（一二六七）以降、極楽寺の寺容が整えられていく中で建立されていったものと考えられている。「極楽寺境内絵図」の仏法寺には礎石建物や池が描かれており、この場所が仏法寺跡であることは間違いないと思われる。由比ヶ浜から材木座・和賀江島を一望できる境内は、忍性の浜の利権を彷彿とさせるに余りある眺望である。仏法寺境内の池（唐雨池）には日蓮と忍性の雨乞い祈祷の伝承がある。また、この場所は元弘三年の鎌倉攻めのときに極楽寺切通しとともに守りの要となり、境内で激戦が行なわれた。明暦三年（一六五七）に焼亡した極楽寺に、仏法寺の建物を移したと伝えられている。

8 木簡の釈文・内容

- (1) 「所行安穩快善我從今日不復自隨心行不」 110
 (2) 「生邪見憍慢瞋惡諸惡之心說是語已礼仏」 110

- (3) 「而出仏告大衆於意云何妙莊嚴王豈異人」 111
 (4) 「乎今華德菩薩是其淨徳夫人今仏前光照」 111
 (5) 「莊嚴相菩薩是哀愍妙莊嚴王及諸眷屬故」 111
 (6) 「於彼中生其二子者今葉王菩薩葉上菩薩」 111
 (7) 「是是葉王葉上菩薩成就如此諸大功德已」 111
 (8) 「於無量百千万億諸仏所殖衆徳本成就不」 111
 (9) 「可思議諸善功德若有人識是二菩薩名字」 111
 (10) 「者一切世間諸天人民亦応礼拝仏說是妙」 111
 (11) 「莊嚴王本事品時八万四千人遠塵離垢於」 111
 (12) 「諸法中得法眼淨」 111
 (13) 「妙法蓮華經賢菩薩勸発品第二十八」 111
 (14) 「爾時普賢菩薩以自在神通力威徳名聞乎」 111
 (15) 「大菩薩無量無辺不可称数從東方來所經」 111
 柿経は約一〇〇〇点出土した。上部を主頭状にしたもので、樹種



はヒノキとサワラである。法華経が連続して書かれており、ここでは一五点重なった状態で中層から出土したものを例示的に紹介する。これらは二・五mm幅一・三mm厚さ〇・五mm程度で、同じ材から削り出された同一規格の材を利用している。法華経の妙莊嚴王本事品第二七の九二行(1)から一〇三行(12)、普賢菩薩勸発品第二八の一行(13)から三行(14)までを連続した一五点に一行一七文字を基本に書写している。



9 関係文献
鎌倉市教育委員会「五合榎遺跡(仏法寺跡)発掘調査報告書(二)〇〇三年」

(福田 誠)



(青 梅)

下宅部遺跡は、武蔵野台地のほぼ中央部に島のように存在する狭山丘陵の東端の谷間に位置する。都営住宅の建て替えに伴って、一九九六年八月から二〇〇三年三月まで本調査が行なわれた。縄文時代後期から中世にかけての複合遺跡で、縄文時代後期の水場遺構、八・九世紀の池や谷での水場祭祀遺構が

東京・下宅部遺跡

- 1 所在地 東京都東村山市多摩湖町四丁目
- 2 調査期間 二〇〇一年度調査 二〇〇一年(平13) 四月―二〇〇二年三月

- 3 発掘機関 東村山市遺跡調査会
- 4 発掘担当者 千葉敏朗
- 5 遺跡の種類 低湿性遺跡・祭祀遺跡
- 6 遺跡の年代 縄文時代後期―中世
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

主体となる。

これまで中世に關係する遺構・遺物は多くはなく、一三世紀を主とする若干の舶載陶磁器片がまばらに出土しているだけであった。そうした中、二〇〇一年度の調査で、丘陵上から石敷き遺構が発見され、そこから板碑が、また遺構直下の自然流路から木簡が出土した。

石敷き遺構は、北側丘陵部からの湧水が刻んだ小規模な谷の東岸の肩付近で、一〇m幅くらいの範囲に川原石を乱雑に敷き詰めた状態で検出した。谷の出口と本流側では傾斜面にも石敷きが存在し、一定の角度が保たれており、護岸の性格も有するものと考えられる。板碑は全部で数十点あるが全て断片であり、最大のもでも縦五七cm幅三五cmに過ぎない。これらは石敷き遺構内の直径約一mの浅い窪みに乱雑に投げ込まれ、一番大きな破片で蓋をされた状態で出土した。破壊・廃棄された状態ではあるが、もともとその場に設置されていたものである可能性も検討している。種子・陰刻をもつものには、阿弥陀一尊、阿弥陀三尊、「月廿八日/明珠」の三点がある。

木簡は本流側の傾斜面を下った、自然流路内から一点出土した。岸辺の黒色のシルト層から出土しており、多少の動きはあるにしても、原位置を保っているものと考えられる。

東村山市周辺は武蔵七党の本拠地の一つに想定されているが、具

体的な中世遺構は発見されておらず、今回の発見は周辺の中世史を研究するための新資料となる。

8 木簡の釈文・内容

(1) 〔^(字)南無阿弥陀

〕^(字)年

第六日敬白

(1.67)×(0.96)×5.061

四片に分離しているが、出土時には破片の位置関係が保たれており、埋没途中で折れたものである。ほぼ完形だが、下端に少々欠損がある。中央部の欠損は調査中のもの。板目材で、上端部左右に各二カ所の切り込みをもち、上端部を黒く塗る。「年」の上は「年号+数字」であると予想される。「第」の上の字は「月」の可能性があるが判読不能。

なお、釈読にあたっては、奈良文化財研究所の渡辺晃宏氏、馬場基氏、明治大学の吉村武彦氏ほかのご教示を得た。

(千葉敏朗)



木簡学会二〇周年記念図録『日本古代木簡集成』の刊行

木簡学会では、会創立二〇周年を記念して木簡図録『日本古代木簡集成』を刊行した。これは、先に一〇周年を記念して刊行した『日本古代木簡選』（一九九〇年一月、岩波書店刊）の続編にあたるもので、これ以後一九九九年まで全国で出土した古代の木簡を中心に、各発掘調査担当機関のご協力を得て、のべ一〇七の遺跡の木簡計五一〇点を鮮明な図版として紹介する。

この間、長屋王家木簡・二条大路木簡の発見など、木簡の出土点数は飛躍的に増大した。それとともに、木簡出土の量と質の地方へのひろがりにはまことに目を見張るものがある。今回はこうした状況を受けて内容別の編集方針をとり、図版、釈文、解説の三本立てとした。また、木簡出土遺跡・遺構解説を付し、検索の便を図った。解説の執筆は、佐藤宗諒・寺崎保広・山中章・吉川真司・増淵徹・山口英男・渡辺晃宏・館野和己・鈴木景二・佐藤信・本郷真紹・和田萃・東野治之・古尾谷知浩の各氏（執筆順）の分担による。また、印刷は岡村印刷工業株式会社が行った。

B四版 巻頭カラー図版二プレート、モノクロ図版二二四プレート、解説はか一四二頁 助東京大学出版会、二〇〇三年五月刊 定価二〇〇〇円（税別）



(鴻巣)

騎西城は埼玉県北東部の加須低地に位置し、利根川支流の氾濫による後背湿地を天然の要害とする平城である。築城の年次は不詳であるが、康正元年（一四五五）に上杉勢が守る城を古河公方足利成氏が攻略したのを初見とし、永祿六年（一五六三）には小田助三郎の守る城が上杉謙信に攻め落とされて

埼玉・騎西城跡

きさいじょう

- 1 所在地 埼玉県北埼玉郡騎西町大字根古屋
- 2 調査期間 一 一九九一（平三）三月～一九九二年三月
二 一九九四年二月～一九九五年二月
- 3 発掘機関 騎西町教育委員会
- 4 調査担当者 一 島村範久、二 坂本征男
- 5 遺跡の種類 城跡
- 6 遺跡の年代 旧石器時代～近世
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

いる。その後寛永九年（一六三三）廃城となった。騎西城跡の本格的な調査は、区画整理事業に先立ち一九八三年から始まり、その後現在まで開発に伴う断片的な調査が実施されている。遺構・遺物は主に戦国期から江戸初期のもので、文献で確認される城の存続年代とはほぼ一致する。

一 KB一九九区調査

KB一九九区は六つの曲輪で構成された城郭の中段、四の丸相当部分と五の丸相当部分の間の堀にあたる障子堀である。曲輪際の堀で、北端の一号堀（幅二・八m深さ一・五m）から朱色及び黒色に彩色された位牌の台や木槿・漆碗・織部黒の番茶碗などとともに、将棋の駒が一点出土した。連続する六号堀（幅一・三m深さ一・一m）からは羽子板・鎌鏝や大量の漆碗・唐津の皿などとともに、呪符が一点出土した。いずれも廃城頃の一七世紀初頭に廃棄されたものと思われる。

二 第一一次調査

調査区は、大手門近くの外堀に位置するが、外堀掘削以前のものと思われる一号井戸（径〇・七m深さ一m、素掘り）から蘇氏将采符が二点出土した。伴出遺物は乏しいが、「武州騎西之絵図」（岩瀬正直氏蔵、一七世紀初め）に見える外堀掘削以前の、一六世紀から一七世紀初頭のものと思われる。

8 木簡の釈文・内容

一 KB一九九区



二 (1)



二 (2)



一 (1)



二 (1)




二 (2)



一 (1)

六号通

(1) ・「^(キリシ)察^(カ)」
 咄^(カ) (符録) 

・「^(アバン)阿^(ウ)彌^(ン)陀^(ン)三^(ボ)尊^(ロ)」
 阿彌陀三尊 (9.50 X (4.5) X 6.00)

一号通

(2) 「金符」
 15 X 15 X 7.00

(1)は両側を欠損する。頭部は三角に作り出し、下端は平らに切断している。墨はほぼ消失し凹凸により判読した。上部に阿彌陀三尊の種子を配し、その下に符録(月、下、正、天など)を書く。符録の下には、急々如律令などの呪句が墨書されていたと思われる。

(2)は完形品。頭部は三角でやや薄く下辺は長く厚い五角形で、現在の駒と同様の形態である。墨は消失し凹凸により判読した。裏には墨を確認できない。

二 第一二次調査区

(1) ・「蘇民」

・「将采」(左側面)

・「子孫」(裏面)

・「人也」(右側面)

21 X 10 X 9.00

(2) ・□□

・「^(将采カ)将采カ」
 □□ (左側面)

・□□ (裏面)

・□也 (右側面)

11 (6) X 6 X 9.00

(1)は完形品で四角柱、頭部は緘い四角錐とし頂部より径1mmの孔が縦に穿たれている。下部にケビキのような横線がめぐる。

(2)は四角柱、上半部を欠失し、径1mmの孔が縦に穿たれている。墨書は一部残るが不明瞭である。

なお、釈説にあたっては大屋道則氏のご協力を得て赤外線テレビカメラ装置を使用し、梵字については千手寺の木下密運氏のご教示を得た。また、騎西城跡及び騎西城武家屋敷跡の資料については、島村純久氏・坂本征男氏のご教示を得た。実測図は「騎西町史」掲載のものを修正している。

9 関係文献

騎西町教育委員会「騎西町史 考古資料編」

(1) (2001年)

(編 村 英 之)



一 (2)



(成田)

大慈恩寺は、利根川支流の大須賀川上流域にあり、南に開く標高二二m―二五mの狭隘な谷地に位置する。現在も成田山新勝寺の末寺として存続する古刹であり、室町時代初期に全国に置かれた安国寺利生塔の設置寺として知られている。叡尊の弟子である真源の名の刻まれた延暦三年(一三二〇)銘の梵

千葉・大慈恩寺遺跡

だいにんじ

1 所在地 千葉県香取郡大栄町吉岡

2 調査期間 一九九一年(平3)一月―一九九二年一月・七月―八月

3 発掘機関 財香取郡市文化財センター

4 調査担当者 黒沢哲郎

5 遺跡の種類 寺院跡

6 遺跡の年代 中世―近世

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

大慈恩寺は、利根川支流の大須賀川上流域にあり、南に開く標高二二m―二五mの狭隘な谷地に位置する。現在も成田山新勝寺の末寺として存続する古刹であり、室町時代初期に全国に置かれた安国寺利生塔の設置寺として知られている。叡尊の弟子である真源の名の刻まれた延暦三年(一三二〇)銘の梵

鐘が残されていることや、寺の所蔵する古文書などから、鎌倉時代末の創建と考えられている。鎌倉時代から室町時代にかけて、横浜市の金沢称名寺を軸に展開した東関東地方の律宗系寺院の一つである。

今回の発掘調査は、寺域内に複数のトレンチを設定して行なった一連の確認調査で、二年次にわたって実施した。調査の結果、室町時代の複数の火災跡や、堂基壇の一部などが確認された。出土遺物の主要なものには、酒会壺などの優品青磁を含む貿易陶磁器、瀬戸、常滑などの国産陶磁器、鍋、火鉢などの瓦質土器やかわらけなど中世・近世の焼物類、銅製鍋や環珞などの金属製品、硯、紙石などの石製品である。他に五輪塔や宝篋印塔の部品、種子(梵字・キリク)の刻まれた板碑がある。

木簡は、本堂の西側に南北方向に設定したトレンチの地表下約一m、薬くずを含む黒色腐植土中から出土した。共存遺物はなく年代は特定できない。しかし、調査結果から、本堂付近は中世から近世にかけてかなり盛土されていることが判明しており、出土レベルから判断すれば、中世末以降に属する可能性が高い。

8 木簡の釈文・内容

(1)

成田山新勝寺
 叡尊の弟子である真源の名の刻まれた延暦三年(一三二〇)銘の梵鐘

(148)X3x5 001

樹皮を残した杉材の片側を削り、梵字を墨書する。上部は一段に削りを入れて頭部を尖らせている。下部は欠損する。内容は、金剛界五仏を表す種子、三羯呪・光明真言で、供養塔婆の一種と考えている。



9 関係文献

大栄町教育委員会「大慈恩寺遺跡」(一九九三年)

斎木勝「県内出土の木製塔婆」(助千葉県文化財センター)「研究連絡

誌」六一二〇〇二年

(黒沢直都)



(湯東・水海道)

羽黒遺跡は、総和町の南東部に位置し、女沼川と向堀川に挟まれた築高台地の標高約二一―四mの台地平坦部と、低地に緩やかに移行していく台地縁辺部に立地している。調査は一級河川女沼川河川改修工事事業に伴うもので、二〇〇〇

茨城・羽黒^{はぐろ}遺跡

- 1 所在地 茨城県猿島郡総和町前林字遺場
- 2 調査期間 二〇〇〇年(平12) 十一月―二〇〇一年二月、二〇〇一年一月―二月
- 3 発掘機関 財団法人茨城県教育財団
- 4 調査担当者 矢ノ倉正男・仙波 亨・平石尚和・島田和宏
- 5 遺跡の種類 集落跡
- 6 遺跡の年代 縄文時代―近世
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

年から二次にわたって実施した。その結果、縄文時代から近世にかけての複合遺跡であることが判明した。なかでも古墳時代と奈良・平安時代、中世・近世にかけての遺構が中心である。

木簡は、第一次調査区で検出した中世以降と考えられる方形竪穴建物跡から出土した。この方形竪穴建物跡は、調査区の南西部に位置し、標高一三mの台地平坦部に構築されている。三基の土坑によって破壊されているため遺存状況はよくないが、長軸四・一七m短軸三・九五mの方形を呈する。壁の高さは一五cmで、床は全体的に軟弱で、部分的に踏み固められている。七カ所のピットと被熱によって赤変硬化した部分が確認されている。木簡は、北壁中央部の壁際直下から、墨書した面を上に向けた状態で、床面から約一〇cm上位の覆土から出土した。その他の遺物としては、混入したと考えられる縄文土器片六点と土師器片二五点、礎八点がある。

8 木簡の釈文・内容



杉材で、右辺は割れて欠損している。五百一丈は約一五〇六mに相当する。内容や遺跡の立地状況から推測して、河川の改修や護岸工事、堤防工事などに伴う工事分拍を示す表示札と考えられる。時

期は中世から近世と推定される。

9 関係文献

（助）茨城県教育財団「羽黒遺跡」〔茨城県教育財団文化財調査報告二〇
二、二〇〇三年〕

（駒澤史郎）



滋賀・野路岡田遺跡^{のじわかだ}

- 1 所在地 滋賀県草津市野路町字岡田・澤・西之野
- 2 調査期間 二〇〇一年(平13)五月―二〇〇二年三月
- 3 発掘機関 草津市教育委員会
- 4 調査担当者 岡田雅人
- 5 遺跡の種類 集落跡
- 6 遺跡の年代 古墳時代中期―鎌倉時代初頭、近世
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(京都東北部・京都東南部)

野路岡田遺跡は、JR東海道琵琶湖線南草津駅の西側隣接地に広く展開する複合集落遺跡であり、面積は三〇・六haにも及ぶ。当遺跡は、瀬田丘陵から琵琶湖方面へ細長く西方へ伸びる舌状台地上に立地する。この台地上には通称「馬道」と呼ばれる幅三―四mの東西方向に延びる古道が存在する。

調査の結果、この古道に規制を受けた掘立柱建物群

や、小室跡と推測される遺構など、町場的な景観を有する集落跡が検出された。しかもこれらの遺構が一三世紀末から一三世紀前半という限定的な時期の中で展開・終焉するといった現象を確認するに至り、『吾妻鏡』や『源平盛衰記』など各種文献史料に現われる中世の宿駅「野路宿」の蓋然性が高まった。

木簡は、前述した「馬道」に隣接した近世の井戸状遺構の中層垣土から一点出土した。共伴した遺物には、数点の残瓦片がある。

8 木簡の釈文・内容

(1) 一羽 □ 京 一羽 市
々々々々々々々々々々

一羽 □ 屋 也]

149×38×3 011

杉の極目材で、表裏両面に墨痕が認められ、表面は一行書き、裏面は二行書きの墨痕が認められる。表の文字は墨線によって見せ消ちされている。共伴遺物や内容からみて近世の木簡と推測される。表裏両面に屋号と考えられる「一羽」という墨書が認められることから、商取引などに使用された荷札の可能性が高い。

〔岡田雅人〕



滋賀・西河原遺跡

（しがわら）

- 1 所在地 滋賀県野洲郡中主町大字西河原
- 2 調査期間 第一〇次調査 二〇〇二年 甲巳 九月一〇日
- 3 発掘機関 中主町教育委員会
- 4 調査担当者 徳綱克己
- 5 遺跡の種類 集落跡
- 6 遺跡の年代 古代～近世
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(近江八幡)

西河原遺跡は琵琶湖東岸に位置し、野洲川が形成した氾濫原の自然堤防上に立地する遺跡である。これまでも古代から近世の多数の遺構・遺物を検出しており、一九九一年度に行なわれた第三次調査では、野洲郡馬道里長へ宛てた郡符木簡が出土している（本誌第一四号）。

今回の調査は個人住宅建設に伴うものである。検出した遺構は、平安時代前期

の区画溝と掘立柱建物の柱穴である。区画溝は幅〇・七～一・八m 深さ〇・四mを測り、溝内には護岸用の板材や杭が一部残存していた。

木簡はこの区画溝から二点出土した。溝内からはこの他に、九世紀から一〇世紀前半の回転台整形土師器碗、灰釉陶器、黒色土師器、須恵器、土鏡、木製品（斎串・曲物ほか）、墨書土器（佐川）「爪」〔亮〕が出土している。

- 8 木簡の釈文・内容

(1) 安今成

(180) × 24 × 6 1801

(2)

(177) × 63 × 3 1801

(1)(2)は表裏に文字が認められるが、ともに表面は不鮮明である。

(1)の「安今成」は人名であろう。安氏は野洲郡の有力家族で、近淡海安国造・安直氏の流れをくむ一族であろう。(2)は表面に明瞭な墨痕を残すが、欠損のため釈読できない。

〔徳綱克己〕

2002年出土の木簡



(2)



(2) 表



(1)



(1) 表

紫香樂宮跡調査委員会編・信楽町教育委員会発行

『宮町遺跡出土木簡概報』二の刊行

このたび『宮町遺跡出土木簡概報』の第二冊が刊行の運びとなった。今回は、一九九七年の第二二次調査から、一九九九年の第二五次調査までに出土した木簡四〇三〇点を対象とし、このうち釈読可能な一七六点を収録する。

宮町遺跡は、信楽町教育委員会が実施している継続的な発掘調査によって、紫香樂宮跡であることが確定している。近年では長大な祠堂の発見などその中枢部の様相が徐々に明らかになりつつある。出土した木簡の点数も今回までで既に七一〇〇点に達し、全国有数の木簡出土遺跡の一つとなった。平城宮・京の木簡との類似点とともに、荷札や副屏が多く、二次的に整形されたものが多いなどの特徴も明らかになりつつある。

A四版二四頁、巻頭四版三葉、二〇〇三年三月刊行

頒価一〇〇〇円（送料込み）

問い合わせ先

信楽町教育委員会宮町遺跡調査事務所鈴木良章氏宛

電話 〇七四八―八三一―一九一九（FAX兼用）

滋賀・西河原宮ノ内遺跡

しがわらみやのうち

1 所在地 滋賀県野洲郡中主町大字木部下鳥立

2 調査期間 一九八五年(昭60)二月～三月

3 発掘機関 中主町教育委員会

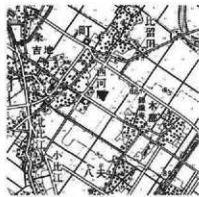
4 調査担当者 辻 広志

5 遺跡の種類 集落跡

6 遺跡の年代 古墳時代～中世

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

調査地は、野洲川右岸の沖積地に位置する遺跡で、同時期の西河原森ノ内遺跡・西河原遺跡・湯ノ部遺跡などに隣接している。



(近江八幡)

今回の調査は、県道荒見・上野・近江八幡線(県道湖南幹線)の道路改良工事に伴う試掘調査である。木簡は、西河原集落の鎮守社である二之宮社東側の、No.三二トレンチにおいて、須恵器杯身の小片とともに、一点のみ出土した。狭小な

トレンチ調査であり、木簡が出土した段階で調査を止めて掘り込みを行っていないため、遺構の性格は不明である。しかし、多量の有機物と加工木片を含む他の遺構との類似性やトレンチの規模から、七世紀から八世紀の幅四m以上の溝跡の中央部を掘ったものと考えられている。

木簡は、他の木質有機物や木片とともに、水平状態で検出した。発見時には中央付近で上下に半裁され上下が完全に分かれた状態であった。さらに穿孔のある下半は、左右に半折され、丁寧な廃棄が行なわれていた。

8 木簡の釈文・内容

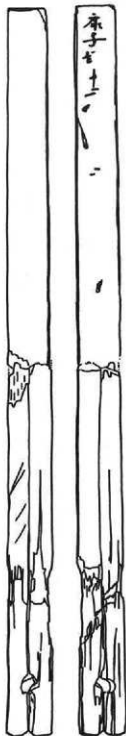


短冊形で、上端の幅が三五mm、下端が四一mm、厚さは五一一〇mmと厚く、上端・下端・両側面ともに削りによって丁寧に仕上げられており、下端より三八mm上に、小刀状の物で穿たれた約一〇mm×一七mm余りの方形の穿孔がある。樹種は楡とみられる。木取りは板目である。

墨書は両面に僅かに残っているが、墨付きが薄く、折れや割れにより赤外線写真などでも判読しづらい。表面上部に書かれた二文字

は鮮明で「庚子」と読め、三文字目は右側が消えているが「年」の可能性もある。四・五文字目は右側が消えているが、「十二」と読める。六文字目以下については、僅かに墨痕を残すのみで、折損していることもあって、行数も判然としない。裏面はとどころどころに墨痕を確認できるのみで、釈読はできない。

木簡の内容は明らかでないが、「年月(日)」を冒頭に掲げる書式とみられる。これは大宰令の施行とともに「年月日」を末尾に記載する形式に変化しているのが、「庚子年」は、周辺遺構や出土土器の年代観から、文武四年(七〇〇)である可能性が高い。また、下端に穿孔があることから、管理用(加除記載形式)の木簡である可能性がある。また、丁寧な手順で廃棄されていることから、郡符木簡が出土した西河原遺跡とともに、近隣にこれらの木簡を扱う官衙的な遺跡(野洲郡家など)が存在する可能性が益々高くなってきたといえよう。



なお、木簡の釈読・解釈に際しては、奈良文化財研究所史料調査室、並びに元立命館大学の山尾幸久氏のご教示を得た。

9 関係文献

中主町教育委員会・中主町埋蔵文化財調査会「県道荒見・上野・近江八幡線単独道路改良工事(本部・八夫工区)に伴う埋蔵文化財調査報告書」(一九八七年)

滋賀県教育委員会・湖沼資料文化財保護協会「西河原宮ノ内遺跡Ⅱ」(二〇〇一年)

(止 広志)

木簡学会編「日本古代木簡選」の復刊

木簡学会が創立一〇周年を記念して一九九〇年に刊行した『日本古代木簡選』が復刊された。これは一九八七年度まで（一部一九八八年度を含む）に全国で出土（伝世品を含む）した古代の木簡のうち、六六遺跡の五三三一点の木簡について、遺跡ごとに釈文と解説を収録し、写真を掲載したものである。

解説の執筆は、石上英一・今泉隆雄・加藤優・鬼頭清明・倉住精彦・栄原水遠男・佐藤宗諱・杉本一樹・東野治之・平川南・山中敏史・和田萃の各氏の分担による。また、木簡総論として、狩野久「古代木簡概説」、平野邦雄「木簡と古代史学」、田中琢「木簡と考古学」、佐藤信「木簡研究の歩みと課題」を取める。木簡研究の到達点として、また今後の研究の原点として、常に参照されるべき内容となっている。

なお、復刊にあたって誤植の他、左記の図版の誤りを正した。少部数の復刊であり、お求めはお早めに。

166 306 456……表裏のレイアウトの誤りを訂正

270……裏面にレイアウトしていた別の木簡を削除

B 四版 巻頭カラー図版二頁、モノクロ図版八五頁、解説
ほか一六六頁 岩波書店刊 定価一八〇〇〇円（税別）



(美濃・岐阜)

ツ氏の氏寺に比定されている寺院跡)・弥勒寺東遺跡(七世紀後半のムゲツ氏の拠点及び律令制下の武義郡家跡)・池尻大塚古墳(ムゲツ氏が運営主体と考えられる方墳)からなる「弥勒寺遺跡群」の一面で、弥勒寺跡の西側の谷間に展開した祭祀及び工房の跡である。ムゲツ氏は、軍事的・祭祀的な役割を担って

岐阜・弥勒寺西遺跡

- 1 所在地 岐阜県関市池尻字東屋敷
- 2 調査期間 二〇〇二年(平成)三月～九月
- 3 発掘機関 関市教育委員会
- 4 調査担当者 田中弘志
- 5 遺跡の種類 祭祀遺跡
- 6 遺跡の年代 奈良時代～平安時代(八世紀後半～九世紀)
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

弥勒寺西遺跡は、長良川畔に位置する国指定史跡弥勒寺跡(ムゲツ氏の氏寺に比定されている寺院跡)・弥勒寺東遺跡(七世紀後半のムゲツ氏の拠点及び律令制下の

ヤマト王権と深く結びついた伝統的な地方豪族で、壬申の乱では大海人皇子の舍人、身毛君広が活躍した。記紀などの史料には辛義都・半下津など様々な表記がみえる。

弥勒寺跡は、同寺所用の軒平瓦が確認された丸山古窯跡(美濃市大矢田)とあわせて、一九五九年に国史跡(弥勒寺跡附丸山古窯跡)に指定された。法起寺式の伽藍配置をとり、川原寺式の複弁蓮華文軒丸瓦・四重瓦軒平瓦・凸面布目平瓦をもつ。金堂、塔、講堂、南門、南門に取り付けられた掘立柱扉の一部、僧坊や遺宮に關わる工房跡と思われる掘立柱建物や竪穴住居が確認されている。



弥勒寺東遺跡(一九九四～二〇〇〇年調査)は、東西約五〇m南北約六〇mの掘立柱扉で囲まれた範囲に、正殿と東西の脇殿を「品」字形に配置した郡庁院、東西一三〇mの溝で囲まれた倉庫が建ち並び、正倉院、館や厨家の段階的な変遷過程を示すと考えられる建物群。さらに郡庁院や正倉院の下層で、豪族居宅や評家と考えられる大型の掘立柱建物群が見つかっており、寺院運営を契機とする在地支配の変容や、律令制下の地方官衙の営みを考古学的に知ることができるとして注目されている。

さて、今回報告する弥勒寺西遺跡からは、埋没していた古代の谷川から人形や斎串などの木製祭祀具、二〇〇点を超える墨書土器、フイゴの羽口や鉄滓などが出土し、方形に突き出た人工の浜、湧水を誘う井泉遺構、祭祀場を区画した掘立柱列などが検出された。出

土した木簡は五点で、古代の谷川から一三〇〇点余りの木製品とともに出土した。美濃地域ではこれまでに古代の木簡の出土は知られておらず、今回が初めての例となる。

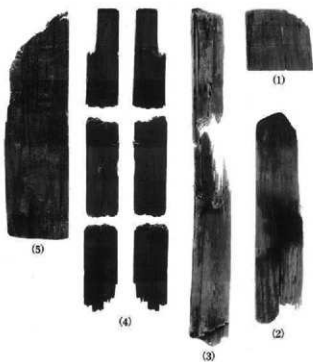
墨書土器は、八世紀後半から九世紀の須恵器で器種や墨書部位は様々であり、墨痕が認められるもの二三〇点余のうち、解説できたものが一〇〇点余りある。墨書には、「大寺」「寺」「厨」「寺(家)をはじめ「廣万呂」「真枚」「南(兼)」「人名、「大田萬」(地名か)、「富」「田富」「福」「富井」「大福」(吉祥)、「身月園田」(習書)、「池」「鬼女」「得女」「福」女「家方」「答」「定」「器」「常」「中」「継」「朝(区)」「南」「甲」「了」「供」「麻」「巳人」「富徳」「秋(延)」「甘」「家」「推」などがあり、目下接合・解説中である。

8 木簡の釈文・内容

- (1) [:::]^(石カ)
 52×34×1.5 011
- (2) □
 (103)×24×2 081
- (3) 
 (175)×(18)×4 081
- (4) 
 (105+92+100)×25×5 081

(5) 
 (116)×(31)×4 081

(1)は右上を欠損するが四辺は調整され、表面の上下端は斜めに面取りされている。鋭利な刃物による二本の刻線(間隔は1cm程)があり、左下に二文字分の墨痕がある。何らかの帳簿類を転用したも



のと思われる。

(2)は燃えさしで、上部部に一文字分の墨痕が確認できる。

(3)は上下端と左半分を欠く。表裏ともに入念な調整が施され、断面形状がレンズ状に仕上げられている。表面中程に「人」と読める墨痕が認められるが、前後の文字は不明である。裏面の墨は流れており、四文字分が浮き上がって見えるが解説できない。

(4)は三片に折損し、下端を欠く。破片どうしは直接接合せず、木目の状態から順番を推定した。表面には明瞭に浮き上がった文字が見えており、一定の期間、屋外で風霜に曝される状態にあった呪符と思われるが、なお検討を要する。これに対して裏面は、よく調整された面に墨が残り、下から二文字目の「人」が確認できる。

(5)は右端と上部を欠く。表面は、(3)(4)と同様に三文字分が浮き上がった見え、一番下の文字が「人」と読める。裏面にも二文字分程の極めて微細な浮き上がりが認められるが解説できない。

(1)～(5)は全てヒノキ材である。なお、釈文は肉眼観察によるもので、今後赤外線テレビカメラなどによる観察による変更もあり得る。

9 関係文献

田中弘志「岐阜県弥勒寺遺跡群」(『考古学研究』五〇一、二〇〇

三年)

(田中弘志)

木簡研究 第二四号

東野出之

巻頭言―情報化と松と樟―
二〇〇一年出土の木簡

概要 平城京東市跡推定地 薬師寺旧境内 旧大乗院庭園 東大寺藤原宮跡 藤原京跡左京一系一坊 藤原京跡左京六条三坊七・八九・十町 佐山遺跡(B2地区) 大坂城跡 東心齋橋一丁目所在遺跡 広島藩大坂御殿敷跡 鬼虎川遺跡 上津島遺跡 上町東遺跡 六条遺跡 明石城武家屋敷跡 湊之口遺跡 赤穂城跡一の九 志賀公園遺跡 下懸遺跡 仁田遺跡 中懸遺跡長寺境内 宮町遺跡 樽遺跡 八角堂遺跡 柿田遺跡 八幡遺跡群社宮司遺跡 荒田日条里遺跡構・砂畑遺跡 泉光寺跡(陸奥国行方郡跡) 中野高柳遺跡 市川橋遺跡 仙人西遺跡 十二柱B遺跡 観音寺庵寺跡 本莊城跡 北遺跡 磐若台遺跡 高岡(○)遺跡 福井城跡 飯田・寺中遺跡 北中条遺跡 指江B遺跡 因幡白山下遺跡 寺地遺跡 岩倉遺跡 六日町余川地内試掘調査地点 北小島遺跡 浦邊遺跡 船戸松田遺跡 船戸川崎遺跡 出雲国府跡 川入・中瀬川遺跡 安芸園分寺跡 南前川町一丁目遺跡 南寺院十階北遺跡 高知城伝下屋敷遺跡 中風遺跡 京田遺跡

一九七七年以前出土の木簡(二四) 平城宮跡
釈文の訂正と追加(五)

荒田日条里遺跡(一七号) 飯塚遺跡(二二号)

都城出土漢紙文書の考証 土尾谷知浩

但馬特別研究発表会の記録

日高町の古代遺跡と出土木簡：加賀見省一、出石町の古代遺跡と木簡：小寺誠、持狭遺跡出土木簡と但馬国豊岡盆地の金庫：山本崇、九世紀の国郡支配と但馬国木簡：吉川真司、文書と題籤軸(報告要旨)：杉本一樹、討論のまとめ：越野和己、今津勝記

要報

頒価 五〇〇〇円 送料六〇〇円

群馬・薬師遺跡

1 所在地 群馬県藤岡市蛸川字薬師

2 調査期間 一九九六年(平成8)三月～一月

3 発掘機関 藤岡市教育委員会・山武考古学研究所

4 調査担当者 志村 哲・長谷川 一郎

5 遺跡の種類 集落跡

6 遺跡の年代 縄文時代・平安時代～中世

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

薬師遺跡は藤岡市街地の南西約四kmに位置し、藤岡台地の扇頂部付近にあたる。調査区は幅二四m長さ五〇mで、北側は東西に走る



(高崎)

伝録倉街道に接している。調査の結果、幅約七mで両側に側溝をもつ鎌倉街道と考えられる道路遺構、及びこれに直交する土橋状の入口をもつ長辺約六〇m短辺約三五mの方形区画を確認した。この区画は三重の溝に囲まれ、一辺二〇・四m

の中央区画内からは、井戸一基、火葬跡や土壇墓四六基などの墓池、掘立柱建物二五棟など、中世を主体とする多数の遺構を検出した。この他、平安時代の住居跡五軒も確認している。

今回報告する神経は、この区画内の井戸底面の湧水付近から約四〇〇点出土した。井戸は長径四・七m短径四・二m深さ三・六mで、神経以外では、人骨や「磨石」(二三八～三四二)銘の板瓦、「文明五年」(四七三)銘の五輪塔、常滑甕、内耳鍋、火鉢、播り鉢、瓦、石臼、木製の櫛・柱材、モモ・スモモ・センダンの種子など、多数の遺物が多量の礫に混じって出土している。

神経は幅一・四cmの極めて薄い木片に書かれている。墨書は漢字と梵字に大別され、前者が経文、後者が種子と考えられる。経文は断片的ではあるが、共通した文言が多くみられ、理趣経の文言を確認している。両面写経である点、群馬県吾妻郡草津町白根山湯釜の事例に幅・字配り・木取りなどが類似している点から、一四世紀から一五世紀に位置付けられる神経である。ここではまとまった文言の確認できた代表的なもののみを紹介する。

8 木簡の釈文・内容

(1) 輪般若理趣所謂金剛平等則 (89)X14X05 061

(2) 輸入義平等則入菩薩 (89)X14X05 061

(3) 特薄伽梵一切如来入大輪如来

(8.0) × (4.0) × 0.5

(4) 平等則入如法輸入一切業平等

(8.0) × (4.0) × 0.5

(5) □ 入一切法

(8.0) × (3.0) × 0.5

(1) (5)は理趣經を墨書した柿經である。このほか、「一切平等」「理趣」「金剛印」「雜密」「一切如来」などの断片的な經文がある。なお、釈説にあたっては東京国立博物館の時枝務氏のご教示を得た。

9 関係文献

藤岡市教育委員会「F二八a 東平井中道B遺跡 F二八b 薬師遺跡」(一九九八年)

(志村 哲)

輪般若經埤~~照~~謂金剛王等則

(1)

輪入義平等則入不生不死

(2)

入一切法

(5)

特薄伽梵一切如来入大輪如

(3)

平等則入如法輸入一切業平等

(4)

木簡研究 第三号

巻頭言—木簡学会の原点—

鎌田 元一

二〇〇〇年出土の木簡

概安 平城宮跡 平城京跡左京三条一坊七坪 藤原京跡十一条・朱雀大路
 酒船石遺跡 長岡京跡(1) 長岡京跡(2) 平安京跡左京三条一坊十町 平安
 京跡左京六条三坊六町 御室仁和寺 大坂城跡 中之島三丁目所在遺跡
 (鳥取藩藏版敷跡) 広島藩大坂藏版敷跡 加美遺跡 堺環濠都市遺跡
 深江北町遺跡 行幸町遺跡 柴遺跡 辻子遺跡 榎下遺跡 中村遺跡 春
 岡遺跡群 大坪遺跡 若宮大路周辺遺跡群 北条小町邸跡 北条泰時・時
 頼邸跡 汐留遺跡 大崎城跡 経履遺跡 新宮神社遺跡 神田遺跡 荒井
 龜田遺跡 中野高御遺跡 洞ノ口遺跡 仙石城本丸跡 市川橋遺跡 赤井
 遺跡 柳之御所遺跡 龜上遺跡 石田遺跡 山形城跡 本町一丁目遺跡
 安江町遺跡 打木東遺跡 飲田ナベダ遺跡 加茂遺跡 吉田C遺跡 美麻
 奈比古神社前遺跡 麻生谷遺跡 下ノ四遺跡 藤廻遺跡 蔵ノ坪遺跡 船
 戸極田遺跡 西川津遺跡 尾道遺跡 關西四府跡 観音寺遺跡 中前川町
 二丁目遺跡 井相田C遺跡 元岡・桑取遺跡 狹原田遺跡 神城跡(1) 神
 城跡(2) 上高橋高田遺跡 白摩遺跡群

一九七七年以前出土の木簡(三三)

平城宮跡(七七次)

釈文の訂正と追加(四)

平城京跡左京一条三坊十三坪(二二号) 大鏡田遺跡(一九号) 荒井藩
 田遺跡(二三号) 東木津遺跡(二二号) 下ノ四遺跡(二二号) 大剣 隆
 七世紀木簡の国語史的意義 吉川真司
 飛鳥系木簡の再検討

新刊紹介 V・L・ヤーニン著(松木栄三・三浦清美訳)

『白樺の手紙を送りました—ロシア中世都市の歴史と日常生活』渡辺晃宏
 集報 編者 五五〇〇円 送料六〇〇円

栃木・佐野城（春日岡城）跡

1 所在地 栃木県佐野市若松町

2 調査期間 第一三次調査 二〇〇〇年（平成12）七月—一〇月

3 発掘機関 佐野市教育委員会

4 調査担当者 出居 博・山口明良

5 遺跡の種類 城跡

6 遺跡の年代 中世—江戸時代

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(古河)

佐野城跡は、佐野市のほぼ中央、独立丘陵を中心とした南北約六〇〇m東西四〇〇mの範囲に築かれている。今回の調査は、三の丸の東側に位置する平坦部を対象とするもので、調査面積は約一六〇〇m²である。検出した主な遺構として、性格不明遺構五基、土坑四三基、溝状遺構八条、ピット二五四基がある。注目すべき遺構としてSX一が挙げられる。東西約一六m南

北約九mの楕円の遺構で、遺構内に幅一—二mの大型の礎石や階段状遺構、溝状遺構、瓦と礎石を敷き詰めた土坑などが配置されている。ただし、本遺構が城郭に伴うものか、それ以前にあったとされる寺院に伴うものかは不明である。

木簡（卒塔婆）は、SX一内の埋土から出土した。

8 木簡の釈文・内容

(1) (90) × (50) × 5 (厚)

片面に五輪塔を描き、その内部に梵字五文字を記す。五輪塔の下部にも文字が記されているが、判読できない。

9 関係文献

佐野市教育委員会『佐野城跡（春日岡城）Ⅱ』（二〇〇二年）

（山口明良）





(大 苑)

福島・泉廃寺跡

- 1 所在地 福岡県原町市泉字館前
- 2 調査期間 第一〇次調査 一九九八年(平10) 六月～八月
- 3 発掘機関 原町市教育委員会
- 4 調査担当者 荒 淑人
- 5 遺跡の種類 官衙跡
- 6 遺跡の年代 奈良時代・平安時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

泉廃寺跡は阿武隈高地から太平洋に向かって流れる新田川によって形成された河岸段丘北岸の縁辺に位置する。発掘調査は一九九四

年から行なわれ、二〇〇三年までに一九次にわたる調査が行なわれている。その結果、陸奥国行方郡衙跡であることが判明している。

これまでの調査で郡庁・正倉・館・運河状遺構が確認されている。郡庁は建物の主軸方位が真北方位より

東に約一六度偏するⅠ期、真北方位を向くⅡ・Ⅲ期からなる。郡庁の西側隣接地には正倉が展開し、新旧二時期の正倉院区画溝が確認されている。これら二時期の区画溝は真北を向くことから、郡庁Ⅱ期・Ⅲ期に対応する可能性が高い。区画溝の内部には地業を有する礎石建物と掘立柱建物が造営され、礎石建物の中には円丘状盛土地業を伴うものがある点は大きな特徴である。

今回の調査は農業基盤整備における確認調査で、遺跡の東端に位置する館前地区で実施したものである。調査後は盛土工法により遺構の保存が図られた。館前地区は、調査以前から各種瓦が多量に出土することで知られており、上述の郡庁、正倉などとは明らかに異なった特徴を有する。同地区の評価は今後の調査を待たねばならないが、陸奥国行方郡衙附属寺院跡と位置付ける見解が有力である。

調査の結果、整地層、掘立柱建物四棟、溝、井戸が検出され、木簡、軒丸瓦、軒平瓦、平瓦、丸瓦、埴、鬼板、中世陶器が出土している。整地層は地区の西半に広がっており、多数のピットが掘り込まれている。整地層にカワラケや陶器が含まれていることから、中世の所産である可能性が高い。調査区の東半には整地層が見られず、掘立柱建物四棟、井戸二基、瓦溜一基が検出された。これらの遺構は柱掘形や井戸底面からの出土遺物がなかったため、厳密な時期比定はできないが、古代の可能性が高い。掘立柱建物は建物主軸が真北から約三〇度東に振れる二間×三間の建物(SB1)とほぼ真北

を向く二間×八間の建物（SB二）が重複し、後者が前者より新しい。更にSB二は瓦溜（SK二）と重複し、SK一より古い。瓦溜からは軒丸瓦、軒平瓦、丸瓦、平瓦、埴、鬼板が出土した。

木簡は、これらの遺構の東側に位置する二基の井戸のうちのSE一から出土した。SE一は検出段階の平面形は正円形で、直径一・八m、深さは二・五mまでで調査を終了している。木簡は約二・〇m付近の堆積土中から出土し、ほかには平瓦、鹿角、骨（鹿？、鯉？）などが出土している。木簡はこれらの遺物とともに井戸内へ投棄された可能性が高い。

8 木簡の釈文・内容

(1) ・□□□

・□□位

(118)×55×8 019

上端は欠損しているが、下端、両側端は原形を留める。墨書は両面にあるが、墨痕自体は失われており、文字は風化を免れた文字の浮き上がりによって確認される。

表面は中央に縦方向の二次的なケズリが及び、墨書自体の判読はできない。二文字が書かれていたと推測される。裏面には一もしくは三文字が書かれている。最後の文字のみが判読できる。

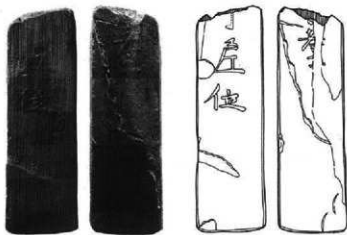
木簡の釈読にあたっては、山形大学の三上喜孝氏、奈良文化財研究所の馬場基氏からご教示いただいた。

9 関係文献

原町市教育委員会「泉慶寺跡第一〇次調査」(原町市内遺跡発掘調査報告書)四、一九九八年)

「原町市史」古代中世編(二〇〇三年)

(寛 淑人)





(仙台)

大規模なゴミ穴から五四一点(うち墨書木製品一三〇点)、二号遺構に接続する二四号土坑から二六點(う

宮城・仙台城跡(二の丸北方武家屋敷地区)

(せんだいじょう)

1 所在地 宮城県仙台市青葉区川内

2 調査期間 二の丸北方武家屋敷地区第七次調査 二〇〇一年

(平成)五月～二月

3 発掘機関 東北大学埋蔵文化財調査研究センター

4 調査担当者 藤沢 敦・京野恵子・高木暢亮

5 遺跡の種類 武家屋敷跡

6 遺跡の年代 近世

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

調査地は、仙台城二の丸北側の堀の外側に広がる武家屋敷地区に

あたる。これまでの調査で、江戸時代初頭から幕末にかけての各時期の遺構・遺物が発見されている。

木簡は、二号遺構とした

ち墨書木製品三〇点)の他、六カ所の土坑・溝、および攪乱から計三三點(うち墨書木製品四〇点、総計五九〇点(うち墨書木製品一三七点)が出土した。但し、整理途中のため、点数は今後変動する可能性がある。木簡の出土点数が膨大なため、本報告では二号遺構と二四号土坑から出土した代表的な木簡の概略を示すこととする。

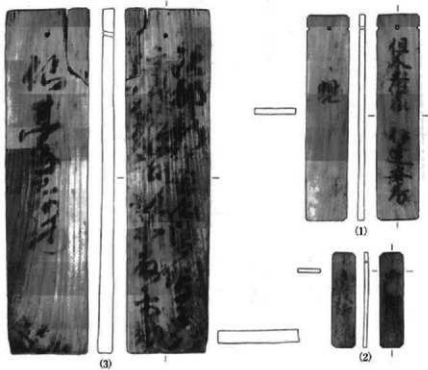
大部分の木簡が出土した二号遺構は、南北に約一〇mと長く延び、さらに南端で西に張り出し、逆し字形に近い平面形を呈している。東西の幅は、北半部は約三mであるが、南端部では約六mになる。深さは二・五mあり、極めて大規模なゴミ穴である。木簡以外では、大量の陶磁器・木製品・漆器などのほか、植物遺体・動物遺体が出土している。一方、二四号土坑は、二号遺構の南西端に接続する一辺が約二・五mの方形の土坑である。深さは約一・六mで、二号遺構とはほぼ同時に使用されたゴミ穴である。これらの遺構からは、享保の年号が記された木簡が三〇点出土している。享保二年(一七一七)から二年のものが確認できるが、中でも享保五年から七年のものが多い。

木簡には、「御年貢米」や「御台所遣」など藩に差し出された品物であることを示す記載のものが多数含まれている。本調査地点は武家屋敷地区であり、木簡の記載内容から検討すると、仙台城内から運び出されたゴミを武家屋敷地区に廃棄したものと考えられる。年代の近い城下絵図では、空き地となっている区域にあたり、二の

丸に隣接する武家屋敷地内の空き地を利用して、仙台城のゴミを処理していたと考えられる。

8 木簡の釈文・内容

- (1) ・「く。但木土佐様 伊達安房」
 ・「∨。 蜆」
 163×33×6 032
- (2) ・「。御醤油」
 ・「。円六寺流」
 75×19×3 021
- (3) ・「跡部新之丞殿 皆川与平次
 。高橋源助殿 加藤平助
 □。彦六郎殿」
 274×65×12 011
- (4) ・「。菱喰一 茂庭筑後」
 155×31×4 011
- (5) ・「御米四斗五升入
 宮城福室村漸右衛門」
 ・「享保五年
 十月廿八日」
 152×4×6 051
- (6) ・「国分郡六丁目村久左衛門」
 ・「御蔵入四斗五升入」
 175×30×4 051



- (7) ・「名取袋原村勘次右衛門」
 ・「御年貢米四斗五升入」
 享保二年十一月廿日
 (150)×25×7 019
- (8) ・「名取郡富田村」
 八月三日 吉蔵」
 ・「享保六年」
 御年貢米四斗五升入」
 150×29×6 011
- (9) ・「子ノ八月迄清右衛門」
 ・「御大所塩三斗入渡波町」
 ・「。名取下余田村伝兵衛」
 ・「。□御年貢米四斗五升入」
 157×25×5 051
- (10) ・「。□御年貢米四斗五升入」
 180×29×7 011
- (11) ・「名取日辺村長四郎」
 ・「当御年貢米四斗五升入」
 152×27×7 051
- (12) ・「御用竹子貳拾本入玉造郡」
 168×29×3 011
- (13) 「瓜漬六拾五切入」
 「□若様平八」
 「御用」
 163×23×2 011

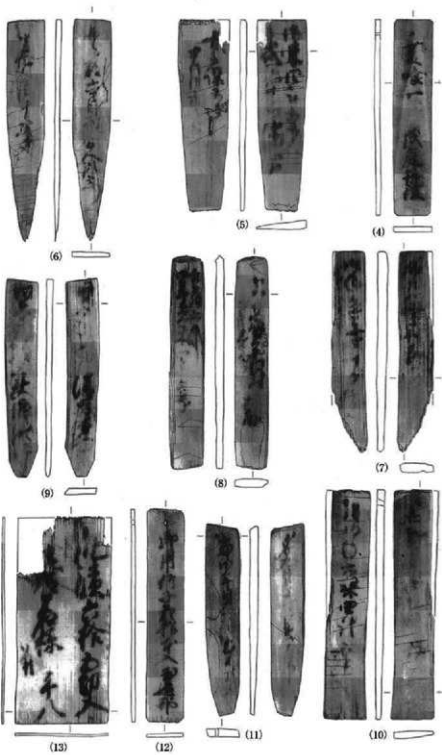
今回出土した木簡の形態の基本は短冊型で、長さ約一〇―二〇㎝

幅約二―四㎝厚さ約三―九㎝程度の大きさのものが最も多い(1)(8)(12)。また、短冊型のもの他、上端より下端を細くしたもの(5)、下端を尖らせるもの(6)(9)(1)などもほぼ同じ程度みられる。上端側に穿孔がみられる場合も存在する(1)(4)(12)。これらの形態のものには、主に「御年貢米」「塩」「もち米」「竹ノ子」などが記載されている。また、傾向として、「御年貢米」と記載されている木簡は、他の記載内容の木簡より雑な成形をしているものも多く含まれている。

その他の形態では、長さ五―七㎝程度で比較的小型の長方形を呈するもの(2)や、長さ二五㎝以上幅五㎝以上のやや大型のもの(3)などが存在する。これらの形態は、角が面取りされるなど加工が比較的丁寧である。また、厚さが二㎜以下の薄手のもの(13)も存在する。薄いため破損しているものも多いが、「瓜漬」などの記載が多い。

木簡の樹種については、現在分析中であるが、スギなど針葉樹が大部分を占めると思われる。

これらの木簡は筒札と考えられるものが大半を占める。品名とともに、年号や月日、あるいは地名・人名を併せて記すものも多い。最も多いのが米で、一四二点ある。その中でも「米四斗五升入」との記載が五五点、「御年貢米四斗五升入」が二〇点を占める。四斗五升は、仙台藩では一俵に相当する。



次に多いものとしては「瓜漬」が一九点、「塩」が一六六ある。「塩」のほとんどは「御台所塩」と記載するもので、二の丸の台所で使うためのものであろう。これら以外では、点数は少ないが「もち米」「大豆」「茄子」「竹ノ子」「漬せんまい」「披鮓」「粕魚」「醬油」「梨子」「赤味噌」「糠子」などがあり、いずれも食品である。年貢米の荷札に書かれた地名は、仙台城周辺、特に名取郡東部の村落で占められる。

塩の荷札には、「渡波町」「流留村」「沢田村」などの地名が見える。いずれも現石巻市万石浦周辺の地名である。この地域は寛政年間（一七八九—一八〇一）以降に入浜式塩田が営まれた地域で、仙台藩における製塩の中心地であった。

(1)は、伊達安房が但木土佐宛に親を送ったことを示すものである。仙台藩の家格は、上から一門・一家・準一家・一族・宿老・着座・太刀上などとなっている。伊達安房の家格は一門で、亙理郡を知行地とする亙理伊達氏である。知行高二万三千石を越え、仙台藩で最も禄高の高い重臣である。知行地の亙理郡にある、鳥の海と呼ばれる入江を含む寛浜地区は、現在も親など貝類の良産地である。また、但木土佐は宿老で、こちらも上級の家臣といえる。

(3)に見える人名のうち、跡部新之丞については、享保一七年料理不都合のため台所頭から膳方に下げられたとの記録がある。この記載内容の「荷物」が二の丸台所へあてたものであることが推察され

る。

(4)は、茂庭筑後が菱喰一羽を送ったことを示すものであろう。菱喰とは雁の一種である。茂庭筑後は、志田郡松山を知行地としており、家格は一族である。知行高一万三千石を越える有力家臣の一人である。

なお、本稿の内容には、平成一四年度京藤報恩会研究助成「仙台城下武家屋敷跡出土の近世木簡の総合的研究」（研究代表者藤沢敦）による成果の一部が含まれている。

（佐竹隆昭・兼平賢治・大藤 修・藤沢 敦・京野恵子・高木暢亮）

宮城・市川橋遺跡

(いちかわり)

- 1 所在地 宮城県多賀城市市川字鴻ノ池、高崎字水入
- 2 調査期間 第二九次調査D区 二〇〇〇年(平12) 四月・五月、同C区 二〇〇〇年七月・一〇月

3 発掘機関 多賀城市埋蔵文化財調査センター

4 調査担当者 千葉孝弥、島田 敬、鈴木孝行、齋藤 稔ほか

5 遺跡の種類 地方都市跡

6 遺跡の年代 奈良時代・平安時代

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(白 仙)

市川橋遺跡は、特別史跡多賀城跡の西側から南面一帯にかけて広がる遺跡である。今回の第二九次調査は、多賀城跡南面に位置する城南地区の区画整理事業に伴って実施したものであり、域外の幹線道路である南北・東西大路交差点の南東部と南西部においてそれぞれ調査を実施した。そのうち、東西大路

の延長線上にある一・一五・一・一六区の調査において、東西大路東道路SX一六一〇、その路面を横断する南北溝SD一六三二・一六三二、橋SX一六三〇などを検出した。

SX一六一〇は、南北大路の東側における東西大路延長線上の東西道路である。側溝心々間には東西大路と近似する部分もあるが、特に調査区西半部では路面幅が6m以下であり、小路程度となっている。これは、調査区西半部の地形が周囲より低く、北側の低湿地からの遊水に対応して北側溝を大規模に造成した結果かと考えられる。側溝はほぼ同位置で六時期の変遷がある(古い順にa-f)。

SX一六三〇は、SD一六三二に架けられた小規模な橋である。SD一六三二の壁面における多数の杭による護岸と、その底面に打ち込まれた三本の橋脚によって構築されたものである。SD一六三二はそれらの西側で検出したもので、性格的にはSD一六三二と同様に排水的な機能を想定している。

木簡は、東西大路東道路SX一六一〇南側溝d期から一点(①)同北側溝c期から四点(③)(⑤)(⑥)(⑦)、同北側溝d期から二点(②)(④)、及び南北溝SD一六三二の埋土から一点(⑧)出土した。その他、SX一六一〇北側溝c期から、付札状であるが墨痕の確認できない木製品一点(第二号木簡)が出土している。

なお、第二九次調査では、この他にD区一〇五トレンチから木簡一点と、C区一一六トレンチから漆紙文書一点が出土している。い

いずれも現在釈読中であり、二〇〇四年三月刊行の報告書において報告する予定であるので、ここでは割愛する。

8 木簡の釈文・内容

東西大路東道路S X 一六一〇南側溝

- (1)  (130)×(33)×4 081 第八号

東西大路東道路S X 一六一〇北側溝

- (2)  123×24×6 033 第九号
- ・「延暦」年 

- (3)  (115)×31×9 029 第一〇号

- (4)  52×15×5 022 第一一号
- ・「内子」

- (5) 「斗」 (100)×22×5 019 第二二号

- (6)  (134)×(33)×2 081 第一五号
- ・「宿」
- ・「文様」

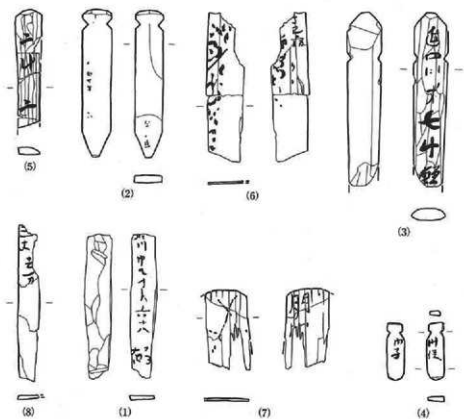
- (7)  (71)×(39)×2 081 第十六号
- 南北溝S D 一六三二

- (8)  (29)×(9)×4 081 第一四号
- 三丈 去 

(1)は、上端・下端および左右両側面いずれも欠損する。表裏両面ともに平滑に調整されているが、表面にのみ墨痕を確認できる。人名と数字を記し、その下に割書している。「六十八」を年齢とみると、割書部分は年齢区分と身体的特徴などと想定できよう。六十八歳は耆老。

(2)は完形。材の遺存状態は良好だが、墨痕はわずかに確認できる程度である。表面は下方にのみ墨痕が確認できるが、判読は困難である。裏面の墨痕もわずかであるが、残画から「延暦」と判読した。年次は横画二本と縦画があり「七」ないし「廿」であると思われるが断定は難しい。延暦七年は七八八年、同二〇年は八〇一年にあたる。

(3)は上端を山形に成形し、下端は欠損する。左右両側面は原形をとどめる。裏面は無調整であるが切り込み部より上を斜めに削っている。上三文字は墨痕が薄く、下三文字は墨痕が明瞭である。内容は、米七斗の付札。二文字目を「買」とみれば、買米を述べた上したも



のと考えられる。

(4)は完形。表面下端を面取りする。銚三十隻の付札。「内子」は「ココモリノサケ」と調じる。「内子」の付札の例としては、新潟県八幡林遺跡出土木簡がある。「内子五隻」と墨書されたもので、法量は長さ(一四五)mm幅二九mm厚さ三mm、〇三三型式である(第二八号木簡。本誌第一六号)。また、「内子」の文言はないが、「卅五隻」と墨書された銚と見られる付札も同遺跡から出土している(第五一七号木簡。本誌第一五号)。いずれも長さ一六〇mm前後であり、他の付札に比べて小さい。本木簡も五二mmの非常に小型の付札であり、「内子」付札の特徴かもしれない。

(5)は六片が接合し、上端は原形をとどめ、面取り加工がなされている。下端は欠損する。左右両側面は原形をとどめる。表面のみ平滑に調整されている。他に接合しない三片がある。

(6)は三片が接合し、上端・下端はともに欠損する。右側面のみ原形をとどめ、左側面は欠損する。他に接合しない三片がある。墨痕は両面に確認でき、筆跡は二種類ある。一つは、表面の左半および裏面の左半にみえる文様のようなもので、表裏ともその形状は類似している。裏面の左側面(表面の右側面)は原形をとどめるが文様は切られている。したがって文様をもつ木製品を木簡に転用したものと考えられるが、その用途は不明である。もう一つは表面の一行目で、一文字目は一部を欠損するが残画から「丁」などが考えられ

る。一文字目は字形からは「巳」「巳」などが考えられる。この部分を「丁巳」と考えるならば、干支を記したものと思われるが、内容は不明とせざるを得ない。

(7)は腐食が甚だしいが、上端および左側面は原形をとどめる。表面一文字目は「朋」あるいは「明」か。

(8)は二片が接合し、上端・下端ともに欠損する。左側面のみ原形をとどめ、右側面は欠損する。四文字目は上部が半存するのみで断定は難しいが、残画から判断すると「五」に類似する。「五」とみると「去五年料」の意とも解されるであろう。

なお、木簡の釈読にあたっては、国立歴史民俗博物館の平川南氏のご教示を得た。

9 関係文献

多賀城市教育委員会「市川橋遺跡―城南土地区画整理事業に係る発掘調査報告書Ⅱ」(多賀城市文化財調査報告書七〇、二〇〇三年)

(千葉孝弥・廣瀬真理子)

岩手・志羅山遺跡

- 1 所在地 岩手県西磐井郡平泉町平泉字志羅山
- 2 調査期間 第八八次調査 二〇〇一年(平13) 十一月—二〇〇二年一月

3 発掘機関 平泉町教育委員会

4 調査担当者 菅原計二

5 遺跡の種類 屢敷跡

6 遺跡の年代 一二世紀

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(一 図)

志羅山遺跡は平泉町の中心市街地の南側、JR東北本線平泉駅の西側に広がる周知の遺跡である。地形は西側の小起伏丘陵縁辺から東側の北上川沖積低地および南の北上川支流太田川に向かって下る緩斜面地で、標高は二一—三三mほどである。これまでの調査で、「吾妻鏡」に記される東西大路とみられ

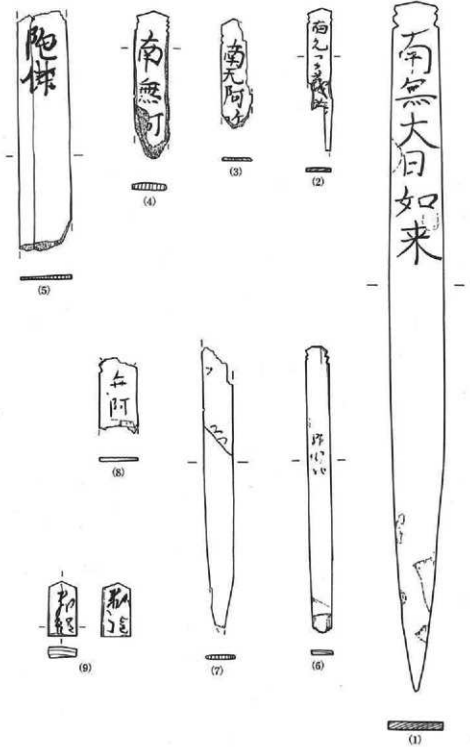
る遺構やその周辺に広がる奥州藤原氏時代の屢敷跡・付属施設などが確認されている。

第八八次調査区は観自在王院跡の東約一〇〇mに位置する。当地点は、毛越寺・観自在王院跡から東に向かって下る沢状地形を基盤とし、一二世紀中頃から後半に大規模に埋め立てる整地事業を行なっている。整地以前には沢に下る階段状の通路があり、北側の生活面との往来に使用していたようだが、整地以後は新たな生活面が築かれている。

木簡は厚い整地層直下の遺物堆積層から出土した。埋土には炭化物が多く含まれ、報告する木簡の他、墨痕が確認できない笹塔婆の破片、木片が混じる。笹塔婆には焼け焦げたものが含まれている。

8 木簡の積文・内容

- | | | |
|-----|---------------|------------------|
| (1) | 「∨南無大日如来」 | 36.4×2.9×4 0.61 |
| (2) | 「∨南无□□□」 | (76)×1.3×2 0.61 |
| (3) | 「∨南无阿弥×」 | (56)×1.6×2 0.61 |
| (4) | 「∨南無阿×」 | (78)×1.8×4 0.61 |
| (5) | ×陀仏 | (126)×2.8×2 0.61 |
| (6) | 「∨□□□□□□□□□□」 | (151)×1.2×2 0.61 |





(水沢・一岡)

岩手・中尊寺境内大池跡

1 所在地 岩手県西磐井郡平泉町平泉字衣岡

2 調査期間 二〇〇一年(平13) 一月―二〇〇二年三月

3 発掘機関 平泉町教育委員会

4 調査担当者 及川 司

5 遺跡の種類 寺院跡

6 遺跡の年代 一二世紀

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

中尊寺は奥州藤原氏初代清衡が建立した寺院で、JR東北本線平泉駅から北西約二㎞の丘陵に位置する。標高は二五m―一五〇mで、境内の北を衣川が東流し北上川へ注ぐ。丘陵の南東には標高二一四〇mの低位段丘が広がり、この段丘上に特別史跡毛越寺跡附鎮守社跡、特別史跡無量光院跡、史跡柳之御所遺跡をはじめとする奥州藤原氏関連の遺跡が密集する。なお、中尊

寺は、平安時代末期における奥州藤原氏の東北経営を考える上で、歴史的意義の重要性に鑑み、一九七九年に境内の一三四方町が特別史跡に指定されている。

大池跡は中尊寺金色堂の南東約一〇〇mの開けた平坦地にある。標高約七mで水田として使用されてきた。寛永一八年(一六四一)の「一山絵図」には馬蹄形に描かれ、「池」と記されている。

大池跡の中央付近には中島が残り、数本の杉が生えている。南東部には緩やかに湾曲する細長い形の田畑があり、池跡の岸辺及び堤防の跡と推定されていた。一九六一年から一九六四年に、周辺の古経蔵跡、古経蔵南方遺跡、大池北方遺跡とともに調査が行なわれ、この時の調査成果では、大池跡は造園的手法に乏しいことから、池の造成に着手したものの完成に至らず中途で放棄されたと解釈された。

その後一九九六年から中尊寺内容確認調査が開始され、大池跡とその周辺地を重点的に調査している。一九九七年に大池跡北西高台に一二世紀前半に作られた導水路上流と推定される溜池状遺構が、また一九九八年には大池跡北東部で池の岸辺が確認され、予想以上に池跡の規模が大きいこと、一二世紀後半に北岸一帯が埋め立てられていることが判明した。

今回の調査は大池跡東岸を対象とするものである。トレンチ調査の結果、池の水を堰き止めるための堤防跡とみられていた細長い水田は、やはり人工的に築かれた堤防で、元々東へ向かって下がる斜

面地形に大規模な盛土工事をしたものであることが判明した。盛土以前の斜面には土留めの木材が据えてある。今回報告する木簡(塔婆)は、この盛土中の下位(旧斜面直上ではない)から完全な形で出土した。盛土からの遺物は他には全くない。

堤防跡の内側は緩やかな斜面の岸辺となつて、池の泥土の堆積がみられ、地表から一・六mの深さで池底となる。池底で完形のロク口かわらけがまとまってみつかり、またハスの果托も発見された。

池跡は岸辺も含めて作り直し(Ⅱ期目)が行なわれており、はじめ(Ⅰ期目)の池よりもやや規模が小さく深さも浅くなつている。

Ⅱ期目の池跡からは少数のかわらけのほか、ハスの果托と果実が採取された。

Ⅰ期目の池底出土のロク口かわらけは二世紀前葉のもので、中尊寺に伝わる初代清衡による「供養願文」の天治三年(一一二六)の年代と符合する。「供養願文」には堂、塔、池、橋についての記載があり、大池跡はこの供養願文伽藍を構成する池といえる。

8 木簡の釈文・内容

(一) [木簡] [4a] □□□□□□□□□□

SEN 377 061

文字は片面の上半のみにある。出土時は普請に関わる木簡の可能性もあるかと思われたが、明らかに盛土中から出土し、その状況からは特に意図的に埋め置かれた様相は看取されなかった。なお、釈

読については、東京大学史料編纂所の岡陽一郎氏のご教示を得た。

9 関係文献

平泉町教育委員会「平泉遺跡群発掘調査略報」七八(二〇〇二年)

(及川 司)





(秋 田)

調査地は一七世紀初め、久保田城築城に伴う町割の当初から上級家臣屋敷地として利用され、江戸時代後期の寛政二年（一七九〇）以降南半が藩校敷地として利用されるようになる。明治維新まで藩校として存続し、

秋田・藩校明徳館跡

はんこうめいとくかん

- 1 所在地 秋田市中通一丁目
- 2 調査期間 二〇〇一年（平13）六月～二月
- 3 発掘機関 秋田市教育委員会
- 4 調査担当者 安田忠市・伊藤武士・中川宏行
- 5 遺跡の種類 城下町跡
- 6 遺跡の年代 一七世紀～一九世紀
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

藩校明徳館跡は、秋田藩主佐竹氏の居城である久保田城下の内町（侍町）、城の外堀から南に約二二〇mに位置している。調査面積は約二二〇〇㎡である。調査地は一七世紀初め、久保田城築城に伴う町割の当初から上級家臣屋敷地として利用され、江戸時代後期の寛政二年（一七九〇）以降南半が藩校敷地として利用されるようになる。明治維新まで藩校として存続し、

その後は秋田県師範学校などとして利用された。

調査の結果、一七世紀初めから一九世紀にかけての遺構及び遺物を検出し、武家屋敷の遺構、藩校と武家屋敷地の境界の塚跡、藩校及び師範学校の建物の一部などを確認した。検出遺構としては建物・柱列・溝・井戸・土坑などがあり、木簡は三号井戸埋土より一点、一号土坑埋土より二点、表土より一点、計四点が出土した。

三号井戸は調査地南側（藩校・師範学校側）に位置し、一辺九〇cmの隅柱横棧式の井筒を組み、深さ約三mある。出土陶磁器から、一八世紀から一九世紀の年代に位置づけられる。一号土坑は北側（武家屋敷地側）に位置し、東西三・六m南北二・三m深さ四五cmの廃棄土坑である。検出層位や出土陶磁器の年代から一八世紀に位置づけられる。表土出土木簡は年代を特定できない。

8 木簡の积文・内容

三号井戸

(1) 米七〇〇〇八〇

川

(24) × 32 × 6 501

一号土坑

(2) 「。納大豆三斗八与助」

207 × 39 × 10 011

(3) 酒代入

(153) × 49 × 3 019

表土

(4) 第一段



(148) × 35 × 3 081

(1)は板状で下部はわずかに欠損している。上部は平たくし、孔が穿たれている。下部は先端を失らせている。

(2)は板状ではほぼ完形の大豆の付札である。下部は端部が若干削りにより細く加工されている。上部には孔が穿たれている。

(3)は長方形の薄い板状と思われるが、上部が欠損している。

(4)は長方形の薄い板状で、左辺は二次的整形、下部は欠損している。

9 関係文献

秋田市教育委員会「藩校明德館跡」(1902年)

(伊藤武士)



(2) 表



(3)



(1)



(2)



(3)



(4)



(青森西部)

青森・新城平岡(四)遺跡

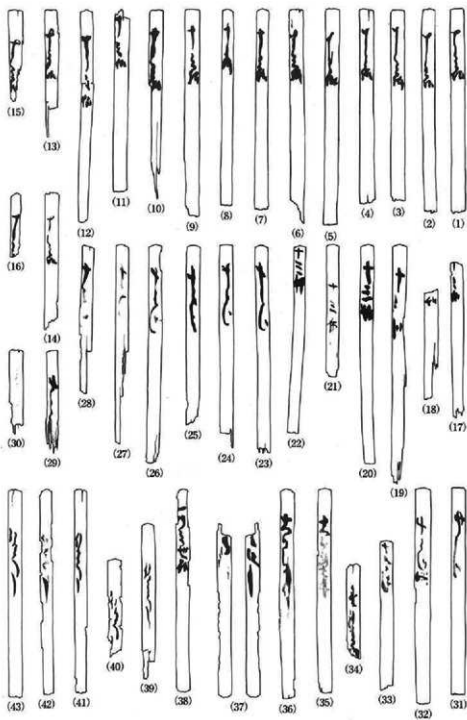
- 1 所在地 青森市大字新城字平岡
- 2 調査期間 二〇〇二年(平成14)七月～二月
- 3 発掘機関 青森市教育委員会
- 4 調査担当者 木村淳一
- 5 遺跡の種類 集落跡・自然流路
- 6 遺跡の年代 縄文時代・平安時代・近世・近代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要
 新城平岡(四)遺跡は、青森市西部を東流する新城川右岸の標高7m前後の河岸段丘上に立地する。今回の調査は、前年度に実施した東北新幹線新青森駅周辺の土地区画整理事業に伴う範囲確認調査の継続事業で、四遺跡計二六七カ所のトレンチを設定し実施した。
 新城平岡(四)遺跡内の検出遺構は、縄文時代の堅穴住居、平安時代の堅穴住居・土坑・溝・ピット、

時期不明の自然流路などである。遺物としては、縄文時代の土器・石器、平安時代の土師器・須恵器、埴土器、陶磁器、砥石などがある。

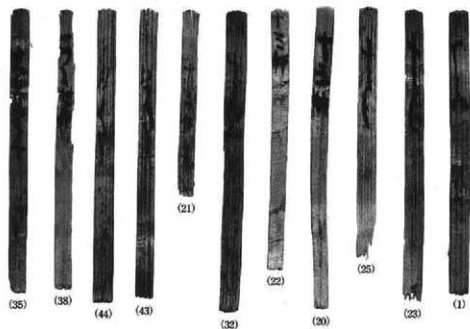
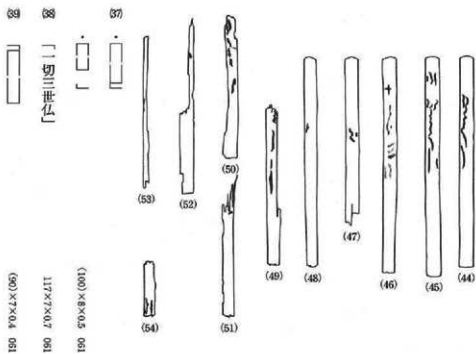
木簡は、H区一トレンチで検出した自然流路内の、現地表面下約3mの腐植土層と砂質土の層界面から、計五四点出土した。他に墨痕が認められない同一の規格の木片が八点ある。木簡の出土位置及び同一層からの共伴遺物は認められなかったが、上位の堆積層から板材などの木器が出土しており、さらに最上位の人為的な埋め戻しによる堆積層からは、一九世紀前半の瀬戸が出土している。

8 木簡の釈文・内容

- | | | |
|-----|-------|---------------|
| (1) | 「十三仏」 | 118×8×0.6 061 |
| (2) | 「十三仏」 | 118×7×0.6 061 |
| (3) | 「十三仏」 | 110×7×0.7 061 |
| (4) | 「十三仏」 | 112×8×0.6 061 |
| (5) | 「十三仏」 | 126×8×1.0 061 |
| (6) | 「十三仏」 | 124×8×0.7 061 |
| (7) | 「十三仏」 | 116×8×0.6 061 |
| (8) | 「十三仏」 | 113×6×0.5 061 |



09	「十三」	120×8×0.5 061	09	「十三」	119×7×1.2 061
00	「十三」	(109)×7×0.7 061	08	「十三」	116×8×0.9 061
01	「十三」	(105)×8×0.6 061	07	「十三」	(100)×8×0.7 061
02	「十三」	122×7×1.4 061	06	「十三」	126×7×0.4 061
03	「十三」	(73)×8×0.4 061	05	「十三」	(115)×7×0.6 061
04	「十三」	(79)×8×0.7 061	04	「十三」	(85)×7×0.6 061
05	「十三」	(33)×8×0.5 061	03	「十三」	(63)×7×0.7 061
06	「十三」	(37)×(6)×0.4 061	02	「十三」	(49)×8×0.5 061
07	「十三」	(90)×7×0.7 061	01	「十三」	119×8×1.0 061
08	「十三」	(64)×8×0.6 061	00	「十三」	124×8×0.7 061
09	「十三」	138×8×0.5 061	99	「十三」	(85)×7×0.8 061
00	「十三」	126×8×0.7 061	98	「十三」	(55)×7×0.7 061
01	「十三」	(77)×7×0.5 061	97	「大日如来」	118×8×0.7 061
02	「十三」	107×6×0.7 061	96	「大日如来」	121×8×1.0 061



(赤外線デジタル写真)

2002年出土の木簡

64	63	62	61	60
□	□	□	□	□
(32)×(6)×0.5	(80)×(3)×0.6	(101)×8×0.8	(80)×(6)×0.7	(82)×8×0.7
65	64	63	62	61
□	□	□	□	□
127×8×0.9	121×8×0.9	120×8×0.9	118×7×0.7	118×7×0.8
66	65	64	63	62
□	□	□	□	□
125×8×0.5	127×8×0.9	121×8×0.9	118×7×0.7	118×7×0.8
67	66	65	64	63
□	□	□	□	□
(97)×8×0.8	125×8×0.5	127×8×0.9	121×8×0.9	118×7×0.7
68	67	66	65	64
□	□	□	□	□
121×7×1.1	(97)×8×0.8	125×8×0.5	127×8×0.9	121×8×0.9
69	68	67	66	65
□	□	□	□	□
(92)×8×0.7	121×7×1.1	(97)×8×0.8	125×8×0.5	127×8×0.9
70	69	68	67	66
□	□	□	□	□
(82)×8×0.7	(92)×8×0.7	121×7×1.1	(97)×8×0.8	125×8×0.5
71	70	69	68	67
□	□	□	□	□
(82)×(6)×0.7	(82)×8×0.7	121×7×1.1	(97)×8×0.8	125×8×0.5
72	71	70	69	68
□	□	□	□	□
(82)×(6)×0.7	(82)×8×0.7	121×7×1.1	(97)×8×0.8	125×8×0.5

いずれの資料も笹塔婆で、非常に薄作りである。欠損資料が多いが、上端を圭頭もしくは撥形に仕上げている。木取りは板目、椀目が混在し、木取りの差異による上端部の加工の差異や記入文字についての差異は認められなかった。なお、65のように下端が削屑状を呈するものがある。笹塔婆を二次的に加工することは考えにくいので、これは材から笹塔婆を製作する際の削り方に起因する可能性があり、この状態で原形を保っている可能性がある。笹塔婆の製作方法を考える上で参考にならう。

本遺跡出土資料の中で最も多く記入されていた字句は「十三仏」であるが、草書および楷書など複数の字体があり、61、62のように下端に文字と考えられるものが加わるのがみられる。また、64、65は同一の墨書で、判読には至らなかったが「阿弥陀仏」の可能性がある。64、65表面、65もこれと同一の墨書の一部とみられる。その他「十三神」(68)が一点出土しており、神仏混在の信仰形態であったことが推察される。

なお、釈読にあたっては、学習院大学の鎌江宏之氏、奈良文化財研究所の渡辺晃宏氏のご教示を得た。赤外線デジタル写真の撮影は、奈良文化財研究所の中村一郎氏による。

9 関係文献

青森市教育委員会『市内遺跡発掘調査報告書』11(1003年)

(木村淳一)

福井・石盛遺跡^{いしもり}

- 1 所在地 福井市石盛町
- 2 調査期間 二〇〇二年度調査 二〇〇二年(平14)七月～二〇〇三年三月
- 3 発掘機関 福井市文化財保護センター
- 4 調査担当者 天谷賢一・長谷川健一・三澤繁忠・大川進・高木康行
- 5 遺跡の種類 城館跡
- 6 遺跡の年代 古墳時代～室町時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

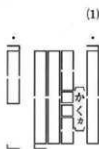


(福井)

調査地は福井市北部、旧北陸道沿いの石盛町集落の東側水田に位置する。「館ノ中」「館ノ前」の字名が残っており、石盛城に比定されている。調査では堀を伴う城館跡の一部が確認され、館内部で掘立柱建物・井戸などを検出している。

出土遺物には、かわらけ・越前焼・瀬戸美濃焼・瓦器・中国製陶磁器・漆塗碗・銅銭・鉄鏝・鉄釘・土師器・須恵器などがあり、大半が一四世紀から一五世紀のものである。木簡は素掘り井戸の埋土中から、かわらけ・越前焼・漆塗碗片とともに出土している。

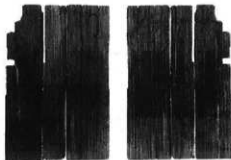
8 木簡の釈文・内容



104×68×11 081

左右両端は欠損している。両面に墨書が認められるが、表面中央やや下部に「か」「く」らしき文字が確認できるだけで、文章はとれない。

(大川進)





(金沢)

石川・畝田・寺中遺跡

- 1 所在地 石川県金沢市畝田西三丁目ほか
- 2 調査期間 二〇〇二年度調査 二〇〇二年(平14)四月～
二月
- 3 発掘機関 財団法人石川県埋蔵文化財センター
- 4 調査担当者 浜崎悟司・岡本恭一・立原秀明・荒木麻理子・
金山哲哉
- 5 遺跡の種類 集落跡(官衙関連遺跡か)
- 6 遺跡の年代 縄文時代～中世
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要
畝田・寺中遺跡は、犀川・大野川河口部の扇状地上に立地する、縄文時代から中世までの複合遺跡である。畝田遺跡・畝田大徳川遺跡の二遺跡と隣接し、調査では三遺跡を便宜上一体として扱っている。本年度の調査は四年目にあたる。

これまでの調査では、弥生時代、古墳時代中期から後期、奈良時代から室町時代の遺構を確認している。遺跡の中心は奈良時代で、建物数棟を確認しているほか、田河道・溝から木簡八点(本誌第二二・二四号)や二〇点以上の墨書土器が出土している。付近には港灣関連遺跡として知られる戸水C遺跡や金石本町遺跡があり、兩遺跡とも何らかの関係を有する官衙関連遺跡であると考えられている。

今回の調査では、新たに縄文時代後晩期の遺構が加わった。また、調査地の北西部で奈良時代のもと考えられる大型掘立柱建物一棟と倉庫八棟を検出し、遺構の面からも官衙関連遺跡の可能性がさらに高まった。

古代の遺物は、遺跡を南北に蛇行して流れる河跡と、その西側を北流する溝から出土している。今回紹介する二点の木簡は、いずれも後者の溝から出土した。この溝は、一九九九年調査で出発関連木簡が出土した(本誌第二号)溝SD〇三一の延長部分にあたる。

8 木簡の釈文・内容

- (1) ・「 田行笠等 横江臣床嶋
 田領横江臣(船カ)以付
 相宮田行率召持采今(船カ)以付

610 2×5×0.5(0.5)

(2) 山村里

□□

2.5 × 1.5 × 2.5

(1)は、下半部を欠損した郡符と考えられる木簡である。差出人は加賀郡司、宛所は田行笠某であろう。現存する中央部に刃物痕跡が確認できるほか、欠損部には裏側から刃物を入れて折りつけたキリオリ痕跡が認められる。郡符木簡の多くが二尺であることから考えると、本木簡はほぼ中央で折られ、廃棄されたものと推測できる。表にみえる「田行」は、本木簡が初出の職名である。裏面の「田領」と同様、田畑の管理に従事したいわゆる郡雑任と考えられる。



(1)

裏面の「□相宮」は神社名を表すものとも考えられるが、本遺跡周辺には比定すべき神社の存在は知られていない。具体的な内容については明らかではないが、加賀郡司から「田行笠□等」宛に、「横江臣床嶋」ならびに「西岡(彪)」、あるいはその他数名の召喚を命じたものであると考えられる。

表裏に登場する二人の「横江臣」については、『日本書紀』にみえる越前国加賀郡大野郷畝田村に住む横江臣成人とその母成刀自女の説話が注目される。宝龜元年(七七〇)のこととして記されるこの説話と、木簡の年代である八世紀中頃から後半は極めて近い時期であり、これまで説話中のこととして語られてきた横江臣の存在

を裏付ける初の出土資料として重要である。

(2)は付札木簡である。上部の半分以上が欠損しているが、キリオリ痕跡が認められないことから、廃棄後の破損と考えられる。□

□山村里」は人名または地名と推定されるが、詳細は不明である。

なお、木簡の釈読にあたっては、国立歴史民俗博物館の平川南氏にご教示いただいた。

9 関係文献

栃石川県埋蔵文化財センター『石川県埋蔵文化財情報』三・四号

(11000年)

(金山晋哉)

文化財写真真に携わる人の必携マニュアル

『埋文写真研究』一四号

埋蔵文化財写真真技術研究会編

巻頭言

西村 康

シンポジウム記録 「今なぜ銀塩か？」

編集委員会

白黒多階調印刷紙での再現

井本 昭

デジタルデータからのネガ出力

玉内公一

DTPのための図面原稿

宮内康弘

新品ストロボの発色

中村 一郎

他

在庫状況のお知らせ

頭価 一―四号 品切れ 五―八号 三五〇〇円

九号 三〇〇〇円 一〇―一四号 三五〇〇円

送料 一冊―四冊まで 五〇〇円

五冊―一〇冊まで 一〇〇〇円 一一冊以上 無料

ご注文は、当研究会まで直接お申し込みください。

ご送金は、郵便振替でお願い致します。

宛先 〒六三〇―八五七七 奈良市二条町二丁目九番一号

奈良文化財研究所気付 埋蔵文化財写真真技術研究会

電話 〇七四二―三〇―六八三八

郵便振替 口座番号 〇一〇五〇―九一九九三〇

埋蔵文化財写真真技術研究会宛



(柏崎)

新潟・下沖北遺跡

- 1 所在地 新潟県柏崎市大字下方字下沖
- 2 調査期間 二〇〇二年(平成)四月一〇月
- 3 発掘機関 財新潟県埋蔵文化財調査事業団
- 4 調査担当者 山本 肇
- 5 遺跡の種類 集落跡
- 6 遺跡の年代 中世(一三世紀一四世紀)
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

下沖北遺跡は、柏崎市街の西を流れる鶴川河口から約二kmほど内陸に入った標高約二・五mの沖積地上に立地する。一般国道八号柏崎バイパスに係る試掘調査に伴って発見され、調査地点は鶴川に接する自然堤防上である。河川改修以前の鶴川は遺跡周辺で蛇行していたため、季節風などによって河口付近の砂丘形成が著しくなっており、河口部が閉ざされたに近い状況

になると、遺跡付近は冠水し、鶴川の自然堤防東側にある氾濫性後背湿地は湖沼化した。このため湿地部分には「鏡ヶ沖」など水に関する地名がみられる。古代の木簡が出土した箕輪遺跡(本誌第三二号)も本遺跡から約一km離れた「鏡ヶ沖」付近に所在する。

中世には鶴川荘が所在し(『吾妻鏡』文治二年六月二日条の「三箇間庄々未進注文」が初見)、本遺跡はその荘域内に含まれる。周辺には中世の遺跡が多く確認され、その大半が鶴川の自然堤防上や丘陵沿いの沖積地などに集中し、珠洲焼や青磁片など出土する。下沖北遺跡の北側約五〇〇m下流、横山川という小河川との合流付近には琵琶島城(現・柏崎総合高校)が所在する。暦応四年(一三四一)守護上杉憲顕に従って入国した披官・宇佐美氏の居城で、この他に付近には城館が見られない。こちらは柏崎市教育委員会の調査により、一四世紀中頃から一六世紀にかけて存続した可能性が指摘されており、本遺跡はそれに先行するようにも思われるが、この点を明示する資料は見出せず、両者の関係は不明である。

調査の結果、掘立柱建物二九棟、それに伴う井戸二五基、方形竪穴状土坑などを検出した。これらは直交する溝で区画された方形区画内に集中する。ほぼ南北に走る溝は約六〇m、東西溝は約二〇m分を検出し、後者は鶴川の現河道内に延びるため、全容は明らかでない。遺物としては、珠洲焼・青磁などの陶磁器類、漆器類などの木製品、砥石・鐔・鉄滓・輸入銭などが出土している。カワラケの

ような土師質の土器が圧倒的に多く、一三世紀から一四世紀と一六世紀の二時期のものがみられる。日常具が多いのに対して祭祀具が少なく、箸状木製品が六点和下駄二点が出土している程度である。

木簡は一間×三間の東西棟建物に近接するピットの最下層から出土した。径約三〇cm深さ約一五cmの柱穴で、土器類が共存しないため年代を明示できないが、径九・五cm、長さ四四cmの柱根と、先端部を尖らせた径四cm、長さ二二・五cmの杭が共存している。

8 木簡の釈文・内容

(1) 〔・〕く。〔・〕く。蘇□□菜子孫

〔・〕く。〔・〕く。(墨点五アリ)

71×34×4.05

上端を円頭状に形作り、左右から切り込みが二段入る。上端から一・三cm下に直径二mmほどの穿孔が認められる。下端は刃物により切断されており、右側面も一部欠損する。調整は表には明瞭に見られるが、裏には見られない。表の墨痕は非常に薄く、赤外線を用いて漸く確認できる。一方、裏の墨痕は報告書作成時にはわからなかったが、今回再見したところ墨点五つを赤外線で見つけた。穿孔が墨痕と切り合っていないので前後関係を見定めることは難しいが、墨痕が穿孔を避けるように記され、「孫」も下端に収まるので、元々あった上端部の形状や穿孔を利用して、二次的な転用で記されたと思われる、蘇民将來符としては原形を保っていると判断される。

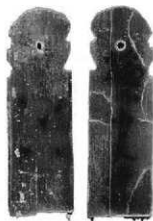
「蘇」と「來」の文字間が約一文字分ほどしかないが、「子」が判読できるので、蘇民將來の呪符と推測した。裏面には五芒星をかたどった墨点が五つみられる。新潟県内で、これに近い形状の蘇民將來木簡の例としては、笹神村腰道遺跡の例がある(本誌第三号)。また、穴に糸を通して護符として用いた後に、木釘で隙などに打ち付けた使用例が長岡京跡で報告されている(本誌第三号)。しかし、そうした使用法を本木簡で想定した場合、疫病除けの役割を指摘される蘇民將來符の性格と、柱穴の最下層より埋められて出土した地鎮的な状況は符合しがたく、本木簡の性格は不明とせざるを得ない。

9 関係文献

新潟県教育委員会・財新潟県埋蔵文化財調査事業団「二枚国道8

号柏崎バイパス関係発掘調査報告書Ⅱ下沖北遺跡Ⅰ」(二〇〇三年)

(田中一穂)



新潟・浦廻遺跡
うらまわり

- 1 所在地 新潟県白根市大字戸頸字浦廻
- 2 調査期間 二〇〇二年(平成14)五月一―10月
- 3 発掘機関 (財)新潟県埋蔵文化財調査事業団

- 4 調査担当者 本間克成
- 5 遺跡の種類 遺物散布地
- 6 遺跡の年代 中世
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(新 津)

浦廻遺跡は、国道八号白根バイパスにかかる試掘調査(本誌第二四号)で発見された遺跡である。信濃川の支流である中之口川が形成した自然堤防とその後背湿地の接点に位置し、標高はマイナス一・〇mを測る。付近にはほぼ同時期の馬場屋敷遺跡が所在する。中世荘園青海荘の遺構地で、その北端近くに位置していたと推測される。

今回の調査は、試掘調査

を受けて実施した本調査にあたる。検出した遺構は、大型の土坑三基と臥状遺構二区画で、柱穴や建物、溝などの人工的な構築物はみられない。遺物も大半が木製品であり、漆器類・曲物・下駄・草履芯・扇の他に、陽物形・刀形などの祭祀具がある。土器は底板のない柄杓とともに、その底として転用されたような土師質土器一点だけである。他に、頭頂骨二点をはじめとする人骨数体分と獣骨が出土している。獣骨は大半が犬であり、一点のみ鳥の可能性が指摘されている。こちらは整然と骨が原状を保った状態で検出されている。これに対し、人骨は壮年男子二体分と性別不詳の六・七歳小児という二体分が明らかとなっている。人骨の中には、鋭利な刃物で切り付けられて治癒の形跡もなく、受傷後まもなく死亡した傷跡を残すものや、犬などの鳥獣によって骨端部の軟骨がけがられた痕跡を残すものなどがある。全体的には死亡時の原状を保たず、解剖学的に正常な位置関係を保っていないのが特徴である。

木簡は、遺物包含層にあたるⅢ層の灰色粘質シルトと砂の互層から六六六出土した。この他に墨痕はないが形状から塔婆や木簡であることが明白なものが四二点あり、これら計一〇八点は一連の遺物と考えられる。地形が南に向って緩やかに傾斜することも関係してか、木簡の出土は調査区内の南側に集中する。年代は、元応二年(一二三〇)の年紀を記す木簡が出土しており、包含層の付近に含まれる木材で行なったC¹⁴(放射性炭素)年代測定の結果(二二八〇年



(43)



(42)



(1)



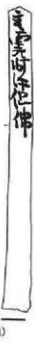
(2)



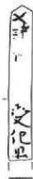
(3)



(11)



(65)



(46)



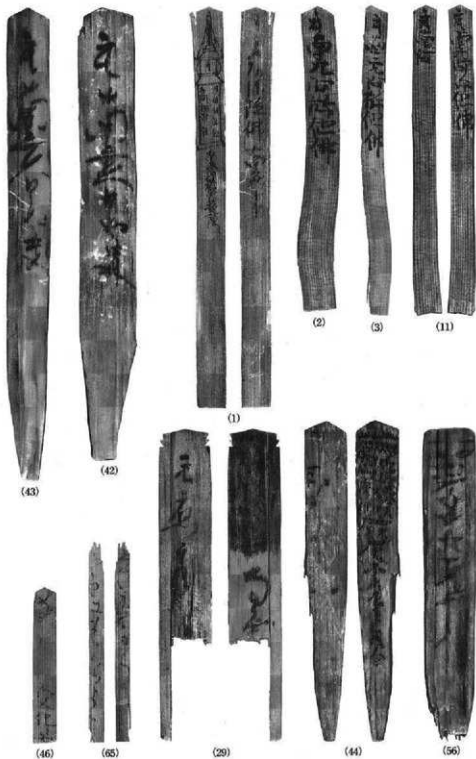
(29)



(44)



(56)



- 40 「^(イ)南無大日如来」 (318)×31×3 051
- 41 ×南無大日如来 (218)×33×4 051
- 42 「^(イ)南無大日如来」 252×33×6 051
- 43 「^(イ)南無大日如来」 280×33×4 051
- 44 ・「符籙」急々如律令」 184×24×3 051
- 45 ・「輕於汝等汝等皆覺作仏故四衆之中×
・「瞋恚心不淨惡口罵詈言是無智比丘× (152)×13×1 019
- 46 「又諸^(易カ)×^(易カ)」 (92)×13×2 019
- 47 「^(イ)住者有也」 (92)×11×2 019
- 48 「^(イ)」 (104)×41×3 019
- 49 「符籙」急々如律令」^(住カ) 290×36×7 051
- 50 「符籙」急々如律令」 256×27×3 051
- 51 「符籙」急々如律令」 256×29×4 051
- 52 「^(イ)符籙」急々如律令 出所」 240×35×4 051
- 53 ・「^(イ)急々如律令」 257×29×4 051
- 54 ・「^(イ)にし」 158×25×4 051
- 54 「符籙」急々如律令」 158×25×4 051
- 55 ・「^(イ)符籙」 197×47×4 019
- 56 ・「^(イ)☆」 (97)×47×4 019
- 57 「人面相」☆^(イ)」 (181)×30×6 019
- 58 「^(イ)南無^(イ)」 282×27×2 051
- 59 「^(イ)南無^(イ)」 311×29×3 051
- 60 「^(イ)南無^(イ)」 284×26×3 051
- 61 ・^(イ)」 (262)×25×5 051
- 62 「^(イ)」 313×29×3 051
- 63 「^(イ)」 307×35×4 051

63



574×10×1 061

64



(323)×(118)×5 081

65



「しんいか(於保カ)
 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」

(112)×(9)×1 081

66

「V(墨彩)」

362×14×3 061

一括出土した(1)~(11)の中でも(2)(3)は裏面どうしが密着し、(4)(9)も年輪幅が一致するので、各々同一の材から作成したものである。(1)だけは他の一〇点を代表するようにやや大きく、そうした形状の特徴を考慮しつつ他の一〇点の記載内容に従って、多宝塔の絵の記載されている方を表とした。多宝塔内の割書は「妙法蓮華経」方便品第二である。また、他の一〇点と「南無十王」の対応は容易に推測され、十王思想を示している。「地藏十王経」などの経典や十王図によって、これまで鎌倉時代に定着したとされる十王思想と地藏菩薩の信仰を木簡で提示した初めての資料と思われる。(1)は「南」の下に非常に小さく「无」が記されている。最初に書き誤って「南

阿」と書いてしまい「无」を追記したが、改めて表に書き直したものである。他に(1)を除く一〇点は「陀」を「他」と記し、(7)だけは「无」を「無」と書いている。

(1)も塔婆頭であるが、04-09の六点は(1)~(11)の一点から約1cm離れて一括して出土した。他に、「大日如来」を記した木簡の中には同筆関係が認められるものがある。(2)と(3)は梵字・「大日」などから同筆と見なされる。(4)と(11)、(9)と(8)も「南」もしくは「大」の近似性から同筆の可能性が高い。こうした同筆関係から、二点もしくは四点以上で使用されたと思われる、木簡を記した人物も二人以上の複数であったことを示している。

年紀のある(4)、(11)、及び(8)は、木簡の上端部を墨彩する。墨彩の長さは(4)の4cmから(11)の1.2cm以上までである。塔婆の頭部を墨彩する例はすでにいくつか報告されているが、それらはすべて上端部の二・三cm程度を塗るのに対して、本木簡群は非常に長く墨彩されているのが特徴である。これはと長く墨彩する理由など詳細については未だ不明である。(1)~(11)、(8)は墨彩のみで文字は記されていないが、墨痕のある資料として一括性が高いので合わせて掲げる。

(4)は柿経である。(8)は既に「妙法蓮華経」經常不軽菩薩品第二十と報告したが、(11)には従地踊出品第十五が記されている。(1)も経典の一文のように考えられるが、具体的な典籍名は判明していない。いずれも完存せず自然に折れたと思われるが、特に(1)だけは刃物で

下端部を切断したことが明らかである。④①②は梵字を重ねて記す木簡で、同様の類型は群馬県世良田諏訪下遺跡などでみられる（本誌第一五号）。なお、④①②は墨裏部分の一部が、風化の遅れのため一段高くなり、浮き出た状態を明瞭に読み取ることができ、使用後、一定期間そのままの状態で放置されて風雨に晒されていた状況が推測される。

④④と④⑤の九点は呪符である。④④の符籙は、水野正好氏によれば「修験深秘行法符咒集」や「深秘集」で「疱瘡呪」の符とされているものに類似する。鎌倉市小町一丁目一〇七番地遺跡出土の同様のもの（本誌第一〇号）と比較すると、④④では符籙の最後に「子」が余計に記されているのが特徴である。④⑤は右側面の下端部に転用前の穿孔の痕跡を残す。④⑥の裏面は長野県石川桑里遺跡出土の呪符（本誌第一四号）と同様に方角を記したものとと思われる。④⑦は墨痕を切るように上端部に穿孔があり、下端は斜めに刃物によって落とされている。縦にも三分割されているが、こちらは人為的なものではない。④⑧は呪句のような文字は記されていないが、上端部に人面のように目が記され、中央付近には五芒星が見出せたので、呪符とした。その他、判読できなかったものも少なくないが、④⑨は梵字五文字が記され光明真言の可能性もある。④⑩も縦に割れているが、人為的なものとは確認できなかった。一方、④⑪は仮名を記し、④⑫は横書きになっている。但し、両者とも文章をして判読したもので

はなく、墨痕から相当する仮名文字を推定したに過ぎない。

これらの木簡には柿絵や梵字が見られることから、記したのは僧侶に類する宗教者であり、複数の同筆関係から何人かによるものであることも間違いない。ただ、宗派などの具体的な様相は未だ判明していない。(1)の多宝塔塔婆などの木簡から本遺跡の性格を考えると、葬送に関わる可能性が指摘される。中世の葬送は夜間に行なわれるが、共伴遺物の中に行燈状の灯明具があることが注目される。

他に頭部墨影の長さからも塔婆類が手厚い葬送の様相を示していると思われ、これらが用いられた状況として、厚過ぎた葬送や道善供養の様子が推測される。勝田至氏が指摘するように中世の葬送は身内だけで行なうものなので、近隣村落の民衆が行なったのであろう。近隣に城館が見られず、出土遺物でも石塔類が全くないことなどを考慮すると、一ノ谷遺跡のような集団墓とすることも難しい。骨に火葬痕跡が見えないことから、勝田氏の指摘する遺棄・風葬する場であったと考えられよう。但し、注目しておきたいのは、六歳という幼児の頭頂骨が出土し、④④のような病眼に関する木簡があつて病死者も推察される点を重視すると、単なる葬送地ではなく、幼児や病死者など往生できず、中世では異常死とされた人々の葬送地の可能性も考えられる。また、本遺跡の立地を重視すると「河原者」と呼ばれた非人¹被差別民が存在した可能性も考慮される。このように塔婆類は鎌倉末期の地方村落における葬制を示している。

従来、中世の葬送研究は、石塔に代表される身分層を対象とし、しかも京都や鎌倉といった都市が中心であった。それに対して、本木簡群は地方村落におけるものであることは確実であり、さらには身分層や、文献史料に見出しがたい往生以外の葬送形態を示す可能性も含む。「弘法大師行状絵巻」第二八紙に近い実情と推測され、その重要性が見出される。

なお、木簡の釈読とその解釈にあたっては、新潟大学の矢田俊文氏他の新潟県内の中世史研究者の方々、助元興寺文化財研究所の狭川真一氏のご教示を得た。

9 関係文献

新潟県教育委員会・助新潟県埋蔵文化財調査事業団「二枚園道8号白根バイパス関係発掘調査報告書 浦羅遺跡」(2003年)

(田中一穂)

新潟・草野遺跡^{くさの}

- 1 所在地 新潟県北蒲原郡中条町赤川
- 2 調査期間 二〇〇二年(平成)六月
- 3 発掘機関 中条町教育委員会
- 4 調査担当者 水澤幸一
- 5 遺跡の種類 官衙跡・自然流路
- 6 遺跡の年代 奈良時代末期―平安時代初期
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要





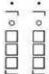



(中条)

調査地は現在平野に立地するが、河川蛇行部の葦原の微高地に築かれた遺跡である。今回の調査は県営圃場整備事業に伴う水路部分の調査で、幅三m長さ七七m、面積は二三一㎡である。調査の結果、川跡、川柱、穴・溝などを検出したが、建物の規模などは不明である。木簡は全て川跡から出土した。上流にあたる東側の川から「九九」木簡(1)が出土したほかは、いずれも下

流にあたる西側の川跡から出土した。遺物の多くはこれらの川跡からの出土で、東側の川からは、大量の須恵器や木製盤・大型土物などとともにしがらみ遺構を検出した。西側の川からの出土遺物は少ないが、木簡のほかには香燵などの木製品が出土している。

8 木簡の釈文・内容

- (1) ・六八冊八 五八冊 四八冊三 三八

 (253)×28×4 019
- (2) ・□□一年□猪油一。
 升 荏 升

 (171)×32×4 019
- (3) ・□□

 (171)×32×4 019
- (4) ・[右人] [仍方]

 (91)×30×2 019
- (5) ・[]

 92×31×6 011
- (6) ・[]

 (178)×17×6 019

- (6) ・[]

 (180)×16×2 001

(1)は下端を欠いており、両面に八の段の九九が書かれている。四八冊三という間違いがみられる。九九木簡としては新潟県内初例である。(2)は二つに割れており、上端を欠く。下端近くに孔を穿つ。物品及び数量が書かれ、裏面には月日が認められる。物品進上札である可能性がある。(3)は縦に二つに割れており、下端を欠く。(4)は文字が判読できないが、両面に墨痕が認められ、上端に孔が穿たれている。(5)は上を、(6)は上下左右を欠く。

なお、釈読は、長岡技術科学大学の相沢央氏の指示による。

(水澤幸一)



(2) 表

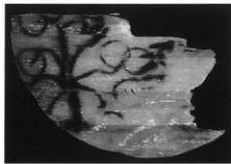
(1) 表 (部分)

新潟・下剱遺跡出土の果樹の絵を描いた曲物

下剱遺跡は、新潟県上越市大字米岡字下剱の、飯田川西岸の標高約一三・八mの旧河川の自然堤防上に位置する古代から近世の集落遺跡である。朝新潟県埋蔵文化財調査事業団が二〇〇二年に実施した調査の結果、溝で菱形に区画された屋敷地を確認し、その中に掘立柱建物一四棟、井戸二四基を検出した。年代は、出土した珠洲焼の編年から、一三世紀後半から一四世紀が中心である。ここで紹介する実をつけた果樹の絵が描かれた曲物底板は、残存径六六mm厚さ四mmで、井戸S E二一九の最下層から出土した。文字の記載はない。径の大きさから柄杓のような小型の曲物と思われる。表は明瞭に調整され滑らかであるが、裏に調整はなく、曲物として用いた時のままである。欠損に刃物などによる人為性は見られないが、底板の半分以上を失っており、そのため墨痕も途切れてしまっているが、本来はもう少し絵が描かれていたと思われる。墨痕は表だけに明瞭に残っており肉眼でも十分に観察することができる。共存遺物には、木釘穴が二カ所ある箱板一点がある。他の層の遺物には箸状木製品一点と珠洲焼の片口播鉢片一点がある。

描かれた果樹については、桃の可能性を想定している。埋井の祭祀に伴うと考えられ、「埋めてよし」の「ウメ」の音通から、梅が描かれた可能性もあるが、梅の実を祭祀に利用することは少ない。これに対して桃は、「古事記」の神話に妻イザナミを追ったイザナギが鬼に追いかけて黄泉国から戻る途中、黄泉比良坂でその坂本にある桃の実を鬼にぶつけて退散させた伝説や、平安・鎌倉時代以降の追儺会において鬼を追い払うのに桃の弓を用いるなど、古代以来祭祀に多く用いられ、邪気を祓う霊木とされている。また、三浦圭一氏が指摘するように中世においては井戸を他界（冥界）への入口と考える観念が見出され（岡氏「日本中世民間史の研究」都立問題研究所一九九〇年）、井戸埋土の出土品として桃の種子が検出されることも考え合わせると、井戸の廃絶に際して、他界への境界に当る井戸で邪気を封じる役割を期して桃の果実を描いて廃棄したと推察される。柄杓のような曲物の底板に描かれていることも、廃絶に伴い不要になった柄杓を利用したと考えると理解しやすい。井戸を埋めるにあたり、日頃使用していた柄杓の底板を転用して、そこに他界に対する祭祀性のある桃の果樹を描いて祓ったものと考ええておきたい。

(田中一穂)



島根県古代文化センター編集・発行

『山陰古代出土文字資料集成』Ⅰ（出雲・石見・

隠岐編）の刊行

本書は、島根県関係の古代出土文字資料を集成した資料集である。第一部古代出土文字資料集成では、まず文字資料が出土した遺跡ごとに1所在地、2調査機関、3遺跡の概要、4文字資料出土状況、5文字資料の内容、6文献の各項目が記述され、遺跡位置を示した五万分の一地形図を付す。続いて文字資料一覧表として、遺物の種類ごとに（A墨書土器・文字瓦・木器、B木簡・漆紙文書・銘文大刀）一覧表を掲げ、さらに実測図・写真を掲載する。概ね「木簡研究」のスタイルによりつつ、出土文字資料全般、特に墨書土器を対象とするために、釈文と図版を一覧表化したもので、一つのスタンダードとなり得る体裁といつてよい。

第二部は論考編で、関和彦「蛇喰遺跡と忌部神戸」、野々村安浩「土器記載のヘラ書き文字についての考察」、森田喜久男「臼坏遺跡出土木簡について」、平石充「出雲・隠岐国出土の墨書土器について」の四編を収録する。

A四版一九〇頁、二〇〇三年三月刊 頒価二〇〇〇円
申込先 島根県文化財愛護協会（島根県教育庁文化財課内）

TEL〇八五二二一五八七九

『木簡研究』在庫状況のお知らせ

価額

一・四・七号 品切れ 五・六号 三五〇〇円
 八・二二号 三八〇〇円 一三三号 四三〇〇円
 一四・一五号 四五〇〇円 一六・一三三号 五五〇〇円
 二四号 五〇〇〇円 (五・六号は残部僅少)

送料

一冊 六〇〇円 二冊 八〇〇円 三冊 一〇〇〇円
 四冊 一二〇〇円 五〜一〇冊 一五〇〇円
 一一〜二〇冊 二〇〇〇円

◇個人でのお求めは代金前納です。代金と送料を郵便振替
 〇一〇〇〇一六一五二七 木簡学会
 までお送りください。

◇公的機関の場合は代金後納で結構です。

左記の銀行振込が右記の郵便振替でお願いします。

口座番号 みずほ銀行西大寺出張所

普通預金 一一一〇三二一五

口座名 木簡学会 佐藤宗諱(さとう そうじゅん)

お問合せは左記へどうぞ

〒六三〇一八五七七 奈良市二条町二一九一

奈良文化財研究所平城宮跡発掘調査部史料調査室気付

木簡学会

電話 〇七四二一三〇一六八三七

福岡・下月隈C遺跡群

しもつきま

1 所在地 福岡市博多区月隈丁目

2 調査期間 第七次調査 二〇〇一年(平13) 四月～二〇〇二

年三月

3 発掘機関 福岡市教育委員会

4 調査担当者 山崎龍雄・寛牧宏行

5 遺跡の種類 集落跡・水田跡

6 遺跡の年代 弥生時代～中世

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(福岡)

下月隈C遺跡群は、福岡平野を形成した御笠川の右岸沖積地に広

がり、大宰府から北西約一〇km、席田郡内に位置する。水城東門から発した官道は、当調査地点から御笠川を隔て約一・二km離れた位置を通ると推定されている。

木簡が出土した第七次調査は、一九九八度から実施している福岡空港調節池建設に伴う一連の発掘調査であり、二〇〇二年度末までに約6haの調査を終了している。調査では洪水砂に覆われ重層した三面の遺構面から、弥生時代から中世までの集落、水田遺構を検出した。

木簡は、第二面で検出した旧河川S R七三五に構築された堰から、齋串と重なりあった状態で出土した。旧河川S R七三五の埋没時期は八世紀後半と考えられ、木簡の廃棄時期の下限を示す。二〇〇二年度の第八次調査の成果を含め、このS R七三五には互いに近接した三方所に堰が改築されていたことが判明した。堰周辺からは曲物などの木器のほか、墨書土器・人形・人面土器も出土している。墨書土器には「美」「依」「戊」「香」がある。

なお、二〇〇〇年度に実施した西側の第六次調査では、九世紀以降の遺物を含み埋没時期がS R七三五より降る旧河川を検出している。ここからは護岸杭列に絡んで大型の人形・齋串、「大」と書かれた墨書土器などが出土し、また第八次調査ではこの旧河川の延長から「里長」と読める墨書土器が出土している。

8 木簡の釈文・内容

(1) 三人右為皇后宮職少属正八位上

□□^{〔脚カ〕}力者宜知状限今日戌時□進來御□到奉行^{〔示カ〕}

(55) × 4 × 0.95

上部は折れて欠損している。下端は網線に付してやや斜行している



(赤外線デジタル写真)

るが、表裏から削り込まれ丁寧に切断されていることから、廃棄時ではなく当初からの成形と思われる。全体に湾曲した歪みが生じている。

表面は上部が欠損し不明であるが、三人の名前が書かれていた可能性がある。内容はこの三人に「皇后宮最少属正八位上」の官人のために何かの役割を果たすように命じたものと考えられる。運筆は「為」までは太字であるのに対し、「皇后」以下を意識的に細字で丁寧に書いた感がある。なお、天平二〇年（七四八）の皇后宮職牒（大日本古文書三、二二五頁）には「行」が付された正八位上行少属土師宿祢がみられる。

表面は上部の文字が欠損し不明であるが、割書がみられ、続いて「脚力」の者に「今日戌時」という切迫した期限をきり、最後に「奉行」と書止めて命令を下している。「脚力」の上は「馬」の可能性があり、また「戌時」の下は一字か二字か判然としない。

「奉行」の具体的な内容はわからないが、袴袂遺跡出土の木簡からうかがわれるような、皇后宮職の財源となった封戸や出挙稲の経営に関わる内容であった可能性もある（本誌第一一〇号、「袴袂遺跡」兵庫県文化財調査報告 第一九七号）。

貞観九年（八六七）の高子内親王家莊陳案（平安遺文、一五四号）、貞観一〇年の筑前国陳案（同一五七号）、観世音寺陳案（同一五八号）、内蔵家博太莊陳（同一六〇号）、貞観一一年の大宰府田文所檢田文案

（同一六二号）には、高子内親王（貞観八年、仁明天皇の皇弟）家の所領が本遺跡の位置する席田郡内に存在していたことを記す。推測の域を出ないが、これ以前にも席田郡内に皇族と結びついた領地があったことも考えられる。

木簡の釈読にあたっては、京都橘女子大学の狩野久氏と九州大学の坂上康俊氏のご教示を得た。

（寛政室刊）



(福岡)

高畑遺跡は、福岡平野を北流する御笠川西岸の洪積台地、ならびにその裾部分に位置している。既往の発掘調査でも、木簡・墨書土器などが出土している(高畑庵寺。本誌第五号)。第一七次調査は、道路新設に伴うもので、二〇六四㎡を調査した。その結果、古代の大溝、中世の水田遺構を検出した。

福岡・高畑遺跡

たかばたけ

- 1 所在地 福岡市博多区板付六丁目
- 2 調査期間 第一七次調査 一九九八年(平10)九月―一九九九年三月
- 3 発掘機関 福岡市教育委員会
- 4 調査担当者 大庭康時
- 5 遺跡の種類 大溝・水田跡
- 6 遺跡の年代 八世紀―十三世紀
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

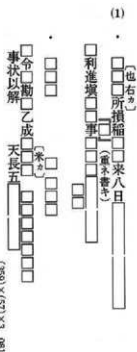
古代の大溝は、調査区西側の中位段丘に沿って流れていたもので、幅八・五―一・五mを測る。周辺の既往の調査成果からみて、人為的に掘削された可能性がある。掘削時期は八世紀前半で、一〇世紀頃に埋没したと考えられる。

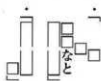
(1)は、大溝埋土の中心、九世紀代の堆積層から出土した。九世紀代の流路に属する。大溝から出土した遺物には、一〇世紀代の上層から「子」と墨書した土師器、木製人形が、九世紀代の中層から「什」「田」「下」の墨書土師器、墨書須恵器(判読不能、人面墨書土器、絵馬が、八世紀前半以降の下層からは「常陸」「厚」などの墨書須恵器、人面墨書土器などがある。

(2)は、中世の自然流路のうち、一二世紀以降一四世紀までの間に堆積した砂層中から出土した。

8 木簡の積文・内容

古代の大溝





2.5 X 0.9 X 0.2 cm

(1)は緩く湾曲した縁辺に沿って、二孔一対の穿孔があるので、折敷の底板を転用したものと思われる。遺存部位からみて、冒頭と末尾のそれぞれ二行分が残ったものである。墨書は、比較的鮮明だが、判読できない文字が多い。天長五年(八二八)の紀年をもつ稲の損失の補填に関わる大振りの文書木簡であるが、断簡のためまとまった意味を読みとるには至っていない。

(2)は櫓の檣目材である。上・下端は遺存するが左右は欠失し、本来の形状はわからない。墨痕は鮮明だが、ほとんど判読できない。

なお、釈読にあたっては、九州大学の坂上康俊氏、山口大学の橋本義則氏のご教示を得た。

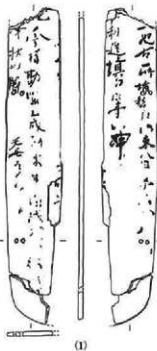
9 関係文献

福岡市教育委員会『高畑遺跡一七次』(福岡市埋蔵文化財調査報告書六七六、二〇〇一年)

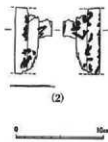
(大庭康時)



(1) 部分
(赤外線デジタル写真)



(1)



(2)



(前原)

- 1 所在地 福岡市西区大字桑原
- 2 調査期間 第一八次調査 一九九九年(平11) 一〇月―二〇〇二年一月
- 3 発掘機関 福岡市教育委員会
- 4 調査担当者 吉留秀敏
- 5 遺跡の種類 水田跡・製鉄跡
- 6 遺跡の年代 古墳時代、七世紀後半―一三世紀
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

元岡遺跡群は、福岡市の西端、糸島半島の山間部に所在する。付

近は花崗岩基盤の標高一〇〇m以下の丘陵地帯で、小河川により樹枝状に浸食されている。一八次地点は、七次地点(壬辰年)木簡出土、本誌第二号)や一五次地点(解除(艘)木簡出土、本誌第二号)と、二〇次地点(大正元年)木簡など

福岡・元岡・桑原遺跡群

もとあか
くわばら

出土。本誌第二三号)のはば中間にあたる。一五・二〇次地点と同じ大原川沿いで、付近で東西に流れる大原川から南に開析された幅約一〇〇m奥行き約三〇〇mの谷筋である。調査はこの谷の中央から東側にかけての一六八〇〇mを対象とした。標高は約二二―四〇mである。

調査の結果、五面の遺構を確認した。第一面は中世末から近世、第二面は古代末から中世前期、第三面は古代後期(主に奈良時代)、第四面は古墳時代後期から古代前期(飛鳥時代)、第五面は弥生時代以前である。第三・四面では谷奥の斜面に大規模な造成を伴い倉庫・建物群・製鉄施設などが造られる。また谷底には湧水点付近に石敷き井戸や陸橋、池状の貯水遺構などが造られる。池状遺構から須恵器・土師器などの土器類、金属製品、木製品が多数出土した。「官」「広刀自」の墨書がある須恵器や、鞍の部材「居木」などもある。

木簡は谷底に造られた貯水遺構から出土した。第四面下部の黒色有機質土からの出土である。木遺構では他に、墨痕のみの切片二点と、墨痕のない荷札状に加工された板材が出土している。

8 木簡の釈文・内容

(1) □ ◻ ◻

(79)×24×3 039

一端に切り込みをもち、文字の方向からいうと上部を欠損してい

る。離れた二カ所に文字が認められるが、釈読できない。文字の一部が端部の切り込みに切られており、荷札状に二次利用される前の墨書とも考えられる。

9 関係文献

福岡市教育委員会「九州大学統合移転用地内埋蔵文化財発掘調査概報―丁元岡・桑原遺跡群発掘調査―」（福岡市埋蔵文化財調査報告書七四三、二〇〇三年）



（吉留秀敏）

博多研究会編集・発行

『博多研究会誌』一一号

―博多遺跡群出土墨書資料集成二の刊行

中世の貿易都市・博多から出土した墨書資料の資料集成が、『博多研究会誌』一一号として刊行された。

本書は、一九九六年に刊行された同会編『博多遺跡群出土墨書資料集成一』の続編で、一九九五年から二〇〇一年に刊行された四冊の報告書を対象に、墨書土器・刻書土器と木簡総計九四二点（うち、木簡は博多一〇〇次・一〇三次・一二〇次出土の四点）の一覧表と一点ごとの実測図を収録したものである。

加えて同書には、菅波正人「福岡市出土の古代墨書土器集成」が収められており、市内二三遺跡から出土した二六〇点の墨書土器が、一覧表と一点ごとの実測図で簡便に検索できる。

B五版・一四四頁・二五〇〇円

問い合わせ先

福岡市教育委員会博物館調査事務所 大庭康時氏宛

電話・FAX 〇九二一七二二一〇二八二



(吉野山)

奈良・坂田寺跡

- 1 所在地 一・二 奈良県高市郡明日香村祝戸・阪田
- 2 調査期間 一 第一次調査 一九七二年(昭47)八月～一〇月
二 第二次調査 一九七四年一月～四月
- 3 発掘機関 一 奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部
二 同飛鳥藤原宮跡発掘調査部

4 調査担当者

- 一 代表 坪井清足
- 二 代表 横山浩一
- 5 遺跡の種類 寺院跡
- 6 遺跡の年代 飛鳥時代
— 平安時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要
- 今回報告する第一次・第

二次調査は、一〇次以上にわたる発掘調査のうち最初期に行なわれたもので、後の調査で判明した北面回廊の北方に位置する。第一次調査は東西二カ所の調査区を、第二次調査は南北二カ所の調査区をそれぞれ設定して実施した。第一次西区の南に第二次北区が接続する位置関係にある。調査は二次に分けて実施したが、一連の遺構であり、以下、木簡が出土した七世紀から九世紀の遺構の概略を一括して記す。なお、坂田寺(金剛寺)跡のこれまでの調査の概要については、57・58頁を参照されたい。

七世紀前半から中頃。第一次東区で池SG一〇〇を検出した。深さは1m以上、東岸に高さ約1mの護岸石が積み重ねられていた。池の堆積土から、坂田寺創建期の瓦、七世紀中頃の土器などが出土した。七世紀の伽藍は遺構としては未確認であるが、SG一〇〇からの出土遺物は創建期の坂田寺に由来するものとみられる。土器には「金」「正」と墨書するもの、「太」と漆書するもの、「知」と線刻するものなどがある。「知」は知識の略、「金」は坂田寺の法号である金剛寺の略とみられる。金剛寺という法号が創建に近い時期から用いられていたことを示す資料である。

七世紀後半。溝・土坑などを検出した。第一次西区では土坑SK〇八〇を検出し、同時期の瓦・土器などが出土した。

八世紀前半。溝、掘立柱竪・建物、土坑、石敷、井戸などを検出した。第一次西区では、東流する東西溝SD〇五〇と北流する南北溝SD〇五二を検出した。いずれも石組溝で、SD〇五二の北端はSD〇五〇へ流れこんでT字形を呈する。第二次北区では、井戸SE一一〇Aを検出した。SD〇五二はSE一一〇Aの北側に取りつき、井戸の排水施設として機能していた。これらの石組溝とその周辺から、八世紀前半の瓦・土器などが出土した。土器には「知識」「金」「南「知識」と墨書するものなどがある。

八世紀後半。八世紀前半の遺構の上層で溝や石敷などを検出した。九世紀前半。第二次北区で、井戸SE一一〇Aに重複する井戸SE一一〇Bを検出した。底には角材四本が井桁に組まれ、四隅に角柱が立つ。隅柱の断面は一辺約一七cmである。隅柱には縦に細い溝が施され、この溝に側板が落とし込まれていた。側板は底から五段分が原位位置に遺存しており、地下部分の部材は完全に残っていた。側板は各々長さ約二二五cm、幅約二五cm、厚さ約六cmの板材である。また、井戸が地上に露出する部分で井桁に組まれていた側板が、井戸内に投棄された状態で三枚見つかった。井戸掘形と側板の間には石や瓦が詰め込まれていた。当初掘立柱の井戸屋形が設けられていたが、後に礎石建ちに変更されたことも判明した。SE一一〇Bか

らは神功開宝二年、九世紀前半の土器などが出土した。土器には「坂田寺」「金」「上」「南客」「厨」と墨書するものなどがある。

なお、八世紀以降に造られた井戸・溝などの一連の遺構は、数回の改作を経てはいるが、調査地南側に位置する当該時期の伽藍と方位をほぼ同じくしており、伽藍本体の北側に付属する施設であることがわかる。具体的には、「厨」と記す墨書土器の存在などから、寺院に付属する野を想定するのが妥当であろう。

木簡は、第一次東区の池SG一〇〇から三点、第一次西区の土坑SK〇八〇から一点、石組溝SD〇五二から三点、第二次北区の井戸SE一一〇Bから一点が出土した。なお、SE一一〇Bの井戸枠には書付墨書及び人名とみられる刻書が確認されているが、現在再調査中であり、詳細の報告は別の機会に譲ることとする。また、両調査で出土した七〇点以上の墨書・漆書・線刻土器については、岩本正二・西口壽生両氏の論考「飛鳥・藤原地域の出土遺物」(考古学雑誌 六三二一、一九七七年)を参照された。

8 木簡の釈文・内容

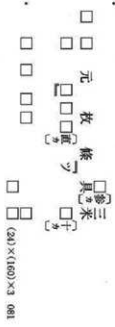
一 第一次調査

池SG一〇〇

(1) 「>十斤」

二 第二次調査

(1)



(1)は、横材の帳簿木簡。上下端折損、左右側面割れ。表面は少なくとも二段で構成されている。下段の一文字目とみられる別筆の部分はやや小振りの文字である。

9 関係文献

奈良国立文化財研究所『飛鳥・藤原宮発掘調査概報』三、五（一九七三年、一九七五年）

同『飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報』一、一七（一九七三年、二〇〇三年）

木簡学会編『日本古代木簡選』（一九九〇年）

（竹内 亮）

直木孝次郎・鈴木重治編

『世界遺産平城宮跡を考える』

↑考古学・歴史学・地質学・環境論・交通論から↓

現在、木簡学会など二四の学会・団体が構成し活動を続けるシンポジウム「世界遺産平城宮跡を考える」実行委員会が、二〇〇一年一月に開催した第一回シンポジウムの記録。内容は左記の通り。

平城宮地下高速道路問題について考える―開会にあたって―
(甘粕健)、古代史研究と平城木簡(佐藤宗諒)、聖武天皇と四都(小笠原好彦)、平城宮跡とユネスコ・世界遺産条約(野口英雄)、世界遺産古都奈良の文化財を大気汚染からまもる(西山要一)、奈良市内のド真ん中に超高速道路が必要か(小井修一)、平城宮と木簡(寺崎保広)、パネルディスカッション「世界遺産・平城宮跡の保全と活用をめぐる」

実行委員会の構成団体の一つでもある平城京を守る会が二〇〇一年一〇月に行なった「守ろう世界遺産・平城宮跡の集い」の記録、及び今回の平城宮跡保存に向けての活動の記録(各学会・団体の要望書・声明など、及び年表)を併載。

四六版並製 三二八頁 カラー図版四頁 図表写真・一〇五点
本体価格二五〇〇円＋税 二〇〇二年七月 関ケイ・アイ・メディア刊

〒三四四一〇〇六七 埼玉県春日部市中央四一九一三八

電話〇四八―七六〇―一八〇八

FAX〇四八―七六〇―一八〇九

長登銅山遺跡出土の銅付札木簡に関する一試論

畑 中 彩 子

はじめに

長登銅山遺跡は山口県美祿郡美東町に所在する、古代から近代の銅山採掘跡である。一九八九年から本格的な発掘調査が実施され、その結果、採掘・製錬関連遺構が検出され、八世紀から一二世紀までの採掘・製錬所および官衙遺跡が当地に存在していたことが確認された。また、須恵器、土師器、土器、鉄製品、製錬関係遺物などとともに、八〇点を超える木簡が出土している。さらに、「からみ」などの成分分析の結果、長登銅山で産出し製錬された銅が、東大寺大仏造営に使用されたことが判明している。⁽¹⁾本稿はこの長登銅山遺跡で出土した製錬関連木簡について考察を加えるものである。

山陰・山陽地方における採掘の起源は古く、文武二年(六九八)周防国によって銅鉱が献上され(『続日本紀』文武二年九月壬午条、安芸・長門二國から金青・緑青を献上させるなど(『同』同年同月乙酉条)、律令国家成立期当初から銅の採掘が行なわれていたことが

知られる。⁽²⁾長門国は「延喜主計式」下に「凡鑄錢年料銅鉛者、備中・長門・豊前等國、毎年採送鑄錢司」と記すように銅の産出国であるとともに、鑄錢司が設置されており、実際に長登銅山で製錬した銅・鉛を用いて錢の鑄造が行なわれていたことが知られる。⁽³⁾長門鑄錢司の設置年代は不明だが、天平二年(七三〇)「周防國熊毛郡牛嶋西汀、吉敷郡達理山所、出銅、試加治練」並堪為用、便令⁽⁴⁾当國採治、以充長門鑄錢」と、周防国内で産出した銅に治練を加え、長門鑄錢に送ることになっており(『続日本紀』天平二年三月丁酉条)、天平四年以前のもつとされる「播磨國郡稻帳」に判官・主典・民領の名前が記されており、天平年間初頭には四等官制を取る組織として成立していたとみられる。⁽⁵⁾

長登銅山遺跡では建物の跡が確認されており、出土した墨書土器の「大家」、木簡の「大殿」という記載から、常任長官が存在する官舎の採掘所であったと考えられている。銅の採掘・治練は、天平二年の周防国の銅産出記事からもわかるように、銅山が所在する国の管理のもと行なわれていた。時代は下るが貞観二年(八六九)

一月に探銅使が廃止された後は国宰が採進を行なうこととしている（日本三代実録 貞観二年二月二〇日戊申条）。八木充氏は、美祿郡司を差出人とする下達文書が存在すること、春米などが常食用として供給されていることから、美祿郡家を経出した、長門国府による管轄であったと述べており、⁽⁷⁾ 妥当な見解と思われる。

さて、長登銅山遺跡から出土した木簡は一九九八年段階で計八二八点、このうち正式報告書および「木簡研究」で釈説が示されているものは一五〇点余である。木簡の記載内容は、食料支給に関するもの、銅の製錬に関するもの、探銅所経営に関するものなどがあり、文書様木簡（符）、記録木簡（出来高、上日、炭の収納簿、食料支給）、封緘木簡、付札木簡（銅、附米・春米）など様々な類型がある。年紀のあるものは十三点あり、「和□□年」（和銅四年か）、「神龜三年九月廿九日」から「天平五年」にわたり、天平年間ものが十一一点ある。ただし、和銅・神龜の年紀をもつ木簡は庸米木簡であり、製銅に関わる木簡は天平年間が中心である。

生産された銅インゴットに付けられたと思われる木簡、いわゆる銅付札には「太政大賤」や「節度使判官」などの銅の送付先が記されており、古代の銅の流通を示す、優れた史料となっている。このような長登の出土木簡については八木充・佐藤信尚氏が、銅山経営、東大寺大仏造営との関わりから、その送付先について検討している。しかし銅の製錬、工人の管理について記した横材木簡など、古代採

銅施設における生産・管理状況を極めてよく伝える木簡群であるにもかかわらず、木簡そのものの機能についての考察は不十分である。これらの木簡の使用法を明確に分析することにより、木簡に記された宛先や探銅所経営を初めて理解することが可能となるのではないか。

よって本稿では、長登銅山遺跡で出土した製銅関連木簡（本稿では便宜的に「長登木簡」と呼称する）を中心に、古代官営施設で使用された木簡について、その機能に着目し、考察を加えていくことにしたい。

一 製銅関連木簡の形状と用法

1 長登製銅関連木簡研究の課題

長登銅山の製銅関連木簡は、大きく付札木簡と記録木簡の二つに分類でき、銅の生産状況を管理・記録するために作成されたものと考えられる。

一般に（付札）木簡は、付札と荷札に分けられ、どちらも物品に何らかの情報を付加する役割を果たすものである。⁽⁸⁾ これまで平城京などで出土した荷札木簡は、生産地ではなく、送付先（消費地）で発見されたものであり、その荷を納入先に送付する際に、その物品名ならびに進上者を明確化することを目的とするものであった。さ

らに、進上先で保管・分類するために改めて整理用の付札が作成され、付けられたことが指摘されている。⁽¹⁾一方長登出土の銅付札は、木簡そのものの成形が採銅所で行なわれたかは不明だが、少なくとも記載の文字は長登で書かれたものと考えられる。これらは銅の生産現場で付けられ、取り外された木簡として、非常に興味深い題材である。貢進物の荷札については、郡家段階で作成されたとする今泉隆雄氏の説と、国・郡とその下の郷で作成されたものも存在するという東野治之氏の説がある。荷札と付札の違いはあるが、長登木簡のように生産の現場で記入するものがあることも併せて考える必要があるだろう。

記録・出納に関する木簡については、長屋王家木簡を題材に、機能面からの分析が渡辺晃宏氏、森公章氏、藤浦令子氏などによってなされている。⁽²⁾詳細は長登木簡と併せて後述するが、生産や出納の管理という側面で長登木簡と共通点が見出せる。記録木簡の記載内容や形状は多岐にわたり、これらの木簡を個別に分析するとともに、複数の形状の木簡を組み合わせて利用した可能性を考えなければならぬ。

さらに「正倉院文書」などの紙の文書と木簡との比較が山口英男氏によって整理されるなど、紙・木簡ともに、機能論としての検討が注目されている。山口氏は、正倉院の写経所文書には発信者のもとに置かれたまま受信者に送達されることのない文書個体としての

「移動しない」文書があることから、木簡においても「移動しない」文書がかなりの割合で含まれている可能性を指摘している。長登の銅付札木簡は、明らかに銅山で使用され、破棄されたものであるから、「移動しない」木簡であるといえる。しかし、銅付札は何かの偶然で「移動しなかった」ものが、始めから「移動しない」ことを予定した木簡であったかについては考察する必要がある。たとえば銅の生産量を記した木簡は、銅山での管理・整理に使用されたものとみられるが、一方で消費地に輸送されていた銅にはどのような札が付属していたのかという、新たな疑問も生じてくる。

そこで、長登採銅所で使用された製銅関係の主な木簡をA～Fに分類し、まずは個別にその用途について述べる。その上で相互の使用状況を関連付けて論じることにする。

2 木簡の分類と用途

A 銅付札 (銅付札 A)

銅付札には大きく二種類のものがある(表1)。ここで銅付札Aとしたのは、製錬された銅インゴットにまず最初に付けたとみられる付札である。木簡の形態は上部左右に切り込みを入れ、底辺を水平に成形した〇三二型式が大半を占める。なお、銅は「枚」と表現されるように、板状のものであったと考えられている。⁽³⁾

(1) 「下神マ小嶋廿二斤枚一 下口」

『正倉院文書』長登一五四

長登銅山遺跡出土の銅付札木簡に関する一試論

そ の 他						銅 付																								
⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛												
左官大伴□ <input type="checkbox"/> 臣□ <input type="checkbox"/>	二□ <input type="checkbox"/> 保 ^カ 郷 ^カ 藤 ^カ 可 ^カ	少目殿	調銅	調銅	官布直 □ <input type="checkbox"/> [左 ^カ]宮乙 ^カ □ <input type="checkbox"/> [官 ^カ]□ <input type="checkbox"/> □ <input type="checkbox"/>	□ <input type="checkbox"/> 麻 ^カ □ <input type="checkbox"/> □ <input type="checkbox"/> □ <input type="checkbox"/> □ <input type="checkbox"/> □ <input type="checkbox"/> □ <input type="checkbox"/>	豊前門司 □ <input type="checkbox"/> □ <input type="checkbox"/> □ <input type="checkbox"/> □ <input type="checkbox"/> [司 ^カ]	家原殿 □ <input type="checkbox"/> □ <input type="checkbox"/> □ <input type="checkbox"/> □ <input type="checkbox"/> [漆殿 ^カ]	太政大臣 □ <input type="checkbox"/> □ <input type="checkbox"/> [判官 ^カ]大甘殿	大庭□ <input type="checkbox"/> [人 ^カ] □ <input type="checkbox"/> □ <input type="checkbox"/>	□ <input type="checkbox"/> □ <input type="checkbox"/> [官 ^カ] □ <input type="checkbox"/> □ <input type="checkbox"/>	方呂 □ <input type="checkbox"/> □ <input type="checkbox"/> [家原殿]	頼マ□ <input type="checkbox"/> □ <input type="checkbox"/>	方呂 □ <input type="checkbox"/> □ <input type="checkbox"/> [菅田部廣]	一月功 □ <input type="checkbox"/> □ <input type="checkbox"/> [土師 ^カ]廣井	六月功 □ <input type="checkbox"/> □ <input type="checkbox"/> [日下マ色夫]	五月功 ^カ □ <input type="checkbox"/> □ <input type="checkbox"/> [杖マ勝方呂]	□ <input type="checkbox"/> □ <input type="checkbox"/> [首大万呂]	□ <input type="checkbox"/> □ <input type="checkbox"/> [五白 ^カ] □ <input type="checkbox"/> □ <input type="checkbox"/> [白 ^カ] □ <input type="checkbox"/> □ <input type="checkbox"/>	□ <input type="checkbox"/> □ <input type="checkbox"/> [頼田部] □ <input type="checkbox"/> □ <input type="checkbox"/>	日下マ嶋尾 □ <input type="checkbox"/> □ <input type="checkbox"/> [日置マ志方呂]	功外	功外 二〇 ^カ 二〇 ^カ 二〇 ^カ	三〇 ^カ 四〇 ^カ 一八〇 ^カ 四〇 ^カ	一〇 ^カ 三〇 ^カ 一〇 ^カ 一〇 ^カ	一〇三九 一〇三一 一〇三一 一〇三一 一〇三一 一〇三一	上 上	八二 四九五 一八五 三三七 二七二 三九六 二九七 六四 八六 八五	一八九×四四×七 一四〇×三三×六 一三〇×三三×七 一四八×二九×六 一五八×四七×五 一三八×三五×八 一四八×二六×九 一八一×三五×六 一二〇×二五×八 一八一×三五×七 一六九×三四×六 一〇九×二五×八 一三〇×一八×五 六三×三九×五 一三八×一八×六 一五〇×三一×六 一五九×三七×五 一一一×二七×七 一五七×三〇×六 一三〇×二八×八 一四八×二一×八	下部破損 下部破損

(2)・「大神直都々美」

・「百十五斤枚」

1886.6.23 [長登二一△(本欄四)3]

(3)・「額田マ万呂」

・「十月九日」

1886.10.9 [長登二五三]

宛所は明記されず、記載内容は木簡によって多少のばらつきが認められるが、基本的には(A)工人名「製錬を担当した鋳工名」、(B)製鋼の重量「斤」、(C)数量「枚」が共通記載事項となっており、木簡の片面のみに記載されるもの(1)と、両面に記載されるものがある(2)(3)。また、(D)月日が記される場合もある(1)(3)。一般に都で出土した付札には、整理・分類のために物品名が記されることがほとんどだが、ここでは生産物が銅に限定されるためか、通常の付札とは異なり物品名は記されていない。

いずれも基本的情報である鋳工名および銅の重量・枚数を、銅インゴットに付加するものと考えられるが、情報量は最低限であり、出土点数も少ない。鋳工名は、省略せずに姓名を記載し、大神直都々美のようにカバネを記載する例もある(2)。月日は、製鋼完了日とみるか、管理部門提出日か、進上先への送付日かは不明だが、採銅所で出土したものについては、前二者のいずれか(もしくはこれらは同日か)だと判断すべきだろう。

B 宛先記載銅付札(銅付札B)

宛先を明記する銅付札である。

(4)・「家原殿」斤枚一

・「マ牛麻呂九月功」

上

1886.9.9 [長登三四四]

(5)・「豊前門司五十七斤枚」

上

1886.10.9 [長登三九二]

・「泰マ酒手三月功」

上

1886.3.9 [長登三九二]

(6)・「大阪七十二斤枚」

・「日下マ色夫七月功」

上

1886.7.9 [長登八九(本欄四)3]

(7)・「日下マ色夫五斤枚」

功

1886.9.9 [長登二六五]

宛先を記載したこれらの木簡は、長登銅付札の大半を占め、大切ⅢC区2T、4TAまたはⅡC3-5Tという近接した大溝を中心に出土し、ほぼ一括して投棄されたと考えられている。木簡の形態は銅付札Aと同様○三型式であり、長さはおおよそ一五〇ミリ前後、幅は三〇ミリ前後とはほぼ一定しており、厚さが六〜八ミリとやや厚めな点が特徴であり、かなり規格化されたものであったことが推測できる。長登木簡の銅付札に厚みがあるのは、堅固な金属に付

属するため、重みによる札の破損を防ぐためであろう。⁽⁸⁾

内容は (A) 宛先、(B) 製銅の重量「斤」、(C) 数量「枚」、(D) 鑄工名、(E) 功であり、片面に「宛先」「斤〇枚」、もう一面に「名前」「〇月功」と記載される。

冒頭に記される (A) の宛先については後述するが、(ア) 官司、(イ) 個人、(ウ) その他(調・官布惠 など) に分類できる。(B) の重量は一枚あたり、十数斤から百斤、付札一枚に対する銅インゴットの (C) 数量は一―三枚の間に収まるが、原則としては銅インゴット一枚に対し、一枚の付札が付けられたようである。(D) は鑄工名を記すが、いわゆる贗貨進荷札に進上者の国郡名が明記されるのに対し、銅付札 B にはあくまで銅付札 A と同様に姓名が記載されるだけである。なお、「上東」とは遠東大寺司に輸送された銅の品質が、上品・中品・下品と記された(『大日本古文書』天平勝宝五年所収「丹裏文書」二五―五五―七) のと同じく、銅の質をさすものと思われる。

注目すべきは、この銅付札木簡では必ず透付先である宛所と製作者名が、各面に分けて記される点である。これは各面の情報を、それぞれ個別に使用するためのものと考えられる。例えば年月日を記さず、「〇月功」と必ず記されることから、この札の一面が製錬担当者名の「功」に関して用いられたと推測できる。この銅付札と類似の記載を持つ付札の出土例は他になく、長登木簡特有のものである。

C 宛先別出来量集計簿木簡

工人二十人の姓名を列記した木簡がある。

(8) 一。接殿銅 大斤七百廿三斤枚卅一 小斤二千四百廿四斤

一。枚八十四 朝庭不申銅 天平二年六月廿二日

凡海マ敦西
 日置マ唐手
 日置マ比呂
 麻矢田マ大人
 凡海マ末呂

一。凡海マ敦西
 日置マ唐手
 日置マ比呂
 麻矢田マ大人
 凡海マ末呂

一。日置若手、日置比呂、日置小廣、凡海マ敦西、日置マ唐手、日置マ比呂、麻矢田マ大人、凡海マ末呂

一。日置若手、日置比呂、日置小廣、凡海マ敦西、日置マ唐手、日置マ比呂、麻矢田マ大人、凡海マ末呂

一。日置若手、日置比呂、日置小廣、凡海マ敦西、日置マ唐手、日置マ比呂、麻矢田マ大人、凡海マ末呂

一。日置若手、日置比呂、日置小廣、凡海マ敦西、日置マ唐手、日置マ比呂、麻矢田マ大人、凡海マ末呂

②(2) 一。長登 三四(二)木簡(一)
 ※写真により一部釈文を補訂

上部に穿孔が開いている長さが七〇センチ近くもある長大な木簡であり、工人名に合点が有り、取納をチェックした跡が残されている。穿孔が木簡の上端中央ではなく、文字をよけて片側に片寄っていることから、文字記入後に孔があげられその後紐で釣りぶら下げ掲示したものと推測できる。ただし、墨は両面ともに極めて鮮明に残っていることから、ある特定の面を表にして長期間風雨に晒されたものではなく、一時的に掲示したものか、太陽の当らない室内で掲示されたものだろう。もしくは、紐で綴った可能性もあるが、いずれにせよ、表記の銅の集合体に対して付属した木簡であったのは確かである。内容は、接(長門国接を指すか)宛ての銅の製錬量をまとめたもの

であり、大津郡（長門国

大津郡：長門国北西部、現

長門市域）という同一の

郡出身の工人が同じ宛先

の鋼を製錬していたこと

がわかる。一年分の長門

国採宛の製錬記録と考え

られているが、この木簡

のみからでは判断しかね

る。天平二年（七三〇）

六月二日という日付を

もち、鋼の製錬時期を特

定するのに有効な木簡で

ある。

鋼の重量は、銅インゴットの個々の重量を列記するのではなく、

大・小斤毎の総計が記されている。よって、この木簡記載の前段階

で、あらかじめ他の木簡を用いて鋼の集計が行なわれていたと考え

る必要がある。

D 個人の出来高帳簿木簡

個人の製錬量を記す、出来高を集計した帳簿の役割を果たす木簡

である。



図1 宛先別出来高集計簿木簡
〔図録〕341号

(9) 野身連百依 七十五斤枚一

〔X百〕 五十五斤枚一

〔中キ〕 合百卅斤

・「合五百十斤枚十一

天平〔五キ〕〔〇〕

〇〇 五十二斤枚一

卅五斤枚一

七十斤枚一

卅五斤枚一

・「□□マ□

卅三斤枚一

(333)・(31)・5・081 〔長門国八二〕

(9)は表面冒頭に製錬者名を記し、名前の下から裏面にかけて、斤量・枚数を記す。この工人の鋼付札はみつかなかったが、「野身

運国持」〔長登八二・三三七〕がみえる。00は「□□マ□」の提出した銅の出来高を集計せずに、そのまま列記したものであろう。

Bでみた個々の工人の作業報告もまた同様に、帳簿を作成していったと推測される。例えば、日下マ色夫は(6)の大殿宛木簡では七十二斤枚一(七月功)と(7)の宛先不明木簡では三〇斤枚一(五月功)と一枚の木簡に名前がみえており、Dの集計簿のように工人毎の生産量がまとめられて、管理されたと考えられる。

この製銅量帳簿は、銅の斤量から見れば、一カ月分の製銅量ではなく複数月の集計であろうか。(9)の木簡には「中」の記載が見えるので、下部の欠損部分に「下」品についての記載があった可能性もある。

(9)と00は厳密に言えば、集計方法が異なるが、いずれも工人の出来高をまとめたものと考えられる。

E 複数の工人の出来高帳簿木簡

さらに、複数の工人の製銅額を記した木簡も出土している。

011 × 麻呂百八斤枚四	百十一斤八両枚六
□ 六百五斤 八兩枚四	日置マ五月
凡直□	□ 八斤十二兩枚四
× □ 百八斤枚四	□
下神マ□ 百廿斤枚五	
上丁安養マ□ 廿	
五枚木簡四	

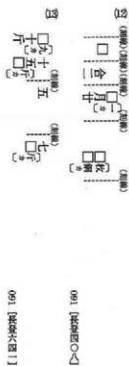
(173)・42・8 019 [長登1141]

(姓名) 麻呂、凡海マ石万呂、日置マ五月、凡直□、下神マ□、安養マ□甘(木簡研究一九では「大甘」とする)の六名の製錬工名及び製銅量が列記される。但し、上部が欠損しており、文字の配列は整然としておらず、それぞれの工人名と銅重量の関係性が不明瞭な部分がある。いずれの姓も長登木簡に複数みえるもので、銅山において同じ氏族の人々が多く差発されていたことを物語る。

この木簡では銅の重さの単位として「両」が記載されている。「養老令」雄令1度十分条によれば、一六両は一斤に換算される。一人あたり百斤程度の製銅量からみて、月額の出来高帳簿であろう。

F 横材帳簿木簡

横材の木簡には、数値、月、単位(斤・斗・枚)などが記されており、帳簿の役割を果たしていたとみられる。木簡を横向きに使用した例は、平城宮木簡や長屋王家木簡の中に見えており、その用途は主に食料の授受や支給、宛先別支出の集計に関する帳簿の役割を果たしていたと言われている。(20)



□長登六三〇 (銅) □長登六三〇 (銅)
 □長登六三〇 (銅) □長登六三〇 (銅)
 □長登六三〇 (銅) □長登六三〇 (銅)
 □長登六三〇 (銅) □長登六三〇 (銅)

(*) 03 [長登六三〇]

長登の横材木簡は製銅関係のもの他、炭に関するもの〔長登六三六〕、歴名〔長登五六〇〕などがあり、何れも一・六―三三四開閉で界線が引かれている。完形に近いものもあるが、削屑も目立ち、何れも削り直して使用されたものと思われる。

木簡⑫には「月」「枚」「銅」「合」という文字がみえ、恐らく月毎の銅の集計を記したものである。⑬はそれぞれの数字が銅一枚あたりの重量だろうか。この数字が宛先別か個人別の集計かは不明である。⑭に見える「奈」を人名とみれば、個人の集計とみられる。この木簡の数値は比較的大きく、それぞれが月額の製錬量と考えられることから、年額を経計したものでだろう。但し単位は記されておらず、食料その他の集計簿の可能性もある。前述のように同様の内容をもつ縦形の木簡Dもあり、それらが完形であるのに対し、横材木簡は定規などに再利用された形跡があること、削屑で存在する場合が多いことから、一時的な下書きとして使用されたものと推測できる。

3 製銅関連木簡使用のモデル化

2では製銅を管理する上で使用されたA―Fの木簡の機能を個別に述べたが、実際に使用するにあたりこれらの木簡はそれぞれが個

別に利用されただけでなく、相互の機能を補充する役割をはたしていたと考えられる。長屋王家木簡について考察した森公章氏は、毎月の米支給をまとめた横材木簡は、宛先部署別支給額を抜き出して、宛先別に一カ月の支給を計算するのに便利であるとする。そして、事務処理には「各支給時の伝票木簡」、「日毎の支出を整理した木簡」、「宛先別の支出を整理した木簡」、「邸外の各部署や寄札木簡による進上物の把握のための集計簿の木簡」、「邸外の各部署別、四別の前進物の進上を集計した木簡」などの書類が必要であったと指摘している。

この見解を踏まえて、長登の銅関連木簡の製作意図について推論を立てておきたい。図2はA―Fの木簡の相互関連を推論に基づき図式化したものである。

採銅所において、最初に製錬・仕分けの段階で銅インゴットに製作者名・銅の重量・製錬日という基本的情報を付与するのは銅付札Aである。この付札Aのついた銅インゴットがまず宛先別に分類される。按殿宛の歴名簿(⑧)から、同一の郡出身の工人集団による銅の製錬作業が推測できるから、製錬された銅は一カ所にまとめて集積・保管されたと考える。この保管されている状態の時、Cの宛先別集計簿のような木簡を掲示、または結びつけて、宛先を明確化しておく必要があるだろう。木簡に記された合点は、各人が銅インゴットを納めた際に書き加えられることになる。なおこのC木簡は

しうる木簡と理解している。⁽²⁰⁾ 確かに作業記録として作成されたことがこの付札の第一の目的ではあるが、さらに積極的な使用目的があったと思う。すなわち銅付札Bは、C・Dの帳簿を記す上で必要な情報量をすべて網羅した、極めて有効な基本台帳としての役割を果たすものである。

Cの例としてあげた(8)木簡と、銅付札Bの作成の時期は、集積・保管という点を考慮すると、若干製作時期が前後する可能性はあるが、個人別に月額の鋼の出来高を集計したものがDの帳簿、さらに月毎の工人集団の成績をまとめたものがEの帳簿であろう。Fの横材木簡は、削屑が多く二次利用が目立つことから、DやEの下書き、もしくは覚書のようなものであったのではなからうか。

古代の生産現場において、「モノ」鋼の生産、及び「労働」の管理にあたり、このような複数の形態の木簡が有機的に使用されていたのである。

二 銅付札のゆくえ

1 東大寺出土銅付札と長登木簡

これまで長登採銅所で使用され、破壊された木簡について述べてきた。しかし各送付先に送られた銅インゴットにも、鋼の重量などを示す付札が付属していなければならぬ。

では、送付された銅にはいかなる付札が付けられたのであろうか。たとえば銅付札Bには、進上の日付は記されず、工人の月毎の「功」が記載されることから、宛所にBとまったく同じ形式の付札が銅につけられて進上されたとは考えにくい。

平城京二条大路木簡に次の銅荷札木簡がある。

(四) 「安藝国銅廿斤 枚」

(178.1.4.82) [第三〇一七頁下]

長登採銅所の銅も、長門国を経由して進上されたと思われるので、国名を記した木簡が荷札として付けられていたと考えるのが妥当である。⁽²¹⁾ しかし残念ながら「長門国」名を明記した銅付札は発見されていない。

そこで、東大寺の大仏造営に関わる銅関連施設で出土した銅付札に着目したい。⁽²²⁾ 東大寺大仏殿廻廊の西方、大仏建立に関わる豊地層下の自然堆積層から出土した木簡は、大仏建造を開始した天平一九年(七四七)九月から、大仏殿の完成した天平勝三年(七五二)頃のものともみられている。⁽²³⁾ また、戒壇院東側から西塔跡に抜ける小道沿いに埋められた流路跡が認められ、ここからも木簡を含めた銅関連の廃棄物が発見されており、この流路付近で銅などの金属が集約されて精錬作業が行なわれたと考えられている。⁽²⁴⁾

木簡は銅の铸造に関連するもの、特に銅付札が多数見つかっており、長登銅付札に極めてよく似た木簡が複数出土している。

06・「く語人鳥」七十六斤^(一)」

・「く七月廿日」

177・34・6・033 防具 一七四五

07・「く生壬マ万呂十九斤^(二)」

・「く十一月廿六日」前大目^(三)

156・22・0・022 防具 一七四六

08・「く卅四斤」大

小百斤^(四)

・「く」枚^(五)

159・04・10・033 防具 一七四三

これらの銅付札は採銅所などの銅の送付元で付けられ、ともに消費地まで運上されてきたものか、納入先である東大寺での精錬後、もしくは整理用に改めて新しく付けられたものか判断するのが難しいので、他の東大寺の銅付札も参照することにする。

09・「く右」一匁卅一斤^(六)投^(七)

・「く」□□一日」

152・22・0・022 防具 一七八五

20・「く卅三斤八兩」一畝^(八)

116・17・0・033 防具 一七七九

竈の名称とその竈で用いられる鉱物(麩)の重量を示すもの(09)、鋳型や炉にこびりついた銅で再生された銅(20、水洗銅)に関する付札である。これらは、明らかに東大寺の精錬施設で加工された銅に付けられた整理用の付札だと考えられている。

改めて人名・斤量・枚を書き連ねた06-08木簡をみてみよう。報

告書では、東大寺木簡には「功」の文字が見られないこと、銅の枚数が異筆で記されること、日付が付されていることから、長登と東大寺の銅付札木簡は同種のものとは言い難いとしている。しかし、これは長登木簡B形式の銅付札と比較したからであって、工人名、重量、枚数、及び年月日を記すAの付札とは極めて類似する。また「」内は異筆の可能性があるというが、写真では判別できず、例え異筆だとしても、後に文字が書き加えられたことは長登銅付札Aでも十分想定できるので、この点を、両者の違いを判断する材料とすることは難しい。

長登と東大寺それぞれの木簡を並べて比べてみよう(図3)。木簡の形状はいずれも〇三二型式が多数を占め、大きさも長さ一五〇ミリ、幅三〇ミリ前後であり、比較的厚みがある点で極めてよく似ている。また写真が不鮮明なためはっきりとはいえませんが、字体もよく似ており、特に「斤」の字の続け具合に共通性があるといえる。さらに東大寺木簡に見える「生壬(壬生)部」「語」姓を持つ人が長登木簡にも存在している。

20・「く生壬マ」足一斗五升^(九)

(*) 121・12・0・033 長登四九五

06の「語人鳥」については、語部姓の人が中国地方に多く分布したことが指摘されており、長登でも「語マ豊田」が姓名木簡に(10)、「語マ足奈(長)」が習書木簡(長登五五三)にみえている。このように同一の姓が東大寺精錬施設にも存在することから、造造に携

わる工人の中に、長登探銅所から移動していた者が存在した可能性も想定しておくべきであろう。

このように銅の送付先である東大寺で、長登の銅付札Aと似た付札が出土していることが判明した。長登と東大寺の銅付札は、製錬（または精錬）後に、銅に最低限の基本情報を付加するという同じ使用目的を持った木簡ではなからうか。

長登の銅付札Aの中には、探銅所で外されずに銅インゴットに付けられたまま送付されたものがあつたと思う。都に送られる貢進物に送付過程の諸段階や使用目的に対応して、幾種類かの荷札木簡が同一物品につけられていたことが、彌水貞三氏や東野治之氏によって指摘されており、特に東野氏は荷札には貢進物の検取の際に取り外されるものと、最後まで残される荷札があつたことを想定している。長登の銅にも当初複数の付札木簡が付けられ、Bのみが現地ではずされ、一部のA形式の付札が探銅所に残存したのではないかと仮にA木簡が銅と一緒に進上されたならば、進上先で廃棄されることになる。勿論、安芸国銅のように因名が記されていないこと、また現在発掘された長登木簡の年紀は天平五年が下限であり大仏造営の時期とずれるという疑問点もあるが、長登探銅所が天平年間以後も連続していること、長門の銅の造東大寺司への輸送が確実に認められることから、東大寺木簡に長登探銅所の木簡が含まれる可能性を指摘しておきたい。



東大寺銅付札の例
〔東大寺訪英〕〔1746号〕

長登銅付札Bの例
〔図録〕89号

長登銅付札Aの例
〔図録〕118号

図3 長登銅付札と東大寺銅付札

2 木簡記載の宛先について

進上した銅には、A形式の銅付札が付けられていたことを前項で述べた。続いて、東大寺以外へ送られた、銅と銅付札のゆくえについて考えてみたい。

銅付札Bの記載によると、長登採銅所で製錬された銅の宛先は長門国司、鑄銭司、中央貴族と様々であり、採銅所において明確に銅の納入先が認識されていたことが注目される。中西康裕氏は交易雑物の京進後の配分先が国衙政階で既に意識されていた事を指摘しており興味深い。銅付札の宛先については、既に八木充氏や佐藤信氏によつて考察がなされているが、若干見解が異なる点について述べておきたい。なお八木氏は木簡にみえる宛先を「配分先」としている。しかしこれらの銅は各宛先に支給されたもの、宛先からの働きかけによつて納入されたもの、いずれのケースも想定できるので、本稿では一方的な割り当てを想起させる「配分」の語は用いず、「宛先」もしくは「宛名」の語を使用することに⁽²⁰⁾する。

まず、国家の採銅を推測させる宛名には「大廠」(前掲⑥)、「掖殿」(20)、「少目」(20)がある。

②・ⅴ□□⁽²⁰⁾

ⅴ□□五百□X

(*) (11) (11) 9・08 長登三三八七

②・ⅴ□□少目殿九十三斤

ⅴ□□ 枚 二

159・06 03 長登一九二二

「大廠」は、墨書土器の「大家」の用例と同様に、具体的な人物名を示すのではなく、直接関係する責任者つまり採銅所を統括していた人物を示すと思われる。また、掖・少目宛の付札が各一点、掖へ進上した銅の総数を列記した大型の集計簿木簡もあり(前掲⑧)、彼らはそれぞれ長門国の掖と少目だと考えられている。「延喜民部式」上では長門国は中国であり、本来大・少目は規定されていないが、平野博之氏によれば天平九年「長門国正税帳」(大日本古文书二一三三)に「少目」の文字が確認でき、この時期に少目が存在していた可能性は十分に考えられるという⁽²¹⁾。

しかしこれらの銅が、官司としての国府に送付されたものか、掖・少目個人に充てられたものかは判断が難しい。木簡(8)に記された「朝庭不申銅」は「朝庭に銅を申さず」もしくは「朝庭に申さざる銅」と読むのであろうか。このような「朝庭」の用法は「緘日本紀」や「正倉院文書」を含めてほとんど見られないが、国家ないしは「官」の意味で用いられていたものと考えておきたい。もし国家的要請による銅の進上ならば、掖や少目など個々の官司を宛先にすることはなく、長門国、もしくは次に示す付札のように鑄銭司などの具体的官司名を明記するのではないか。

②4 ⅴ□□鑄銭司料□X

(15) (15) 9・08 長登三三八五

そうすると集計簿にみえる銅は、掖個人に宛てたものであったことになる。掖としての職務の封蝕であったか、個人的な入用であつ

たかはこの木簡だけでは判断できない。いずれにせよ、進上された鋼の量が一トンを超える膨大な量であったことが注目される。

また、「豊前門司」宛の付札一四点が出土している。豊前門司は瀬戸内海交通の要所であり、延暦十五年（七九六）以前には西海道諸国の津から出帆する船は豊前門司での検察を必要としていたとい⁽⁴⁾う。八木氏は豊前門司を通じて、豊前国府や大宰府にも鋼が流通したと指摘している⁽⁵⁾。しかし、その他の宛所が個人名など具体的な宛先を示しているのに対し、豊前門司に限って仲介官司、ないしは經由地を示すだろうか。もちろん、その後の二次的な流通を意図して述べられた見解だと思いが、この場合は豊前門司そのものが、鋼の送付先であったと考えるべきであろう。

宛名が個人名「家原殿」「□笠殿」「頼マ」などの場合も、これらの鋼が支給されたものか、宛名の人物が私的に長登銅山から購入した⁽⁶⁾ものか、いずれの可能性も考えられる。

④・「家原殿廿四斤枚」

・「く額田郡龍方呂四月功」

1831.9.03 [長登一八四]

「家原殿」を宛先とする木簡は六点出土しているが、具体的に誰を指すかは不明である。夫左大臣多治比嶋の死後、貞節により連姓と封戸を賜った家原音部の可能性を指摘する説もある⁽⁷⁾。製作者として他に「頼部」「大田部」などがみられ、「額田部」は長登木簡に

多く見える姓で、銅駄馬を列記した匿名木簡にも複数の額田郡姓の工人が記されている「長登三三八」。また「周防国正税帳」に天平一〇年（七三八）一〇月耽羅嶋人の部領使として上京の途中、周防国を通過した長門国豊浦郡兼大領正八位下額田部直廣麻呂がみえており、長門国に分布する姓であったようである。

⑤・「く節度使判官大甘卅斤枚」

・「く額田部□□四月功」

1831.9.03 [長登一〇二]

七道の節度使は天平四年（七三二）八月に任命され（*続日本紀* 天平四年八月丁亥条）、「出雲国計会帳」（*大日本古文書* 一—五八九）では天平六年五月に「節度使下山陰道状」とみえる。山陰道長官は従三位多治比縣守であり、判官（定員四）の一人に外従五位下巨曾倍津嶋がいた（*続日本紀* 天平四年八月丁酉条）。「大甘」は不詳だが、「麻大養」「大養」「若大養」の可能性が考えられる。天平九年に従六位下出雲掾とみえる縣大養宿禰麻呂であろうか（*大日本古文書* 二—一六一）。

このように見ていくと、長登で採掘され治練された鋼は国から支給されるもの、私的に入手したもの、その供給過程としていずれの選択肢も想定できるが、現時点で出土した木簡では両者の分別をつけることは不可能である。しかし生産地域がごく限定される特殊な産物ではあるが、古代の官営採銅所において官採された鋼にも拘わ

らず、官司だけでなく個人宛に提供されていた点が注目される。

3 古代における銅の流通

銅の中央進上については、前述の「丹裏文書」に長門国から造東大寺司への輸送の記録が残っており、一括して船で運ばれたことが知られる。これらの銅は国から支給されたものではなく、東大寺が必要に応じて購入したものであろう。例えば天平勝宝元年（七四九）八月から同二年七月までの上日帳によると、大仏造營とはほぼ同時期に造東大寺司の経師が「買銅使」「銅使」「使銅」となっていることがみえる。

大伴運養麻呂

八月不 九月不 十月 買銅使 十一月夕八（後略）

（大日本古文書）「経師上日帳」三一（二八九）

上毛野公伊加万呂

八月 銅使 九月不 十月 使銅

（大日本古文書）「経師上日帳」三一（一九五）

八月は上毛野公伊加万呂が銅使、一〇月は大伴運養麻呂が買銅使、伊加万呂が使銅とそれぞれみえ、「買銅使」とは銅の購入に関わる使者であったと推測できる。この使者の派遣先は不明だが、長登の銅が長門国を経由して船で運上された時期とも重なり、この輸送に付き従った使者であった可能性が高い。

さらに長登木簡の同時期の史料として、天平六年（七三四）の興福寺西金堂の造宮・造仏閣進帳簿とされる「造仏所作物帳」では、

必要な銅の用途と重量を列記するとともに、銅の購入量とその直について記す。

買生銅九百四十四斤五百七十斤、ミ別五十四文、

直銭 三貫一百六十四文（大日本古文書）一一五六〇

このように天平年間頃には、銅の購入が実際に行なわれていたことがわかる。銅によって価格差がみられることは、銅の「上東」「中東」などの品質差によるものだろう。

長門国から銅を購入した明らかない例として造法華寺司があげられる。

（前略）
調布二百卅二端（以下、入手の内訳）

用二百端九十七端（以下、用途の内訳）

残卅五端

五端（中略）並在院楯皮葺正藏、

卅端銅買備、造長門未、來

（後略） （大日本古文書）「雜物請用帳」四一四六八―四七一、二五―三一六―一九再取

天平宝字四年（七六〇）一五年頃、所有していた調布の残部三三二端のうち三〇端を銅買備として長門国に遣わしたが未だ銅は到来していないという。布を銅の代価とすることからもわかるように、都所在の東大寺や造法華寺司などが長門国を経由して銅を購入していた。

中央の貴族の場合はどうであろう。長登木簡に太政大殿宛の銅付札があり、この太政大殿は故藤原不比等^(註)に比定されている。

④「太政大殿」首大方目 上口
五十三斤枚「一」

佐藤信氏は次の東大寺で出土した木簡と併せて考察し、「太政大殿」つまり不比等宛での銅が、光明皇后の皇后宮を經由して、東大寺に送られたとする。

⑤「自宮請上次銅一万一千二百廿二斤
「自宮宮」宮足 宮目 宮自」



長屋王家木簡から、貴族邸では鋳所を設け、銅製品を製作していたことが知られるから、不比等邸（光明子が伝領・管理していたか）にも銅銅の付属施設があったと推察できる。光明子から東大寺に銅が進上されたとすれば、長登銅山で太政大殿宛に送られた銅との関係も推測されよう。東大寺大仏建立の原料となる銅を光明子だけでなく、他の貴族が買納していた可能性は十分考えられ、「家原殿」や「空殿」が都の貴族であれば、彼らもその候補者となりうる。長登採銅所で製錬された銅は、基本的には国家に取納されるものとみられるが、造寺司、有力貴族の需要も看過できない。そして、これらの銅が採銅所の存在する長門国と直接取引されることもあつ

た。先述したように採銅所で宛先が認識されていたことから、諸処からの要望に応じて、銅製鏡が実施されていたと考えるに到る。つまり、採銅所での採掘および製錬量については、ある程度計画的に作業が行なわれるという、いわば受注生産のようなシステムが取られていたと思う。

そして都に輸送される際に銅に付けられていた木簡こそが、長登で出土した銅付札A、および東大寺で出土した銅付札であったと考えられるのである。

三 銅付札Bと工人の労働評価

では、送付されることなく採銅所で廃棄された銅付札Bは、いつ、何の目的で作成されたのだろうか。結論から言えば、この銅付札は送付先および技術者の成果管理のために改めて作成され、付された札であったと思われる。

銅付札Bは、ほぼ同じ大きさおよび形状をもち、厚みも六〜八ミリと通常の木簡よりも厚い、かなり頑丈で定形化された木簡である。文字もはっきりと書かれており、この木簡が採銅所で重要な役割を果たしていたことは容易に想像できる。

各面の使用目的として次の二点が考えられる。

第一の目的は、先に述べたように、冒頭に宛先が記されることか

ら、銅インゴットを宛先別に分類することである。採銅所で外された後、複数の記録作成に用いられたと考えられ、例えばCの大型の匿名木簡がその集計帳簿に該当する。

第二の目的は、各工人の「功」が明記されたことから、工人の出来高の管理をするためのものであったとみられる。長登採銅所で働く工人の功に対しての対価は不明である。銅山で働く鑄工やその他の技術者がどこから差発されたか、またその身分によって内容が明らかになってくるだろう。

一般に「功」とは雇用労働力などに対応する語だが、労働成果に対して功銭や功食などの「功直」が支払われた（給付）ことが知られる。銅付札Bの「功」は、製銅の成果を意味するものであり、「〇月功」とあることから、「銅〇斤」「一枚〇」が工人の功として月単位で集計されたことがわかる。安曇石田のように「功外」の記載もあり、全ての製銅が功になったのではないようである。

四・く卅七斤一枚

一

18. 28. 5. 011 長登八五

長屋王家木簡でも「功」に関する木簡が出土している。

三〇・。移務所 山背御田芸人功卅六斤 田畑人功

扶 徒廣足

24. (30). 5. 011 平城京一六〇

三〇・一壹^(漢)人功

一長一丈三尺

(117). (30). 5. 011 平城京一四六四

造東大寺司では、木工・鉄工の功が毎月の告朔で報告されており〔造東大寺司告朔解〕「大日本古文書」五一―八八―二〇）など、また「兩師行事功銭注進文」〔大日本古文書〕四一―六四―二七二〕では彩色画師らの彩色枚数と対応する功銭の文数が申上されている。楠木謙周氏によると、食料が人に対応するのに対し、功直は仕事や技量に対応するという。「上」「中」「上東」と記載されたのは、製銅の質も「功」の一部となっていたためだろう。

銅付札Bは「正倉院文書」の諸例と同様に、鑄工の勤務成績管理に使用されたとみられる。採銅所における採掘量、生産量、輸送先、工人の勤務・功直などは、長門国によって管理されていたが、全ての処理が長門国府で行なわれていたのではなく、美祿郡家、採銅所（政所と称したが）において、実質的な指導や管理が行なわれていたようである。この銅付札は、一つに必要な情報を網羅しており、ほぼ同じサイズに成形することにより、木簡そのものの扱いも簡便なものになっていたから、山地に所在する官營工房で使用するのに適した木簡であったろう。

ところで銅の輸送にあたっては、各宛先に送付したという「記録」が国府に申上されていたと考えるのが妥当である。木簡自体は採銅所で廃棄されていることから、長登で出土したものと異なる木

簡や、もしくは「紙」にまとめられた帳簿が、国・郡へ送られたことを想定しなければならぬ。特に工人の「功」の評価を示す帳簿木簡がみつかったくないことから、工人の成績の帳簿に関しては「紙」の使用の可能性も高いのではなからうか。

最後に採銅所で働く工人の性格を明らかにするにあたり、重要な問題を提起する「調銅」および「未選」記載の木簡について言及しておきたい。

㉔・「く調銅八十五斤枚三」

・「く未選」

㉕・「く調銅百七斤枚三」

121.24.1.032【長登三七二】
157.03.9.032【長登五五五】

神護景雲二年（七六八）に長門国豊浦・厚狭郡などからの調銅が停止されるまで、調として銅を貢進することが認められていたが、この木簡によって天平年間前半における、調銅貢進を確認することができる。一人あたりの調銅貢進量の規定はないが、同じ鉾物である鉄の場合は十斤であるから、この付札の銅量八五斤、百七斤がそのまま一人ずつの貢進量とは考えられない。よってこの付札は、複数の未選身分の調銅を合わせたものといえる。例えば調鉄や調鉄の場合、正丁一人の負担額ではなく、便宜上の個数ごとにまとめて貢進されていた。

㉖木簡から、長登採銅所には「未選」身分の人々が存在し、技術者の中には造東大寺司や造石山寺所のように、勲給を受ける者がい

たことが指摘されている⁽³⁵⁾。しかし、必ずしもこれらの木簡は、長登採銅所に「未選」官人が存在したことを確認するものでない点に注意しておきたい。参考として次の銅付札をあげる。

㉗・「く官布直九十二斤枚一」

・「く驛大伴廣玉女 上」

1100.06.6.035【長登三三九】

「官布」の直として「銅九十二斤」が記載されている。女性である廣玉女には調庸布の納付の必要はないから、採銅所ないしは上部の官司が購入する官布の直として製錬させた銅であり、その銅の製錬担当者が、たまたま廣玉女であったと考えるべきだろう。このように銅工者と宛先にはその銅の製錬を担当したという事実以外の相互関連がないケースもあるようである。

そこで銅付札の宛先と製作者に相互関連性がない可能性を考慮に入れると、未選身分の工人が自分自身の調銅を、自ら製錬したのではなく、採銅所、あるいは長門国が必要とした調銅量を、採銅所に依頼して製錬させたという理解が成立立つ。調鉄、調鉄や布が、郡郷里を単位に官営工房でまとめて納入されていたことも傍証となる。

勿論、採銅所での未選身分の者の存否を直接示すものではなく、その判断には慎重にならなければならず、実際には未選工人が存在した蓋然性も高いと思う。そこで仮に未選身分の者が長登採銅所に存在したとすると、以下のように考えられる。

「未遣」の文字は地方出土の初例であり、年代的にも「正倉院文書」の初見天平一〇年(七三六)を越えるものである(大日本古文書七一一八三―四)。造東大寺司や写経所において「未遣」と呼ばれる人々が写経生や画師、雑任クラスの身分で従事していたことは周知であり、野村忠夫氏は「未遣」とは国家的造営・写経事業の拡大に伴い広く民間から集められた技術者などであり、考慮対象とはならない人々と規定する²⁰⁾。長登採銅所における労働者には仕丁、廩丁ら

が確認でき、「額田部」「美祿」「凡海マ」など長門周辺地域から徴集されたと推定しうる氏名の人々が多くみえる。一方「未遣」官人には本司を持つ者もあり、採銅所若しくは国郡衙が技術者として採用した人物であり、在地徴集者とは区別されるべきものである。「日本三代実録」貞観五年(八六三)一〇月二日辛酉条では「制。長門国採銅所雑色四人預於勸籍」と長門国採銅所の雑色四人が勸籍に預かっており、「延喜式部式」上にも同様の規定がある。また「日本三代実録」仁和元年(八八五)三月一〇日乙丑条の太政官処分「破銅手」「堀穴手」などの技術専門者がみえることから、専門的技術を有すると推定される「未遣」の人物は将来的に勸籍に預かり位階を有する官人と成り得たのであろう。

このように長登で働く工人達にはいくつかの階層があったと思われる。彼らの労働状況が、銅の集計段階において重量や枚数とともに把握され、付札形式の木簡で管理されていたこと、そして政所と

称する採銅所において、彼らの功の処理の一部が行なわれていたことが判明した。貞観五年の勸籍制度が八世紀まで過るかは判然としないが、採銅所で働く工人などに官途が開かれていたとすれば、中央・地方を問わず古代官営工房における工人の雇用を考える上で、改めて重要な視点となるだろう。

おわりに

長登銅山跡木簡の銅関連木簡の機能についての考察を踏まえ、次のように各木簡を定義付けておきたい。

- A 個々の銅に基本情報を付加するもの (銅付札A)
 - B 個々の銅に複数の情報を付加するもの (銅付札B)
 - C 銅の宛先別の出来高を記録するもの (宛先別出来高集計簿木簡)
 - D 製作者ごとの生産を管理・記録するもの (個人の出来高帳簿木簡)
 - E 複数の製作者の生産を管理・記録するもの (複数の工人の出来高帳簿木簡)
 - F 件数の多い情報の記録、もしくはC～Eのための下書き (横材帳簿木簡)
- これらの木簡は図2で示したように、まず製錬直後の銅に付札A

が、保管集積過程で付札Bが付けられ、さらにこのBをもとにC・Fの木簡が作成された。すなわちA・Dの木簡は単体で利用されるだけでなく、複数の形態の木簡が有機的に使用されていたといえる。

このうち銅付札Aは、その多くが製錬された銅とともに消費地に移送されたと考えられる。長登で出土した製銅関連木簡は、原則として「移動しなかった木簡」である。通常、調庸や貢進物に付けられ「移動していった木簡」を、国郡衙やその他官営施設などの生産地側で見出すことは難しい。しかし、この銅付札Aはまさしく銅とともに生産地である採銅所から「移動した木簡」の残存例として検出できる。そして東大寺で出土した銅付札も、この銅付札Aとの類同性から生産地（長登）で付けられた可能性も高いのではないかと。

そして最も出土例の多い銅付札Bは、銅とともに消費地に運上されるのではなく、付けられた当初から採銅所で外すことが決められた。「移動しない木簡」であった。つまり、生産作業の過程における使用が、この木簡の主要な用途であったのであり、陸扶な山中の採銅所での製錬銅を管理する上で、銅の宛先・製錬量・工人の功という必要な情報を全てそなえた、非常に合理的なものであった。とりわけ、工人の勤務成績管理のための台帳としての役割を評価しておきたい。

さらに銅付札Bに記された宛先から、長門国と都を結ぶ銅の流通過程も推測可能となった。「正倉院文書」に東大寺などの造寺司が

長門国から銅を購入した記事があるが、まさしくこの長登銅山の銅が出荷されていたことが木簡から裏付けられよう。この採銅所で官採された銅が、東大寺や貴族などの私的な需要に対応していたことは、古代官営工房経営の新たな視点となるだろう。そして既に長登で銅の宛先が認識されていたこと、同一の地域出身の跡工によって同一の宛先の銅が製錬されていたことから、探掘・製錬が必要に応じた計画生産であった可能性も指摘したい。このように、長登銅山遺跡の発掘や出土した木簡によって、八世紀前半の国家の採銅事業が明らかになりつつある。

本稿では、銅の生産に使用された炭灰関連の木簡や、工人に支給された食料についての木簡、そして採銅所経営に直接関わる「符」木簡について検討することが出来なかった。これらの木簡を踏まえて、採銅所を含めた古代官営工房の経営を考察することが、今後の課題であろう。

註

- (1) 長登銅山遺跡については正式報告書が出版されている。「長登銅山跡Ⅰ—古代製錬銅遺跡発掘調査報告」(山口県美東町教育委員会、一九九〇)。「長登銅山跡Ⅱ」(同、一九九三)。「長登銅山跡Ⅲ」(同、一九九八)。また「長登銅山跡出土木簡図録—古代の銅生産シンポジウム」長登 木簡展Ⅰ(以下「図録」とする。美東町教育委員会、二〇〇〇)には、木簡の写真が多く掲載されており有益である。出土木簡については「木簡研究」(二三、一九九一。一四、一九九二。一八、

一九九六、一九九七、二〇〇一、二〇〇二、一九九七で報告されている。本稿では最も新しい見解である「因縁」の釈文を使用した。長登銅山跡ならびに「木簡研究」の釈文にも言及している。また「因縁」のみに掲載される木簡については、本文中の釈文の下に(●)を印す。なお、木簡の番号は長登木簡の通し番号を用い、「長登一八二二」などと記す。

(2) 長門国の採銅については、兼賀七三男「古代長門の銅生産について」(山口県地方史研究)五〇、一九八三。池田善文 a「古代長門国採銅所の予察」(山口県地方史研究)四八、一九八三。同 b「古代産銅地考」(坂詰秀一先生還暦記念論文集 考古学の諸相)坂詰秀一先生還暦記念論集、一九九六。など。

(3) 長門銅錢司に関する論文は多いので、本稿で参照した論考をあげておく。八木光 a「山陽道の銅産と鑄銭司」(福尾猛市郎編「内海産業と水運の史的研究」吉川弘文館、一九六六。同 b「銅と鑄銭司」(新版古代の日本 4 中国・四国)角川書店、一九九三。柴原水逸男 a「鑄銭司の変遷」(初出一九七七。同 b「日本古代銭貨の鑄造組織」(初出一九七九。(いずれも「日本古代銭貨流通史の研究」瑞書房、一九九三)など。また、銭と長登銅山の銅鉛の分析結果については齋藤努「日本の銭貨の輪回位体比分析」高橋照彦「日本における銭貨生産と原料調達」(いずれも「国立歴史民俗博物館研究報告」第八六集、二〇〇一)を参照されたい。

(4) 「大日本古文書」二一・五〇一。長門国鑄銭司の官員構成は次の通りである。

長門国鑄銭司判官從七位下藤田百八郎

主典從七位下大宅百佐

民部少初位上糞土師通忍

少初位下 高安主村三事

長官は不明だが五位官人が任命されていたと考えられる。

なお「大日本古文書」では「正税帳」とするが、早川庄八氏の指摘に従い「郡橋帳」とした。早川庄八「公卿輪制度の成立」(日本古代の財政制度)名著刊行会、二〇〇〇。初出一九六〇。「播磨国郡橋帳」記載の鑄銭司については、柴原 a・b 註(3) 論文参照。

(5) 池田善文 c「古代銅製練の素類と若干の問題点」(長登銅山跡Ⅱ)註(1)。

(6) 八木光 c「奈良時代の銅の生産と流通—長登木簡からみた—」(日本歴史)六二、二〇〇〇。

(7) 「因縁」では削府を含めて二〇三の釈文が示されている。

(8) 八木 c 註(6) 論文。同 d「長登木簡からみた古代銅生産」(長登銅山跡Ⅱ)註(1)。同 e「県史講演録 木簡から古代を読む」(山口県史研究)八、二〇〇〇。

(9) 佐藤信 a「長門長登銅山と大仏造立」(出土史料の古代史)東京大学出版会、二〇〇二。同 b「律令国家と銅—長門長登銅山と大仏造立—」(藤山晴生編「日本律令制の構造」吉川弘文館、二〇〇二)。

(10) 付札に関する最新の見解として「日本古代木簡集成」(木簡学会編、東京大学出版会、二〇〇三)を参照されたい。なお付札木簡については本稿で直接触れたもの以外に、以下の論文を参照した。館野和巳「荷札木簡の一考察—貨運物の保管形態をめぐって—」(奈良古代史論集)第一集、一九八五。寺崎保広「木簡論の展望—文書木簡と荷札木簡」(新版古代の日本 10 古代資料研究の方法)角川書店、一九九三)など。

(11) 狩野久「木簡」(日本の美術)一六〇、至文堂、一九七九。今泉隆雄「買運物付札の諸問題」(古代木簡の研究)吉川弘文館、一九九八、初出一九七八。

(12) 今泉註(11) 論文。なお、今泉氏は論文を著書に再録するにあたり、

郡より下の郷段階で作成した荷札があることを認めておられる。

- (13) 東野岳之「三代税制と荷札木簡」(『日本古式木簡の研究』塙書房、一九八三、初出一九八〇)。

- (14) 渡辺晃宏「長屋王家木簡と二つの家政機関」(『奈良古代史論集』第一集、一九九二)・森公章「長屋王家木簡三題」(『長屋王家木簡の基礎的研究』吉川弘文館、二〇〇〇、初出一九九六)・勝浦令子「長屋王家の米支給関係木簡」(『木簡研究』二二、一九九九)など。

- (15) 山口英男「帳簿と木簡」(『正倉院文書の帳簿・雑文と木簡』(『木簡研究』二二、二〇〇〇)。
八木c註(6) 論文。

- (16) なお、宛先や用途のみを示すもの、工人名を記載しない銅付札も複数存在する。表1では「その他」としたが、大きく分類すれば銅の基

- (17) 本情報を記すものとして銅付札Aの範疇に入れることも可能である。
(18) 銅の重量は、正倉院銀笥の計量により推定すると、一斤(約一八〇匁(六七五匁))にあたるという。中井一夫・和田肇「東大寺大仏殿遺

- (19) 麻西地区」(『木簡研究』一一、一九八九)。

- (19) 狩野註(11)書、館野註(10)論文。造東大寺司問部品と考えられている正倉院宝物の木簡付札は皆匿名を記載するが、銅付札とくく似た形態であるので参照されたい。
・「く知満木綿十斤」

- ・「く勝寶五年六月四日検定」

- 杉本一樹「正倉院の木簡」(『日本古式文書の研究』吉川弘文館、二〇〇一、初出一九九〇)。

- (20) 註(1)、「木簡研究」一九。

- (21) 高島英之氏は〇三三型式木簡について、宮殿・官衙内などにおける物品の整理・保管を目的とする付札は、装着にもそれほどの堅固さを要さなかったという。この点で、銅付札の特殊性がうかがえる。高島

英之「物品付札の形態——平城宮・京跡出土の資料を中心に——」(『古代出土文字資料の研究』二〇〇〇、初出一九八七)。

- (22) 八木c註(6) 論文。「因縁」解説。なお、「借子」「断」の身分については、c論文で八木氏が言及しているのを参照されたい。

- (23) 銅を量る場合は、大を用いることになっていたが(『要老令』雑令2度地巻)、大隅聖希子氏によると「正倉院文書」などの実例から、銅の計量の場合、大小いずれも使用されていたという。大隅聖希子

- (23) 「奈良時代権衡制度に関する一考察」大小銅の問題を中心として(『計量史研究』二二、二〇〇一)。なお、銅付札Bに大小の区別が記される例は見出せない。

- (24) 「天平五年」は、銅関連の木簡の中で最も新しい年紀である。ただし下部被損のため「五」の文字を読み取るのは難しい。なお「天平五年」の年紀は藤米付札木簡(長登七五)にみえる。

- (25) 当時の一月あたりの銅製重量は不明であるが、製錬した生銅をさらに治熱する場合の功数について兼賀七三男氏は、「造東大寺司問部品」で報告された天平宝字六年(七六〇)二月中の作物・雑工数役として「治熱生銅九千五百斤 功九百廿八」(『大日本古史書』五一一二

- 五)、同三月中に「治熱生銅一千五百六十斤洗銅一千二百斤 功二百廿八人」(同「五一」一八九)とあり、治熱の功はそれぞれ一〇・三斤(兼賀氏は一〇・四とする)、二二・一斤になると指摘する。単純に計算すると、一人あたり一ヵ月で約三百斤強の治熱が可能であったことになる。原料からの製錬は治熱より低量であったと考えられるならば、なおよそ一ヵ月の製錬量の限度が推測できるのではないかと。兼賀七

- 三男「生銅」(『日本製業誌』一〇三三、一九七九)。

- (26) 渡辺・森註(14) 論文。

- (27) 単純については、のちに上下を倒置して物差に再利用したものとする。(『木簡研究』一三)。但し単純の幅は必ずしも均一ではなく、使

用目的に合わせてつけられたものであろう。

- (28) 森註(14) 論文。
- (29) 山口英男 b「記録関係木簡」(註(10)「日本古代木簡集成」解説)。
- (30) 銅の現物は生産現場から直接輸送されたものとみるほうが合理的だが、少なくとも書類上では、所管の郡ならびに国府を経由して各宛先に納入されたものと考えられよう。
- (31) 東大寺出土銅付札については正式報告書「東大寺防災施設工事・発掘調査報告書 発掘調査篇」(以下「防災」と略) 奈良県教育委員会、二〇〇〇)がある。なお、木簡の番号はこの報告書の番号に準拠し「防災一七二五」と表す。
- (32) 中井一夫・和田孝「東大寺大仏殿廻廊西地区」(註(18))。
- (33) 「防災」八一九頁、平松良雄・鶴見泰寿「東大寺」(「木簡研究」二四、二〇〇頁)。なお、「製錬」と「精錬」の語は、前者が原材料から銅を取り出す過程を指し、後者は「製錬」済みの銅を、更に純度の高い銅にするための作業を意味する。よって、東大寺の鑄所は「精錬」を行なう施設である。
- (34) 註(18)「木簡研究」一一。
- (35) 「防災」四〇一頁。
- (36) 瀧水貞三「古代史料論—木簡」(「岩波講座日本歴史」二五、岩波書店、一九七六)。東野註(13) 論文。
- (37) 中西康裕「交易雑物について」(「ヒストリア」一〇一、一九八三)。
- (38) 山口英男氏は、配布先を示すことが木簡作成の一次的目的ではないこと、最終的に製銅地(長登)に残され配布先に送られたものではないこと、配分宛先木簡という呼称は木簡の性格を示す上で適切ではないとする。山口 b 註(29) 解説。
- (39) 平野氏は少目の増員を養老五年(七二二)の長門按察使設置を契機と考える。平野野之「長門国の等級について」(九州史学)七四、一九

八二)。なお山田英雄氏は、天平宝字五年(七六一)とみられる「唐人姓名」(「大日本古文書」十五、一三三)に少目が見え、この時期に上国或いは大國に昇格したとする。山田英雄「国の等級について—延喜式まで—」(「日本古代史攷」岩波書店、一九八七、初出一九六〇)。

(40) 「木簡研究」一九では「吉俣郷」とするが、「国録」では「〇〇(俣カ)」とする。写真では、最初の文字の横棒一本線は確認できるものか、いずれの字かは判断できかねる。「吉俣郷」は不詳だが「きつまた」や「かつまた」と読めるとすれば、「和名類聚抄」周防国佐波郡に「勝間 加部萬(かつま)」とあり、これに該当するか。勝間は周防国府所在地(現防府市の中央部)にあたる。木簡記載の「鏡司」から、鏡の製作場所があったと推定できるが、現在確認されている周防国鏡鏡司とは場所が異なる。長門鏡鏡司は現下関市長府に確認されているが、当該する「鏡司」が長門鏡鏡司ではなく、他に存在していた可能性も否定はできない。「和名抄」には長門国美祿郡賀部郡がみえる。「二俣郷」も不詳だが、周防国都濃郡(現南門市大向)の式内社に「二俣神社」が見える。また現在の地名として、宇部市「俣瀬(ふたまたせ)。長門国厚徳郡城」があるが、いつまで遡るかは不明である。「和名抄」の厚徳郡(多分、大津郡二處と関連するか)。

(41) 「類聚三代格」卷十六、延暦五年一月二日大政宣符。松原弘宣「水上交通の検査システムについて」(「経日本紀研究」三三七、二〇〇頁)。また、九世紀になると長門国津での検査も重要視され、関門海峡を通行する場合長門と豊前での検査が命じられていたとする。

(42) 八木 c 註(6) 論文。

(43) 註(1)「国録」解説。

(44) 「大日本古文書」二一三三。廣原昌は天平二二年九月戊申藤原広嗣の乱に、官軍の精兵四〇人を率いて免護したが、この時は豊浦郡少

額外正八位上。また同二年閏三月卯に外正八位上より外従五位下に叙せられている。(いずれも『続日本紀』)

- (45) 福山敬男「奈良時代に於ける興福寺西金堂の造営」(『日本建築史の研究』綠書社、復刻版、一九八〇、初版一九三三)。

- (46) 佐藤 a・b 註(9) 論文。

- (47) 例えば長屋土家木簡に次のような木簡がある。

・ 〇 銅造所 □

・ 〇 右五人米 □

(20) (12)・(13) 遺物 1 品目 1 品

また、平城京内にも製銅関連施設があったことも指摘されており、都でも官外に個人的な銅の需要があったといえる。鬼須清明「古代都城の庶民生活の一形態—平城京内の鑄銅工人をめくって—」(『古代木簡と都城の研究』塙書房、二〇〇〇、初出一九九四)。

- (48) 八世紀の雇用状態や功直については奈良永達男「律令国家と日本古代銭貨」(奈良註(3) 書、初出一九七二)、榎本謙周「日本古代の『労働価値基準』」(『日本古代労働力編成の研究』塙書房、一九九六、初出一九九九) など。

- (49) 「木簡研究」一三、「長登銅山跡」II では「卅七斤」とするが、「図録」では「卅七斤」とする。「図録」の写真を見るといずれの可能性もある。

- (50) 「日本古代における雇用関係の歴史的特質」(榎本註(48) 書、初出一九八五)。

- (51) 「雪山政所」(「雪色」が長登採銅所の運営組織とみられ、美祿郡司から「雪色」に充てて「符」が送られている。『長登』三九七、五三三)。

- (52) 『続日本紀』神護景雲二年三月乙卯条。『業老令』継令9国内条では、鉄とともに銅の私採を公認し、生産物の調庸納を認めている。

- (53) 『業老令』賦役令1調庸總条。

- (54) 奈良国立文化財研究所「平城宮木簡一解説」(一九六九)、福田豊彦

「日本古代鉄生産の諸様相—中世製鉄の前提として—」(『日本史研究』二八〇、一九八五)。

- (55) 八木 c 註(6) 論文。

- (56) なお、官布の語は次の木簡にも見えている。

・ 伴記販人官布

大伴マ

天	〇
---	---

 〇

□ □ 人二月廿四日 (●) (20) 第 2 品目 1 品

- (57) 野村忠夫「官人の出身方式」(『官人制論』雄山閣出版、一九七五)。

【付記】本稿は学習院大学大学院に提出したレポートを改稱したものです。改稱にあたり森公章先生、鎌江安之先生に御教示頂きましたこと、この場を借りて深く感謝申し上げます。

金告「大和北道路の平城宮跡直下トンネル案の即時撤回を求める要望書」について

木簡学会では、京奈和自動車道路大和北道路のルートとして、平城宮跡直下のトンネル案が計画されていることに對して、二〇〇〇年六月の委員会声明以来、この計画の実現が世界遺産・特別史跡平城宮跡に包蔵されている木簡に致命的な影響を与えかねないことを憂慮し、計画の白紙撤回を求めてきている。この間、この計画に懸念を抱く学会・市民団体と協力して実行委員会を組織して、「高遠道路計画で危機を迎えた世界遺産平城宮跡を考えろ」シンポジウムを二〇〇一年、二〇〇二年の二回にわたって開催し、現在も幹事団体の一つとして実行委員会の活動を継続している。

この計画を推進する国土交通省は、地下水検討委員会、文化財検討委員会に引き続き、「大和北道路有識者委員会」を発足させPII方式による推奨ルートの選定にあたってきた。四ルート七案の提示後、一般市民を対象とするアンケート・公聴会、ヒアリングなどを含め、一七回に及ぶ委員会を経て、去る一〇月、平城宮跡東側を一部地下で通過するという推奨案が出されるに至った。幸いにも、文化財検討委員会が出した平城宮跡を避けるべきだと

する提言を尊重し、平城宮跡直下案は検討の対象から削除されたが、平城宮跡さえ避ければよいという問題ではなく、なお粘り強く平城宮・京の木簡を守るための運動を続けていく必要がある。

木簡学会では、有識者委員会の推奨案が出される前に、平城宮跡直下案の明確な白紙撤回と、木簡を守るという観点からより慎重な検討を求めるため、本年度第一回の委員会において、委員会声明の形で学会としての意見を三たび申し入れることとし、以下のような要望書を採択して国土交通大臣に申し入れとともに、関係各機関にも要望書を送付して、理解と協力を求めた。以下に、その全文を掲げる。

大和北道路の平城宮跡直下トンネル案の即時撤回を求める
要望書

先頃、平城宮跡で最初に見つかった木簡を含む大膳職推定地出土木簡三九点が、木簡として初めて重要文化財に指定されました。一九六一年にこれらの木簡が出土してから四二年、これまで全国で出土した木簡は二〇万点を超えましたが、木簡の重要性がより明瞭な形で認められたまことに喜ばしいことです。平城宮跡は国指定の特別史跡であり、世界的にもユネスコの世界遺産に登録されたかけがえない人類の財産です。今回重文に指定されるこ

とになった木簡は、五万点に上る平城宮跡出土木簡全体からみればごくわずかですが、その他の木簡も同様の価値をもつことは申すまでもありません。

木簡学会が大和北道路の平城宮跡地下トンネルルート案の撤回をこれまで繰り返し訴えてきたのは、このような木簡を始めとする貴重な資料を保全し、それを現在に伝えてきた世界遺産平城宮跡を守りさらに後世に伝えていくことが、現代に生きる私たちに課せられた責務であると考えます。平城宮跡は「地下の正倉院」とも呼ばれ、そこには正倉院の宝物に匹敵するかけがえのない遺物が今も多量に眠っているのです。

大和北道路有識者委員会の検討対象からは、平城宮跡直下をトンネルで通す案は削除されました。文化財検討委員会の提言を尊重した英断を私たちは高く評価したいと思えます。しかしながら、有識者委員会が検討対象から外したといっても、国土交通省が正式に平城宮跡直下案を放棄されたわけではなく、平城宮跡直下案が再び浮上してこないという保証はどこにもありません。また、平城宮跡を避けたとしても、その周辺をトンネルで通す案はなお検討されています。今地下トンネル建設地として検討の対象とされている平城宮東側一帯の国道二四号線バイパス周辺は、世界遺産平城宮跡のバッファゾーンであり、実は長屋王家木簡三五〇〇〇点や二重大路木簡七四〇〇〇点に代表される有数の木簡出土

地です。また、木簡が見つかるのは平城宮跡周辺だけでなく、平城宮跡南部の八条町でも八五〇点余りの木簡が出土したことがあります。平城宮跡内だけでなく、平城京内どこにおいても、歴史を書き換えるような多数の木簡が眠っている可能性が高いのです。そうした場で地下水に少しでも影響の出る可能性が懸念されるようなトンネル工事は絶対に避けるべきです。そもそも、地下水への影響を最小限に食い止める工事が可能であるとしても、地下トンネルが今後確実に維持・管理されていく保証はどこにあるのでしょうか。

私たちは、ここに次の二点を強く要望いたします。

- 1、国土交通省として大和北道路の平城宮跡直下案を即時撤回すること。
- 2、ルート決定にあたっては、平城宮（京）跡を守るという観点から、世界に対して恥ずかしくない良識ある結論を導くこと。

二〇〇三年六月一日

木簡学会委員会

国土交通大臣 扇 千景 様

彙報

第二四回総会及び研究集会

木簡学会第二四回総会及び研究集会は、二〇〇二年二月七・八日、奈良文化財研究所平城宮跡資料館講堂において、一五五名の個人会員、二団体の団体会員の参加を得て開催された。会場には、平城宮大極殿院西樓跡出土木簡・平城京跡東三坊大路東側溝出土木簡（告知札）・石神遺跡出土木簡・藤原京跡左京七条一坊西南坪出土木簡（以上、奈良文化財研究所）、宮町遺跡出土木簡（信楽町教育委員会）が展示された。また、飛鳥京跡苑池遺構出土木簡（奈良県立橿原考古学研究所）のパネル展示も行なわれた。

◇二〇〇二年二月七日（土）（一三時—一七時）

第二四回総会（議長 寺内浩氏）
佐藤宗壽会長による開会挨拶の後、以下の報告が行なわれた。
会務報告（渡辺晃宏委員）

会員の状況（個人会員三十七名、海外会員三名、団体会員四団体の他、二〇〇三年度新入会員九名、会員サーピス、会誌の在庫状況などについて報告があった。

但馬特別研究集会実績報告（録田元一 同研究集会実行委員長）

二〇〇二年七月五・六日に兵庫県日高町で開催した但馬特別研究集会について、その概要の報告があった。詳細は本誌第二四号の彙報を参照されたい。

編集報告（寺崎保広委員）

『木簡研究』第二四号の編集経過について報告があり、頒価を五〇〇〇円にする旨の提案があった。

創立二〇周年記念図録編集経過報告（和田翠委員）

木簡学会創立二〇周年を記念して編集を開始した木簡図録について、内容の紹介があり、発行を財団法人東京大学出版会、印刷を岡村印刷工業株式会社に決定したとの報告があった。

京奈和自動車道平城宮跡地下トンネル計画問題に対する取り組みについての報告（渡辺晃宏委員）

平城宮跡の地下に京奈和自動車道のトンネルを通す計画がある問題について、経過と状況について説明があった。また、幹事団体として参加しているシンポジウム「世界遺産平城宮跡を考える」実行委員会の活動についても報告があった。

会計・監査報告（山中敏史委員・東野治之監事）

山中委員から二〇〇一年度会計（一般会計及び特別会計）の決算報告が行なわれ、東野監事より会計業務が適正に行なわれている旨の監査報告があった。

以上の案件は、全て承認された。

研究集会

報告(司会 西山良平委員)

中世の木札文書

田良島哲氏

田良島氏の報告は、中世における木札文書の四つの領域について概観したあと、木と紙の使い分けを念頭に費きつつ古代から中世への禁制と制札の展開について述べ、木札文書研究の意義について論じたものである。報告内容については、本号に論文を掲載できた。

◇二月八日(日) 九時—一五時

研究集会

報告(司会 山下信一郎委員)

二〇〇二年全国出土の木簡

渡辺晃安氏

飛鳥京跡苑池遺構の調査の概要

卜部行弘氏

飛鳥京跡苑池遺構出土木簡

鶴見泰寿氏

渡辺氏の報告は、全国六二カ所の遺跡から出土した木簡の概要についての報告で、そのほとんどについて本号に報文を掲載できた。

引き続き、七世紀末から八世紀にかけての多数の木簡が出土した飛鳥京跡苑池遺構について、卜部氏(奈良県立橿原考古学研究所)から調査成果の概要、鶴見氏から木簡の概要の報告をいただいた。

討論(司会 山下信一郎委員)

午後に入り、午前中の報告をめぐって、活発な討論を行なった。なお、討論に先立ち石神遺跡について田辺征夫氏から、弥勒寺西遺

跡の木簡について平川南氏から、下月隈C遺跡群の木簡について坂上康俊氏から、志羅山遺跡出土木簡について佐藤信氏からそれぞれ補足説明をいただいた。

最後に田辺征夫副会長の挨拶により閉会した。

委員会報告

◇二〇〇二年二月七日(土) 一〇時半—一二時

於奈良文化財研究所

総会に先立ち、会務、第二四回総会・研究集会の運営、会誌第二四号の編集経過と頒布価格、二〇〇三年度予算案、創立二〇周年記念図録の編集経過などについて報告があり、審議の上承認された。また、役員改選についても検討を行ない、京奈和道問題についても討議を行なった。

◇二〇〇三年六月一日(水) 一四時—一七時半

於奈良文化財研究所

1 会務報告。会員の異動、常任委員の交替(吉川野氏から馬場泰氏に)、幹事の委嘱(奈良国立博物館の野見忠氏)について報告があった。2 入会審査。一六名の新入会申し込み者について、審査を行なった。3 会計・監査報告。二〇〇二年度決算報告、及び監査報告があり、承認された。4 二〇周年記念図録の刊行など。『日本古代木簡集成』(勸東京大学出版会刊)として刊行の運びとなったこと、『日本古代木簡選』(岩波書店刊)を復刊したことについて報告があった。5 会

誌第二五号の編集経過。編集を土橋誠委員が担当する旨報告があった。6 第二回総会・研究会について。内容について検討した。

7 「木簡出土遺跡・報告書総覧（仮題）」の編集・刊行について。

「木簡研究」第一〇号に掲載した木簡出土遺跡と報告書一覽の総編を、年度末刊行を目指して奈良文化財研究所と共同で編集集中である旨報告があった。8 京奈和道の平城宮跡地下トンネル問題について。現況について報告があり、委員会声明を出すことが了承された（会

告参照。9 その他。今回の特別研究会の候補地、組織改革などについても議論した。

◇二〇〇三年二月一日（火）一四時—一七時

1 会務報告。会員の異動、常任委員会・幹事会の開催について報告があった。2 会計報告。二〇〇三年度会計中間報告、及び二〇〇二年度後半の取支予定・二〇〇三年度予算案について報告があった。3 入会審査。一六名の新入会申し込み者について審査を行ない、全員の入会が承認された。4 会誌第二五号の編集経過。5 第二回総会・研究会について。日程案について検討した。6 「木簡出土遺跡・報告書総覧（仮題）」の編集経過について報告があった。7 京奈和道の平城宮跡地下トンネル問題の現況について報告があり、対応を議論した。8 その他。組織改革問題について議論した。

京奈和高速自動車道の平城宮跡地下トンネル計画に対する取り組み

◇二〇〇二年二月一日（火）

シンポジウム「世界遺産平城宮跡を考える」実行委員会（構成団体は二四団体）第一五回実行委員会 於奈良県教育会館

◇二〇〇三年一月二日（火）

同第一六回実行委員会 於奈良県教育会館

◇二〇〇三年二月二日（火）

同第一七回実行委員会 於奈良県文化会館

◇二〇〇三年三月二日（火）

同第一八回実行委員会 於奈良県教育会館

◇二〇〇三年四月二日（月）

同第一九回実行委員会 於奈良県教育会館

◇二〇〇三年五月二日（木）

「京奈和高速自動車道の世界遺産平城宮（京）跡地下通過計画の白紙撤回を求めるアピール」に賛同する有識者名簿（二二七名）を、シンポジウム「世界遺産平城宮跡を考える」実行委員会から国土交通大臣と大和北道路有識者委員会委員長に提出。

◇二〇〇三年五月二〇日（金）

同第二〇回実行委員会 於奈良県教育会館

◇二〇〇三年六月二日（水）

二〇〇三年度第一回木簡学会委員会において、委員会声明「大和北道路の平城宮跡直下トンネル案の即時撤回を求める要望書」を採択し、国土交通大臣、及び関係各機関などに送付。（渡辺晃宏）

『木簡研究』第二一～二五号総目次

巻頭言—WEB版木簡データベースの公開に思う—	石上英一	21	i
巻頭言—最近の木簡を取り巻く状況に思う—	田辺征夫	22	i
巻頭言—木簡学会の原点—	鎌田元一	23	i
巻頭言—情報化と松と楠—	東野治之	24	i
巻頭言—木簡を観る—	平川 南	25	i

(アラビア数字は号数、漢数字は四角番号)

平城宮跡出土木簡	22	23	24	25
平城京跡左京一条二坊十坪出土木簡	21	22	23	24
東大寺出土木簡	21	22	23	24
藤原京跡出土木簡	21	22	23	24
飛鳥池遺跡出土木簡	21	22	23	24
石神遺跡出土木簡	21	22	23	24
飛鳥京跡苑池遺跡出土木簡	21	22	23	24

長岡京跡出土木簡	22	23
難波宮跡出土木簡	21	22
深江北町遺跡出土木簡	23	24
市辺遺跡出土木簡	22	23
新宮神社遺跡出土木簡	23	24
騎西城武家屋敷跡出土木簡	25	26
榎井A遺跡出土木簡	21	22
山田遺跡出土木簡	22	23
発久遺跡出土木簡	22	23
加茂遺跡出土木簡	23	24
東木津遺跡出土木簡	23	24
安芸国分寺跡出土木簡	24	25
朽瀬南塚遺跡出土木簡	24	25
元岡遺跡群出土木簡	25	26
下月隈C遺跡群出土木簡	25	26
飯塚遺跡出土木簡	25	26

概要	22	23
一九九八年出土の木簡・概要	21	22
一九九九年出土の木簡・概要	1	2

館野和己
吉川 聡

都道府県別木簡出土遺跡目次

＊印は「一九七七年以前出土の木簡」の項、
 ＊＊印は「釈文の訂正と追加」の項でとりあげたもの

二〇〇〇年出土の木簡・概要	馬場 基	23	1
二〇〇一年出土の木簡・概要	鶯森浩幸	24	1
二〇〇二年出土の木簡・概要	渡辺晃宏	25	1

〔奈良〕

平城宮跡

第三〇一次	館野和己	22	6
第三一五次	吉川 聡	23	6
第三一六次	渡辺晃宏	23	6
第七七次	馬場 基	23	169
第九一次	市 大樹	24	158
第三三七次	馬場基・渡辺晃宏	25	7
平城京跡 <small>（国立奈良国立文化財研究所・奈良県立橿原考古学研究所・奈良市教育委員会）</small>			
左京一桑三坊十三坪 <small>（市）</small>	松浦五輪美・原田香織	22	16
同	松浦五輪美	23	174
左京一桑二坊十坪 <small>（国第八〇次）</small>	館野和己	21	215
左京三桑一坊七坪	渡辺晃宏	23	15
右京一桑三坊三坪	久保清子	25	15

右京七条一坊十五坪（市第三四九次）

三好美穂・松浦五輪美	21	6	
平城京東市跡推定地	中島和彦	24	6
阿弥陀浄土院跡	渡辺晃宏	22	14
薬師寺旧境内	山下信一郎	21	10
薬師寺旧境内	渡辺晃宏	24	7
東大寺	平松良雄・鶴見泰寿	24	10
興福寺一乘院跡	山本 崇	25	17
西大寺旧境内	池田富貴子	25	16
西隆寺跡	吉川 聡	22	13
旧大乗院庭園			
一九九九年度	渡辺晃宏	22	22
二〇〇一年度	馬場 基	24	8
奈良町遺跡 <small>（平城京跡左京四桑六坊十四坪）</small>	松浦五輪美	22	24
秋篠・山陵遺跡	佐藤聖聖	21	8
上宮遺跡	荒木浩司	22	25
藤原宮跡			
第一〇七次	市 大樹	24	14
第一一八次	竹内 亮	25	19
第二四二次	竹内 亮	25	19
藤原京跡 <small>（国立奈良国立文化財研究所・奈良県立橿原考古学研究所・市・橿原市教育委員会）</small>	竹内 亮	25	19

左京一条一坊(園第一〇九次)	竹内亮	24	15	第一九次	西光慎治・市大樹	25	51
左京六条二坊・七条二坊(園第一二三次)	市大樹	24	16	第三次	西光慎治・市大樹	25	51
左京七条一坊(園)	市大樹	25	21	石神遺跡	竹内亮	24	18
右京一条一坊(市)	露口真広・竹内亮	25	35	川原寺跡	西光慎治	21	31
右京六条四坊北西坪(市)	濱口和弘	21	11	吉備池廃寺	寺崎保広	21	32
右京六条四坊・七条四坊(市)	齊藤明彦・市大樹	25	37	坂田寺跡			
十一条・朱雀大路(皇)	卜部行弘	23	17	第一次	竹内亮	25	193
大藤原京跡左京北五条三坊南西坪	濱口和弘	21	12	第二次	竹内亮	25	193
飛鳥京跡	鶴見泰寿	22	242	第三次	相原嘉之・竹内亮	25	57
第五一次	鶴見泰寿	22	242	(京觀)			
飛鳥京跡苑池遺構	卜部行弘・鶴見泰寿	25	40	長岡宮跡			
飛鳥池遺跡				東辺官街・春宮坊跡(宮第三四一・三五七次)			
第八四次	寺崎保広	21	14	北辺官街(北部)(宮第三五四次)	中島信親・清水みき	21	33
第八七次	寺崎保広	21	14		中島信親・清水みき	21	33
第九三次	寺崎保広	21	14				
第九八次	市大樹	24	21	長岡京跡	中島信親・清水みき	21	33
第一二二次	市大樹	24	21	左京北一条三坊一・三町 東院跡(左京第四三五次)			
飛鳥池東方遺跡	寺崎保広	21	29		梅本康広・清水みき	23	20
飛鳥東垣内遺跡	西光慎治	21	30	左京一条三坊一・二町(左京第四二二次)			
酒船石遺跡					山口均・清水みき	22	26
第一四次	相原嘉之・山下信一郎	23	18				

左京二条大路・東二坊大路交差点(左京第二九六次)									
園下多美樹・清水みき									
左京一条条間大路・東一坊大路交差点、									
二条二坊十五町、二条三坊二町(左京第四七三次)									
園下多美樹・佐藤直子									
左京三條一坊一町(左京第四二五次)									
中島信親・清水みき									
左京三條二坊六町(左京三五六次)									
清水みき									
左京三條二坊七・八町(左京第四一九次)									
中島信親・清水みき									
左京三條二坊十三・十四町、三條三坊									
三・四町(左京第四三三次)									
中島信親・清水みき									
左京三條二坊一町(左京第四二八次)									
松崎俊郎・清水みき									
右京六條二坊六町(右京第六八八次)									
中島智夫・古尾谷知浩									
右京七條一坊七町(右京第七二三次)									
岩崎 誠									
平安京跡									
左京三條一坊十町									
菅田 薫									
左京三條三坊十五町									
吉川義彦									
左京六條三坊六町									
菅田 薫									

左京七條二坊八町及び本願寺									
近藤知子									
右京三條一坊六町									
山口 真									
右京五條一坊六町									
電子正彦									
右京六條三坊七・八・九・十町									
堀内明博									
平安京教皇院跡									
吉川義彦・西山良平									
一九九八年度									
一九九九年度									
東寺(教王護国寺)旧境内									
吉崎 伸									
御室仁和寺									
津々池惣一・南出俊彦									
六波羅政庁跡									
田中利津子									
鳥羽遺跡・鳥羽離宮跡									
尾藤徳行									
大藏遺跡									
吉崎 伸									
興戸宮ノ前遺跡									
藤井 整									
武者ヶ谷遺跡									
水谷隆夫									
河守遺跡									
松本学博									
佐山遺跡(B2地区)									
竹原一彦									
難波宮跡(府・助大阪府文化財センター)									
市・助大阪府文化財協会									
第九七―三三(市)									
一九九九年度(府)									
佐藤 隆									
江浦 洋									

宮内黒田遺跡	小寺 誠	21	75	二〇〇〇年度	渡辺 昇	24	42	
姫路駅周辺第四地点遺跡(仮称)	中川 猛	21	77	溝之口遺跡				
時友遺跡	大川勝宏	22	65	赤穂城跡二の丸				
明石城武家屋敷跡(兵庫県教育委員会埋蔵文化財調査事務所)	甲斐昭光	22	66	三原石田遺跡				
明石城武家屋敷跡(明石市教育委員会)	渡辺 昇	24	44	(遊覽)				
姫路駅周辺第四地点遺跡(仮称)	中川 猛	22	68	宮町遺跡				
古網干遺跡	中川 猛	21	79	第二〇次	鈴木良章・霧森浩幸	22	119	
龍野城跡	井守徳男	22	69	第三次	岩宮隆司	22	109	
市辺遺跡	種定淳介	22	71	第四次	岩宮隆司	22	109	
宮内堀脇遺跡	西口圭介	22	76	第五次	古市 晃	24	59	
第二次	西口圭介	22	76	小谷城跡(伝知善院跡)	古市 晃	24	59	
第三次	吉織雅仁	22	81	尾上浜遺跡	山崎清和	21	126	
梶原遺跡	加賀見省一	22	82	大將軍遺跡	松室孝樹	21	129	
柿布ヶ森遺跡	鈴木敏二	22・247	55	安土城跡	谷口智樹	22	113	
袴袂遺跡	阿部敬生・山本雅和	23	57	十里遺跡	岩橋隆浩・松下 浩	22	117	
深江北町遺跡	西岡巧次	23	57	湯ノ部遺跡	近藤 広	22	119	
行幸町遺跡	西口圭介	23	59	蜂屋遺跡	瀬口眞司	22	254	
柴遺跡				新宮神社遺跡	大崎隆志	23	83	
六条遺跡				柳遺跡	畑中英二	23	84	
一九九九年度	渡辺 昇	24	42		平井美典	24	66	

八角堂遺跡	平井美典	24	68
野路岡田遺跡	岡田雅人	25	102
西河原遺跡	徳綱克己	25	104
西河原宮ノ内遺跡	辻 広志	25	106
三堂遺跡	岡本広義	25	108
(三區)			
六六A遺跡	穂積裕昌	21	84
榑田地区内遺跡群奥ノ垣内地区	金子智子	21	86
内垣外遺跡	西出 孝	21	88
雲出鳥貫遺跡	伊藤裕偉	22	84
辻子遺跡	田中久夫	23	62
中林・中道遺跡	東 敬義・瀬野弥知世	25	78
(愛知)			
幅下遺跡	水野裕之	23	64
志賀公園遺跡	水井宏幸・古尾谷知浩	24	49
同	水井宏幸	25	197
下郷遺跡	池本正明	24	51
真養院遺跡	水野裕之	25	79
上橋下遺跡	池本正明	25	82
(群馬)			
山ノ神遺跡	鈴木一有	22	85
中村遺跡	鈴木敏則	22	86
一九九九年	鈴木敏則	23	86
二〇〇〇年度	鈴木敏則	23	66
二〇〇二年度	鈴木敏則	25	83
水守遺跡	八木勝行・岩木智絵	22	88
元高遺跡	加藤理文	22	90
春岡遺跡群	松井一明・白澤 崇	23	68
仁田館遺跡	岩本 貴	24	53
箱根田遺跡	鈴木敏中	25	85
(山梨)			
大坪遺跡	榑原功一	23	70
(神奈川)			
宇津宮辻子幕府跡	原 廣志	21	89
千代南原遺跡第Ⅱ地点	小池 聡	22	93
香川・下寺尾遺跡群(下寺尾地区北B地点)	中村哲也・大村浩司	22	95
若宮大路周辺遺跡群	馬淵和雄	23	71

北条小町邸跡	森孝子	23	
北条泰時・時頼邸跡	瀧田哲夫	23	
史跡臨長寺境内	宮田真	24	
五合興遺跡(弘法寺跡)	福田誠	25	
(東京)			
汐留遺跡(朝東京部教育文化財団埋蔵文化財センター)	齋藤進	21	
汐留遺跡(汐留地区遺跡調査会)	新里康・長井光彦	23	
江戸城外堀跡(四谷御門外堀跡・御堀通・町屋跡)	池田悦夫	21	
法光寺跡	成田涼子	21	
白鷗遺跡	小日置晴展	107	
池之端七軒町遺跡	小俣悟	109	
浅草寺遺跡	小俣悟	115	
上千葉遺跡	永越信吾	118	
伊興遺跡	大崎美鈴	21	
港区No.91遺跡	松本健	97	
水戸藩徳川家小石川屋敷跡(諏訪町遺跡)	加藤元信	99	
西町遺跡	小俣悟	102	
浅草芝崎町遺跡	小俣悟	104	

入谷遺跡	小俣悟	22	
下宅部遺跡	千葉敏朗	25	
(埼玉)			
騎西城跡	嶋村英之	25	
騎西城武家屋敷跡	嶋村英之	93	
(千葉)			
大崎城跡	鬼澤昭夫	23	
大慈恩寺遺跡	黒沢哲郎	99	
(茨城)			
羽黒遺跡	駒澤悦郎	25	
(岐阜)			
柿田遺跡			
一九九九年 二〇〇一年度	近藤大典	23	
弥勒寺西遺跡	近藤大典	69	
	田中弘志	111	

山王遺跡

第一二次

第一七次

新田遺跡

中野高柳遺跡

二〇〇〇年度

二〇〇一年度

洞ノ口遺跡

仙台城本丸跡

仙台城跡(二の九北方武家屋敷地区)

佐竹輝昭・兼平賢治・大藤修

藤沢 敦・京野恵子・高木暢光

赤井遺跡

大古町遺跡

伊藤博道

佐藤敏幸

柳之御所遺跡

第四九次

第五〇次

第五一次

斎藤邦雄

斎藤邦雄

斎藤邦雄

鈴木孝行

鈴木孝行

千葉孝弥

高橋栄一・吉野武

村田晃一・吉野武

平間亮輔・吉田和正

金森安孝

金森安孝

金森安孝

伊藤博道

佐藤敏幸

高木暢光

大藤修

大藤修

大藤修

大藤修

大藤修

大藤修

大藤修

22

22

22

23

24

23

23

23

25

25

23

23

25

25

25

21

22

22

23

132

132

132

91

76

92

92

94

121

100

100

126

121

140

139

139

101

101

101

志羅山遺跡(町一平泉町教育委員会)

第七七次(可)

第八〇次(惠)

第八一二次(可)

第八八次(可)

仙人西遺跡

中尊寺境内大池跡

(山形)

後田(旧日記)遺跡

山田遺跡

馳上遺跡

石田遺跡

山形城跡

山形城跡

(秋田)

洲崎遺跡

同

十二牲B遺跡

観音寺廃寺跡

本荘城跡

鈴木江利子

酒井宗孝

及川 司

菅原計一

伊藤博幸

及川 司

野尻 侃

須賀井新入

須賀井新入

須賀井新入

吉田江美子・山口博之

五十嵐貴久

五十嵐貴久

工藤直子

工藤直子・高橋学

高橋学

五十嵐一治

長谷川潤一

長谷川潤一

21

22

22

25

24

25

25

22

22

22

23

23

23

22

22

22

22

24

24

142

141

143

132

87

135

144

145

103

104

104

23

23

23

22

22

265

89

90

92

北遺跡	加藤 竜	24	96
盤若台遺跡	宇田川浩一	24	97
薄枝明徳館跡	伊藤武士	25	137
〔寶器〕			
十三湊遺跡	神原滋高・綾村 宏	22	147
高間(六)遺跡	木村淳一	24	99
新城平岡(四)遺跡	木村淳一	25	139
〔覆井〕			
福井城跡(県)	福井県教育庁埋蔵文化財調査センター		
市)福井市教育委員会			
一九九四年度(県)	本多達哉・河村健史	22	154
一九九八年度(県)	本多達哉・河村健史	21	148
高築側道四号線地点(県)	本多達哉・河村健史	22	267
一九九七年度(市)	長谷川健一	21	151
一九九八年度(市)	長谷川健一	21	151
一九九九年度(市)	長谷川健一	22	152
二〇〇〇年度(市)	長谷川健一	24	100
高塚遺跡	松川雅弘	22	149
一乗谷朝倉氏遺跡	佐藤 圭	22	151
石盛遺跡	大川 進	25	144
〔石川〕			
神野遺跡			
堅田B遺跡			
広坂遺跡			
観法寺遺跡			
畝田・寺中遺跡			
一九九九年度			
二〇〇一年度			
二〇〇二年度			
堅田B遺跡			
高岡町遺跡			
磯部カンダ遺跡			
本町一丁目遺跡			
安江町遺跡			
打木東遺跡			
畝田ナベタ遺跡			
加茂遺跡			
吉田C遺跡			
美麻奈比古神社前遺跡			
北中条遺跡			
指江B遺跡			
谷口明伸	21	154	
向井裕知	21	156	
庄田知充	21	159	
松浦郁乃	22	157	
和田龍介	22	159	
和田龍介	24	104	
和田龍介	25	145	
金山哲哉	22	162	
向井裕知	22	164	
谷口明伸	22	164	
楠 正勝	22	273	
向井裕知	23	108	
庄田知充	23	111	
出越茂和	23	115	
布尾幸恵	23	117	
湯川善一	23	119	
西田昌弘	23	125	
四柳嘉章	23	127	
中嶋徹郎	24	107	
大西 顕	24	109	

四柳白山下遺跡
中屋サワ遺跡
南新保北遺跡

加藤克郎
向井裕知
庄田知充・平川 南

同
二〇〇〇年度
岩本杉遺跡
砂山中道下遺跡
下町・坊城遺跡C地点
船戸川崎遺跡
竹直神社遺跡
箕輪遺跡
馬越遺跡
大武II遺跡
馬見坂遺跡
発久遺跡
妻ノ神遺跡
野中土手付遺跡
船戸桜田遺跡

〔富士〕

中保B遺跡

根津明義

21

水澤幸一
新保誠吾

水澤幸一

21

東木津遺跡

荒井 隆・岡田一広
荒井 隆・岡田一広
荒井 隆・岡田一広
鹿島昌也
根津明義

21

高橋 保
伊藤秀和
丸山一昭
高橋 聡
中山俊道・小林昌一・相沢 央

高橋 保

22

一九九八年度

同

23

戸根与八郎

戸根与八郎

22

一九九九年

榑谷南遺跡

164

山口直子

山口直子

22

須田藤の木遺跡

須津明義

166

山口辰一・岡田一広

山口辰一

22

手洗野赤浦遺跡

町田賢一

171

第四次

水澤幸一

22

八坂C遺跡

田中 明

173

第五次

水澤幸一

24

道場I遺跡

三島道子

174

第三次

水澤幸一

22

麻生谷遺跡

山口辰一・岡田一広

128

第二次

水澤幸一

192

〔新潟〕

榑井A遺跡

榑 繁治・小林昌一

169

下ノ西遺跡

田中 靖

21

一九九八年

田中 靖

172

藏ノ坪遺跡

腰廻遺跡

23

中山俊道

中山俊道

133

田中 靖

田中 靖

23

田中 靖

田中 靖

130

田中 靖

田中 靖

183

田中 靖

田中 靖

174

田中 靖

田中 靖

174

田中 靖

田中 靖

147

田中 靖

田中 靖

112

田中 靖

田中 靖

25

田中 靖

田中 靖

25

田中 靖

田中 靖

24

尾道遺跡

第七二次

第七五次

安芸国分寺跡

黄幡一号遺跡

妹尾周三・住竹昭

森重彰文

森重彰文

岡野克巳

23

23

24

25

141

141

133

169

藤川智之・和田 萃

21

23

215

217

22

22

23

24

25

25

25

24

25

25

25

24

24

25

25

184

山口

長登銅山跡

萩城跡(外堀地区)

周防国府跡

第一二次

第二二次

第二五次

東禪寺・黒山遺跡

延行桑里遺跡

池田善文・八木 光

谷口哲一

羽島幸一

柳 智子

柳 智子

西田 宏

濱崎真一

乘松真也

21

21

22

22

23

23

23

22

210

210

210

210

210

210

210

210

一九九八年度

二〇〇〇年度

敷地遺跡

徳島城下町跡

中前川町二丁目遺跡

南前川町一丁目遺跡

新蔵町三丁目遺跡

常三島遺跡

守護町勝増遺跡

〔愛媛〕

平田七反地遺跡

南新院土居北遺跡

南江戸園目遺跡

別府遺跡

〔高知〕

高知城伝下層敷跡

池澤俊幸

三好裕之

中野良一

山下太志

西川真美

重見高博

中村 豊

藤川智之

藤川智之

204

204

204

204

204

204

204

204

204

204

204

204

204

204

204

204

204

204

204

204

204

204

204

204

204

元岡・桑原遺跡群（元岡遺跡群）

第七次

第一五次

第一八次

第二〇次

同

高畑遺跡

下月隈C遺跡群

今山遺跡

長安寺院跡

井上薬師堂遺跡

井相田C遺跡

彼岸田遺跡

〔大分〕

飯塚遺跡

同

〔佐賀〕

中原遺跡

一九九九年

二〇〇〇年度

〔長崎〕

沖城跡（長崎県教育委員会）

沖城跡（諫早市教育委員会）

〔熊本〕

上高橋高田遺跡

白藤遺跡群

〔鹿児島〕

京田遺跡

〔沖縄〕

銘苅直禄原遺跡

〔大分〕

〔佐賀〕

論文

木簡の撮影

横簿と木簡―正倉院文書の帳簿・継文と木簡―

小松 譲

川口 洋平

川瀬 雄一

網田 龍生

林田 和人

宮田 栄一・川口 雅之

富岡 麻子

井上 直夫

山口 英男

24

23

23

23

24

22

22

21

21

279

22

238

吉留 秀敏

吉留 秀敏

吉留 秀敏

菅波 正人

菅波 正人

大庭 康時

荒牧 宏行

米倉 秀紀

〔熊本〕

平川 南

吉武 学

小田 和利

永松 みゆき・館野 和己

館野 和己

小松 譲

22

22

23

23

22

22

22

22

22

22

21

22

25

23

25

25

25

22

22

22

22

22

22

22

22

22

22

22

22

22

22

22

22

22

22

213

220

191

157

198

189

186

222

223

275

156

23

23

23

24

167

226

22

22

22

22

22

22

22

22

木簡撮影概説—表現しにくい文字の撮影—	杉本和樹	22
七世紀木簡の国語史的意義	大剣 隆	23
飛鳥池木簡の再検討	吉川真司	23
都城出土漆紙文書の未解	古尾谷知浩	24
中世木札文書研究の現状と課題	田島鳥 哲	25
長登銅山遺跡出土の銅付札木簡に関する一試論	畑中影子	25
古代荷札木簡の平面形態に関する考察	友田那々美	25
—平城宮・平城京跡出土資料を中心に—		259
〔シンボジウム〕「長屋王家木簡をめぐって」の記録	渡辺晃宏	21
削屑からみた長屋王家木簡	勝浦令子	21
長屋王家の米支給関係木簡	榑木謙周	21
長屋王家の経済基盤と荷札木簡	東野治之	21
討論のまとめ		293
〔但馬特別研究会の記録〕		
日高町の古代遺跡と出土木簡	加賀見省一	24
出石町の古代遺跡と木簡	小寺 誠	24
狹狭遺跡出土木簡と但馬国豊岡盆地の桑里	山本 崇	24
		208

九世紀の国郡支配と但馬国木簡	吉川真司	24
文書と題籤軸（報告要旨）	杉本一樹	24
討論のまとめ	館野和己・今津勝紀	24
		248
書評 今泉隆雄著『古代木簡の研究』	森 公章	21
書評 鬼頭清明著『古代木簡と都城の研究』	北村優季	22
書評 森公章著『長屋王家木簡の基礎的研究』	平石 充	22
書評 富谷至編『辺境出土木簡の研究』	高村武幸	25
新刊紹介 V・L・ヤーニン著 松木栄三・三浦清美訳		269
『白樺の手紙を送りました—ロシア中世都市の歴史と日常生活—』	渡辺晃宏	230
長岡宮跡出土の死亡人帳（漆紙文書）	清水みき	21
秋田城跡出土の死亡人帳（漆紙文書）	吉川 聡	21
藤原京の桑坊呼称について	寺崎保広	21
京都・浅後谷南遺跡で木簡状木製品出土	水谷壽克	22
木簡の穿孔位置	馬場 基	23
デジタルカメラを用いた木簡の赤外線撮影	中村一郎	23
長岡京跡石京・久保川遺跡出土の墨書石	古岡正浩	24
新潟・下割遺跡出土の果樹の絵を描いた曲物	田中一穂	25
		166

PROCEEDINGS OF THE JAPANESE SOCIETY
FOR THE STUDY
OF WOODEN DOCUMENTS

NO. 25 2003

Contents

Foreword: Looking at Wooden Documents.....	HIRAKAWA Minami.....	i
Contents		iii
Legend		vii
Wooden Writing Tablets Recovered in 2002		1
Outline.....	WATANABE Akihiro.....	1
Explanatory Notes		7
Nara Prefecture: Nara Palace Site; Block 3, West Third Ward on Second Street, Nara Capital Site; Former Precinct, Saidaiji Temple; Ichijōin Site, Kōfukuji Temple; Fujiwara Capital Site; East First Ward on Seventh Street, Fujiwara Capital Site; West First Ward on First Street, Fujiwara Capital Site; West Fourth Ward on Sixth and Seventh Streets, Fujiwara Capital Site; Garden Pond Remains at the Asuka Capital Site; Sakafuneishi Site; Sakatadera Temple Site		
Kyoto Prefecture: Nagaoka Capital Site; Block 6, West First Ward on Third Street, Heian Capital Site; Former Precinct, Tōji (Kyōōgokokuji) Temple		
Osaka Prefecture: Site located in Nakanoshima 6-chōme; Nagahara Site; Nishinotsuji Site; Kitoragawa Site; Nakano Site; Sara-gun Jōri Site		
Hyogo Prefecture: Mihara Ishida Site		
Mie Prefecture: Nakabayashi-Nakamichi Site		
Aichi Prefecture: Teiyōin Site; Kamihashika Site		
Shizuoka Prefecture: Nakamura Site; Hakoneda Site		
Kanagawa Prefecture: Gongōmasu (Buppōji Temple) Site		

Tokyo Prefecture: Shimoyakebe Site	
Saitama Prefecture: Kisai Castle Site; Kisai Castle Samurai Residence Site	
Chiba Prefecture: Daijionji Temple Site	
Ibaraki Prefecture: Haguro Site	
Shiga Prefecture: Noji Okada Site; Nishigawara Site; Nishigawara Miyanouchi Site; Sandō Site	
Gifu Prefecture: Mirokuji Nishi Site	
Nagano Prefecture: Nakamachi, Matsumoto Castle Town Site	
Gunma Prefecture: Yakushi Site	
Tochigi Prefecture: Sano (Kasugaoka) Castle Site	
Fukushima Prefecture: Izumi Abandoned Temple Site	
Miyagi Prefecture: Sendai Castle Site (Secondary Enclosure, Northern Samurai Residential District); Ōfurumachi Site; Ichikawabashi Site	
Iwate Prefecture: Shirayama Site; Ōike Site, Chūsonji Temple precinct	
Akita Prefecture: Meitokukan Domain School Site	
Aomori Prefecture: Shinjō Hiraoka Site (No. 4)	
Fukui Prefecture: Ishimori Site	
Ishikawa Prefecture: Uneda-Jichū Site; Nakaya Sawa Site; Minami Shinbo Kita Site	
Niigata Prefecture: Shimooki Kita Site; Uramawari Site; Kusano Site; Yashiki Site	
Shimane Prefecture: Aoki Site	
Hiroshima Prefecture: Ōban Ichigō Site	
Yamaguchi Prefecture: Nobuyuki Jōri Site	
Kagawa Prefecture: Hamanomachi Site	
Tokushima Prefecture: Shinkurachō 3-chōme Site; Jōsanjima Site; Shugomachi Shōzui Site	
Ehime Prefecture: Minami Edo Kujume Site; Beppu Site	
Fukuoka Prefecture: Kusami Minamizuka Site; Shimotsukiguma C Site; Takabatake Site; Motooka-Kuwabara Site	
Wooden Documents Recovered before 1977 (25)	193
Nara Prefecture: Sakatadera Temple Site	
Revisions and Additions (6)	197
Shiga Kōen Site, Aichi Prefecture (No. 24); Motooka-Kuwabara Site, Fukuoka Prefecture (No. 23)	
Articles	
Research on Medieval Wooden Writing Tablets: Current State and Problems	TARASHIMA Satoshi..... 203
A Tentative Interpretation Regarding the Wooden Document Labels for Copper, Recovered from the Naganobori Copper Mine Site	HATANAKA Ayako..... 213
Observations on the Horizontal Outlines of Ancient Wooden Documents Used as Shipping Labels.....	TOMODA Nanami..... 239

Book Review

TOMIYA Itaru, ed., <i>Henkyō shutsudo mokkan no kenkyū</i> [Research on wooden documents from outlying regions]	TAKAMURA Takeyuki.....	269
Bulletins	WATANABE Akihiro.....	278
Index of <i>Proceedings of the Japanese Society for the Study of Wooden Documents</i> , Vols. 21-25		281
Editor's Notes	DOBASHI Makoto.....	298
Column:		
<i>A Magemono</i> (Wooden Box) Drawn with a Picture of a Fruit Orchard, Recovered from the Shimowari Site, Niigata Prefecture	TANAKA Kazuho.....	166
The Designation of Nara Palace Wooden Documents as Important Cultural Properties.....	WATANABE Akihiro.....	202
Reports of the Society:		
On the Petition Calling for Immediate Withdrawal of the Plan for a Tunnel Directly Beneath the Nara Palace for the North Yamato Road.....		276

Published by

THE JAPANESE SOCIETY
FOR THE STUDY OF WOODEN DOCUMENTS

木簡研究 第二五号

二〇〇三年十一月二十日 印刷

二〇〇三年十一月二十五日 発行

〒630-8577
奈良市二条町二丁目九番一号
奈良文化財研究所

編集発行

木

平城・史料調査室 気付
簡学會
会長 佐藤 宗 諱

TEL (074) 310-1837

E-mail mokkan@rahbanka.co.jp

振替口座 0100-1-1517

〒600-8475
京都市下京区油小路仏光寺上ル

印刷

真 陽 社

TEL (075) 351-1603 四

